

# ICHI KA WA



I&Iプラン21

市川市総合計画  
第三次基本計画

The Ichikawa City Comprehensive Plan / The Third Basic Plan

# 2023 → 2025



# はじめに

このたび、令和5年度から7年度までの3年間を計画期間とする「市川市総合計画第三次基本計画」を策定いたしました。計画の策定にあたり、長期間に渡りご審議いただきました市川市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、市民ワークショップやパブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の方々、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

現在、私たちの社会は大きな変革期にあります。本市においても、少子高齢化の進行、高まる災害リスク、地球温暖化などによる気候変動、急速なデジタル化、そして、新型コロナウイルス感染症による社会変容などは、市民の生活に大きな影響をもたらしています。

このような中、市政運営で最も重要なことは、具体的に行動し対策を講ずることです。第三次基本計画では、まちづくりの目標を「具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり」とし、長期的な視点を持ちながらも、3年間という計画期間におけるスピード感をもった取り組みを定めています。

本市が令和6年に迎える市制施行90周年、そして、100周年と、その先の未来に向かって発展し続けるため、第三次基本計画のもと、市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいります。今後も多くの皆様の積極的なご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年4月  
市川市長 田中 甲



# 目次

## I. 総論

1. 第三次基本計画策定の趣旨	2
2. 第三次基本計画の位置づけ	4
(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割	4
(2) 計画期間	5
3. 基本構想の概要	6
4. 第三次基本計画策定にあたって	8
(1) 時代の潮流	9
(2) 本市の現状	13
・人口	13
・産業	17
・都市基盤	19
・財政	22
(3) 第二次基本計画の評価	26
5. 本市の重点課題	28
6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合	31
7. SDGs への積極的な取り組み	32

## II. 第三次基本計画で目指す姿

1. まちづくりの目標	39
2. 未来へのアプローチ	40



### III. 施策別計画

基本目標1 真の豊かさを感じるまち .....	55
基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち .....	81
基本目標3 安全で快適な魅力あるまち .....	89
基本目標4 人と自然が共生するまち .....	117
基本目標5 市民と行政がともに築くまち .....	131
基本構想 .....	147
資料編 .....	157





# 総論

# 01 第三次基本計画策定の趣旨



本市の総合計画である「市川市総合計画 I&Iプラン21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（平成13～概ね令和7年（2001～2025年））を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げています。

本市がこの基本構想を策定して22年の月日が経過しました。この間に人口は減少に転じ、少子高齢化が一気に進展、東日本大震災などの災害や新型コロナウイルスなどの新興感染症などにより、社会や生活の在り方が大きく変わりました。





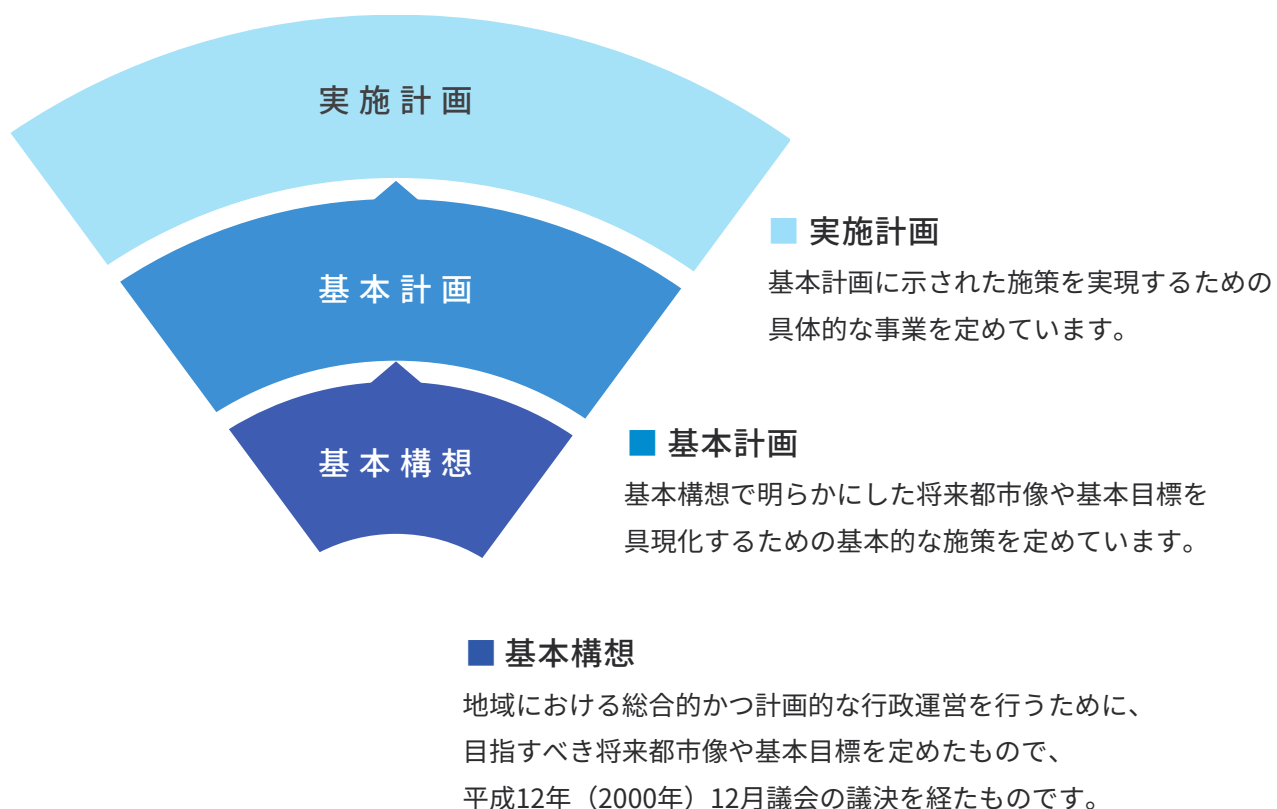
22年前に基本構想で掲げた基本理念や将来都市像は、今もなお本市にとって不変のものですが、そこに向かうアプローチ方法は、このような時代の変化を取り入れ、常に点検していかなければなりません。

この第三次基本計画（令和5～7年度（2023～2025年度））は、将来都市像の実現に向けたこれまでのアプローチ方法を今一度点検するため、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきた本市の重点課題などを踏まえ、総合計画を補完するとともに、基本構想のもと第一次基本計画（平成13～22年度（2001～2010年度））、第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））をとおして進めてきた本市のまちづくりを総括し、次期総合計画につなげていくための計画です。

# 02 第三次基本計画の位置づけ

## (1) 市川市総合計画における計画ごとの役割

市川市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成されています。



## (2) 計画期間

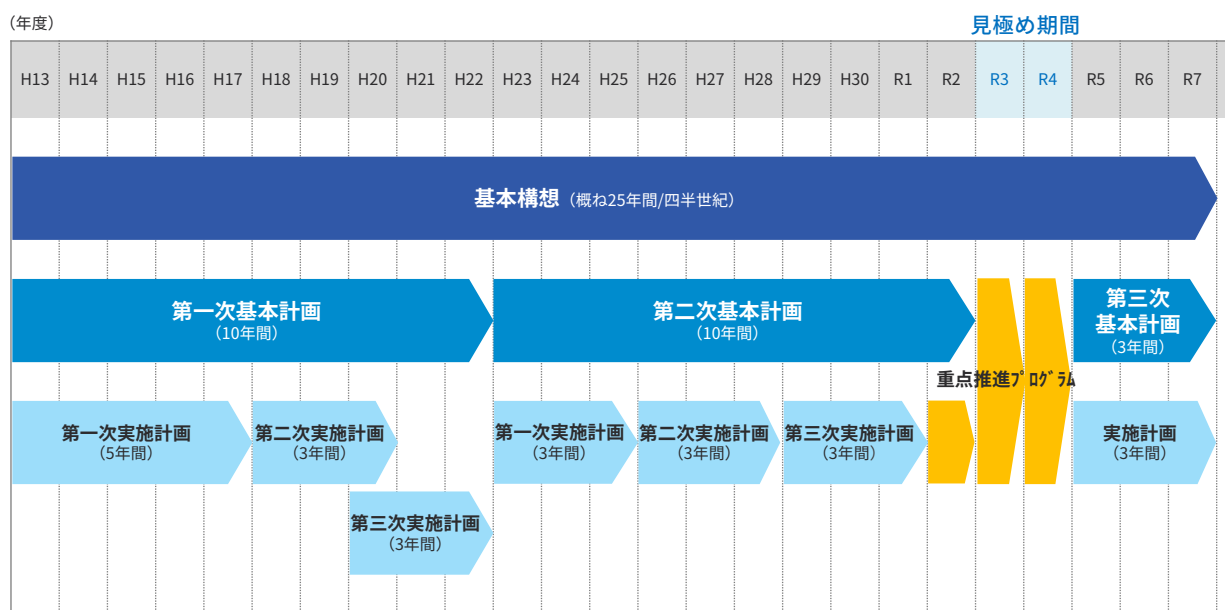
本市は、「市川市総合計画 I&Iプラン21」の基本構想（平成13～概ね令和7年（2001～2025年））に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画（平成13～22年度（2001～2010年度））及び第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第二次基本計画が令和2年度（2020年度）をもって終了した後、本来であれば令和3年度（2021年度）から次期計画を開始すべきところでしたが、現在の移り変わる社会情勢や本市の人口推移を鑑み、諸課題を多面的に検討するため、令和3～4年度（2021～2022年度）の2年間を次期計画の策定のための見極め期間として設けることとしました。

なお、この2年間に加えて、第二次基本計画の残存する令和2年度（2020年度）を加えた3年間については、これまでの歩みに切れ目が生じることのないよう、重点推進プログラムを策定し、事業を推進してきました。

そして、見極め期間において、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像を実現するための適切な施策を検討し、切れ目なく次期総合計画につないでいくための重要な役割を担う第三次基本計画（令和5～7年度（2023～2025年度））を策定しました。

また、第三次基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めた実施計画（令和5～7年度（2023～2025年度））を策定します。



## 03

## 基本構想の概要

(平成13～概ね令和7年(2001～2025年))

## まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。

豊かさの受け止め方はさまざまですが、

生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、

多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」

さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく

「協働による創造」

の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。



## 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

## まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。



基本  
目標

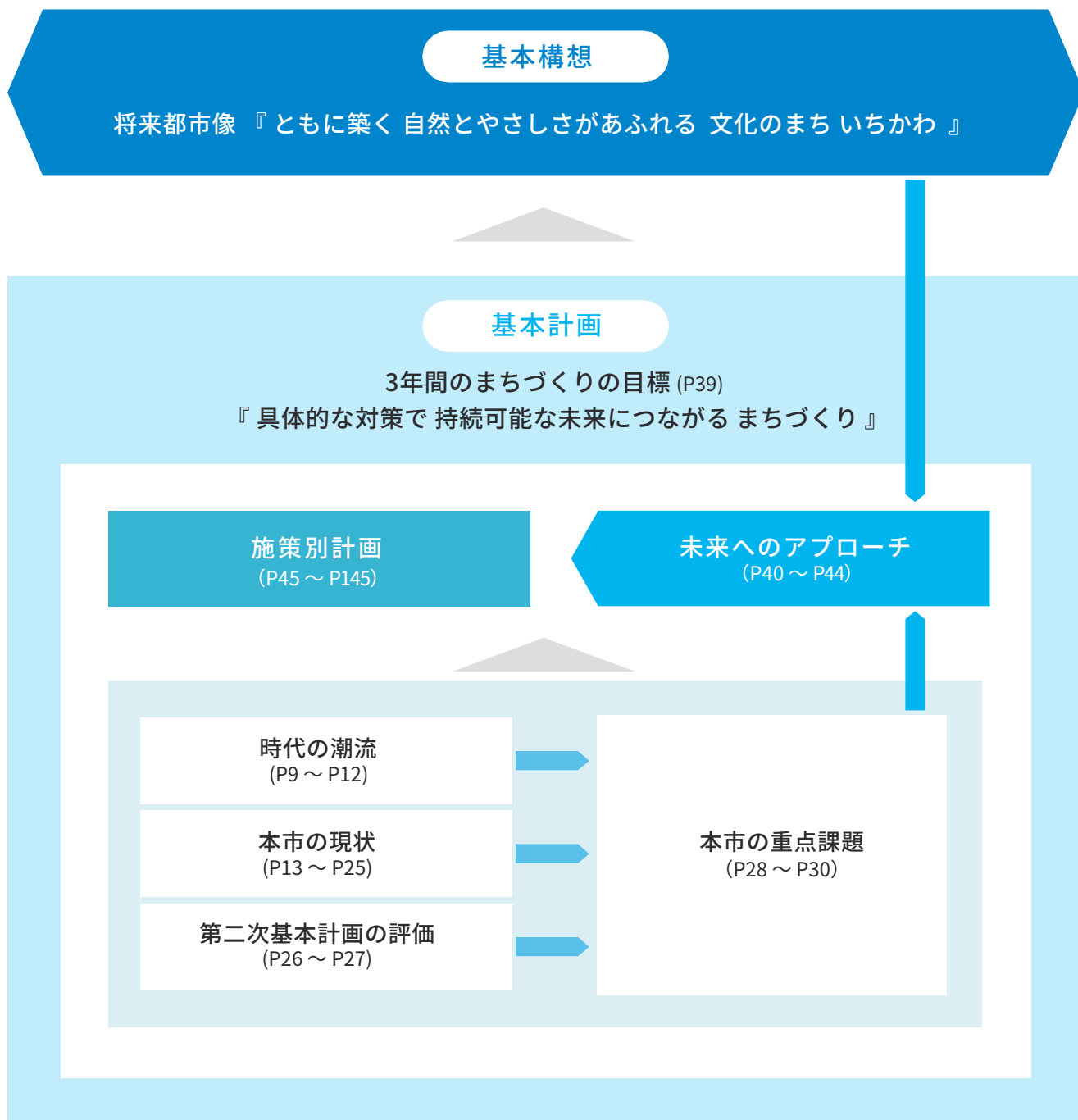
- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

※ 基本目標の本文と施策の方向は基本構想（P147～P156）に掲載

# 04 第三次基本計画策定にあたって

第三次基本計画では、3年間で実効性・即効性のある施策を講じるため、まちづくりの目標を「具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり」とし、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見てきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像の実現に向け、適切な施策を講じます。

また、「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「未来へのアプローチ」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。



## (1) 時代の潮流

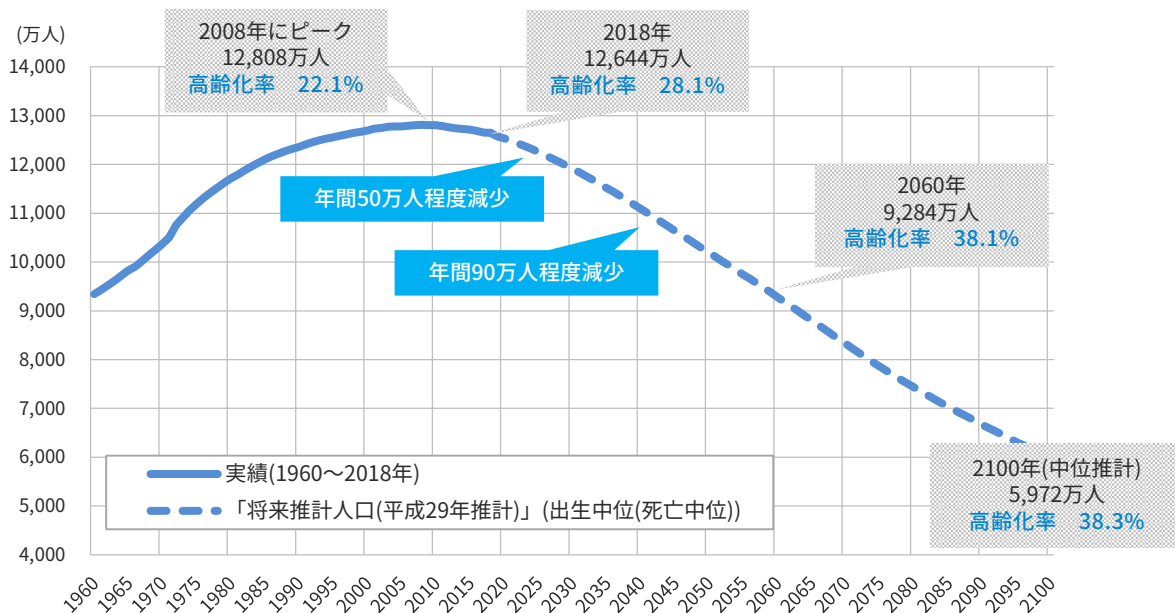
### 人口減少・少子高齢化の進行

現在、我が国は、深刻な人口減少と少子高齢化の問題に直面しています。

総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じており、令和42年（2060年）には、9,284万人まで減少することが見込まれています。加えて、高齢化率は、令和42年（2060年）には、38.1%まで増加することが見込まれています。

このような人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障費の増大や労働人口の減少、経済規模の縮小、地域の活力の低下、高齢者の単身世帯の増加など様々な社会的・経済的な問題が深刻化することが懸念されています。

#### ◆総人口と将来推計



※総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口(平成29年推計)」等に基づき作成。

資料：内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

## 安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨、土砂災害などが相次いで発生しています。さらには、近い将来、発生が予測されている首都直下地震や地球温暖化に伴う気候変動など、自然災害に対する危機感が年々高まっています。

また、北朝鮮の核・ミサイル問題や米中対立の激化、ロシアによるウクライナ侵攻などによる地政学リスクの高まりに加え、子どもが被害に遭う凶悪犯罪や高齢者を狙った電話de詐欺・消費者被害、悪質な運転による交通事故、食の安全性に関する問題など様々な懸念が高まっており、安全・安心の確保に向けた取り組みが強く求められています。

## 価値観、ライフスタイルの多様化

社会の成熟やグローバル化・情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルは一層多様なものとなってきています。物質的な豊かさより精神的な豊かさや生活の質の向上を求める人々が増え、幸福に対する考え方も画一的なものではなくなっています。

それぞれの価値観やライフスタイルを持つ人々がお互いの違いを受け入れ、認め合い、誰もが自分らしく幸福に暮らせる地域社会の実現が求められています。

## 地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景とし、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで対面を前提としていた交流や地域活動が制限されたことで、この傾向に一層の拍車がかかりました。

地域コミュニティは、地域の歴史・文化の継承を行うとともに、防災・防犯や地域福祉、教育、商業、自然環境の保全などの面において重要な役割を持っていることから、人と人とのつながりを強め、あらゆる世代の人々が地域に積極的に参画できる環境をつくりあげていかなければなりません。

## 経済情勢の変化

わが国の経済は、「成長」の時代から、「成熟」の時代へと大きな転換期を迎えています。

近年、新型コロナウイルス感染症や国際情勢に伴う物価高騰、サプライチェーンの混乱、為替相場の大きな変動など不安定な状況が続いており、経済情勢に大きな影響を与えています。

また、中長期的にみると、進行する人口減少や少子高齢化に伴う労働力や資本投入額の減少が、今後、我が国の経済規模の縮小をもたらすことが予想されています。

このような条件下で持続的な経済成長を実現するため、イノベーションの喚起による一人当たりの生産性の向上などに取り組む必要があります。

## 環境問題の深刻化

地球温暖化や海洋汚染、大気汚染、生物多様性の喪失などの環境問題が、年々深刻化しています。とりわけ、地球温暖化の問題は、近年、何十年に一度とされる規模の豪雨や台風が頻繁に発生するなど、私たちの身近な生活にも及んでいます。

国は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しており、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、「地球温暖化対策計画」などに基づき、官民挙げた取り組みを推進しています。

## グローバル化の進展

輸送手段や情報通信などが発達する中で、国境を越えた人や物、資金、サービス、情報の移動が一層活発となっています。

グローバル化の進展は、異文化への接触の機会を増やすとともに、効率的な国際分業による生産性の向上など、我々の暮らしをより豊かにします。その反面、地球規模での市場経済化が進み、競争の激化による格差の拡大や、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などにつながる懸念もあり、グローバル化に対応した人材、産業の育成が求められています。

また、近年は、感染症の拡大やサプライチェーンの混乱や、新興・途上国の資本流出など、経済性・効率性と併存するグローバル化のリスクが顕在化しており、これまでのグローバル化の在り方を見つめなおす動きも広がっています。

## デジタル化の普及と活用

インターネットやスマートフォンなどの利用拡大に伴い、デジタル技術が飛躍的に発展、普及し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。SNSやテレワーク、オンライン授業などが浸透し、デジタルは今や人々のコミュニケーション、日常生活になくてはならないものとなっています。

国は、デジタルを地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉であると位置づけ、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方でデジタル化を積極的に推進していくことを目指しています。

デジタルを活用し、誰一人取り残されずすべての人が心豊かな暮らしを実現することが求められている中で、情報格差や情報リテラシー、個人情報保護、情報セキュリティなどの問題も浮き彫りとなっており、対応が求められています。

## 新型コロナウイルス感染症による社会の変容

令和2年（2020年）にWHO（世界保健機関）が新たなウイルスとして確認した新型コロナウイルスは、急速に世界中に蔓延しました。国内では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により外出自粛や店舗等への休業要請、時短要請が繰り返し行われるなど、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしました。

従来为社会活動が極端に制限される中で、急速かつ強制的に社会のデジタル化が進んだことで、テレワークなどの対面を前提としない働き方に代表されるように、場所にとられない生活や働き方、サービスの在り方が受け入れられるようになりました。今後のまちづくりは、このような社会の変容を踏まえた市民ニーズを的確に反映することが求められています。

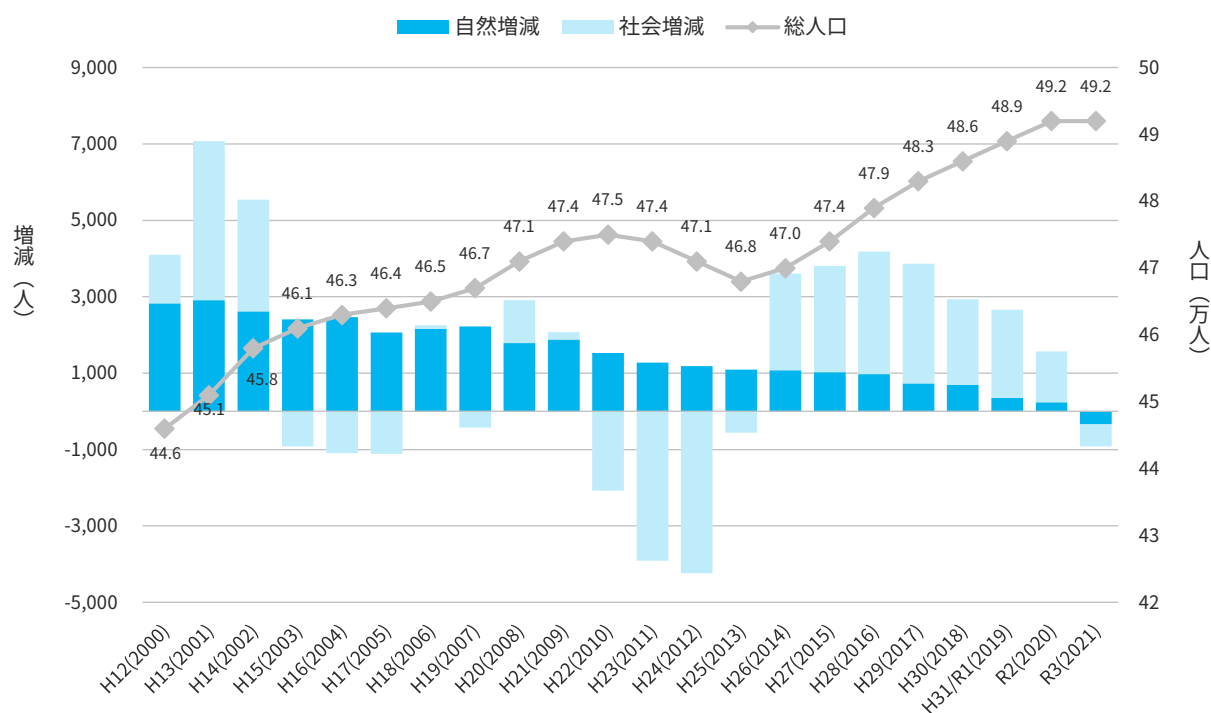
## (2) 本市の現状

### 人 口

#### ■ これまでの人口増加

本市の総人口は、平成23年（2011年）から25年（2013年）にかけての一時的な減少を挟みつつもほぼ一貫して増加傾向が続き、令和2年（2020年）3月末には49万2,283人となり、過去最高（3月末時点）を更新しました。しかしながら、令和3年（2021年）に自然増減と社会増減がそれぞれ減少となったことから、同年3月末時点の総人口は49万1,545人となり、前年からわずかに減少となりました。

◆ 総人口の推移（各年3月31日時点）と自然増減・社会増減の変化（各年間）の関係

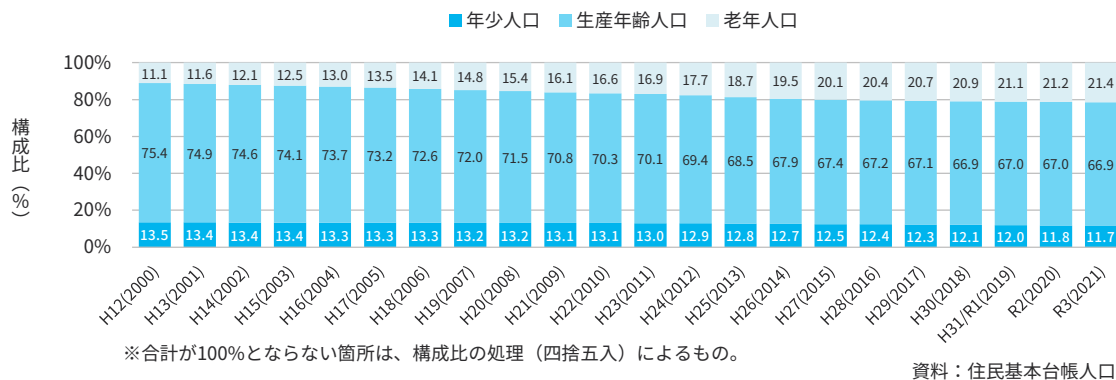


資料：住民基本台帳人口

## ■ 進行する高齢化

令和3年（2021年）3月末時点における年齢3区分別構成比は、年少人口（0～14歳）が5.8万人（11.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が32.9万人（66.9%）、老年人口（65歳以上）が10.5万人（21.4%）となっています。平成17年（2005年）から老年人口が年少人口を上回っており、その傾向は拡大傾向にあることから、本市においても高齢化が進行していることがわかります。

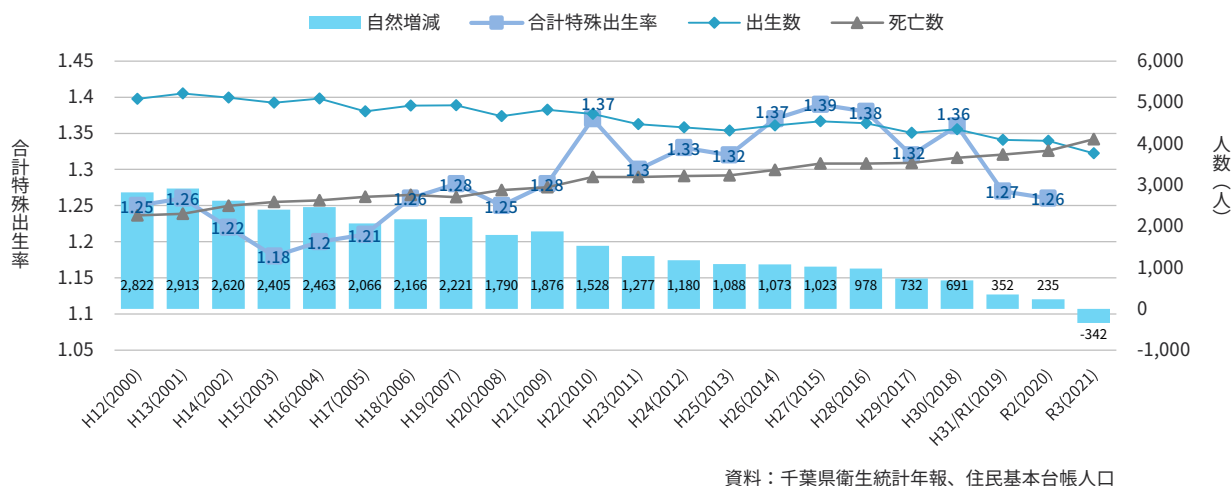
◆ 年齢3区分別人口構成比の推移（各年3月31日時点）



## ■ 年々減少傾向にある自然増

本市では、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、令和3年（2021年）に自然増減が減少に転じました。合計特殊出生率についても、平成27年（2015年）の1.39をピークに減少傾向となり、令和2年（2020年）には、1.26まで低迷しています。

◆ 合計特殊出生率（各年）、出生数・死亡数・自然増減（各年間）の推移

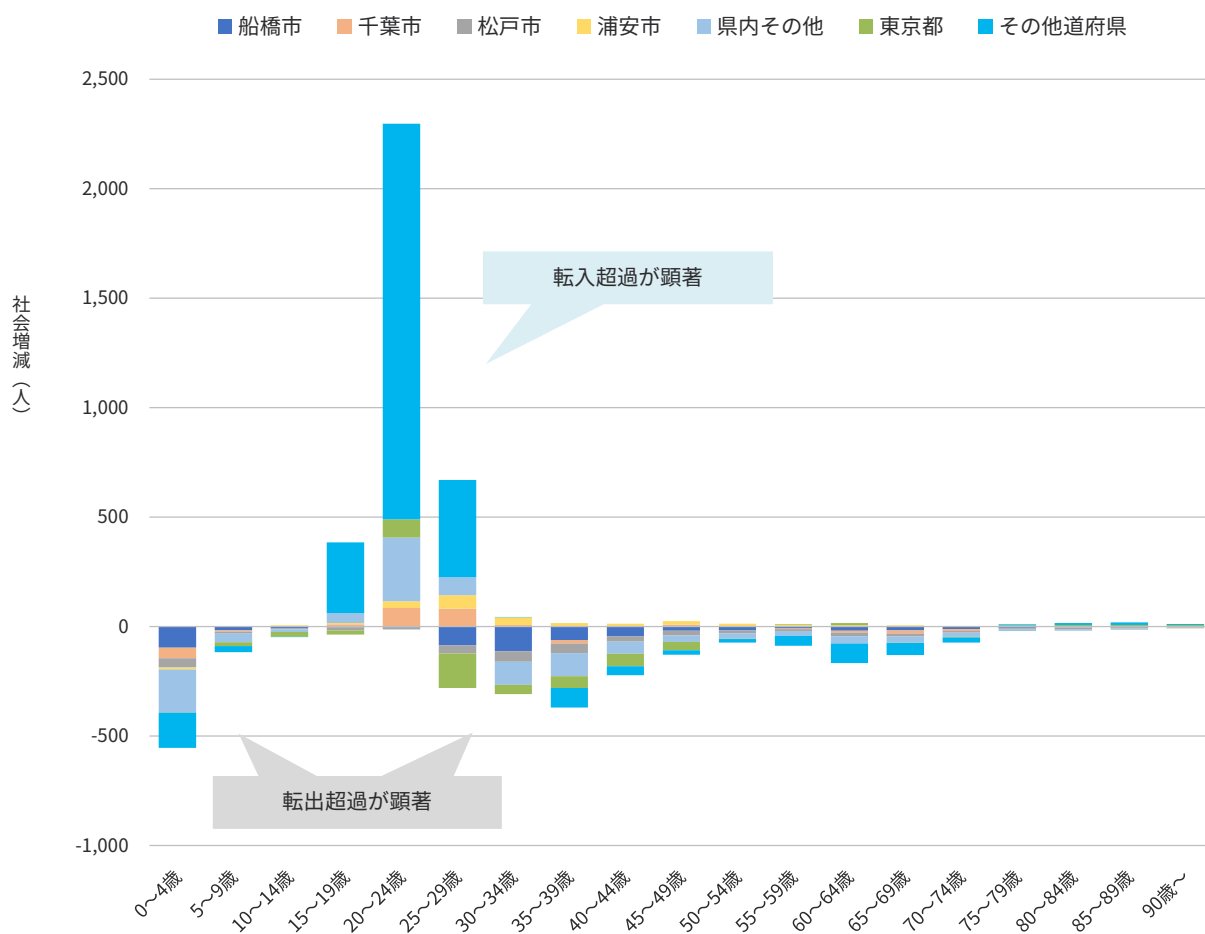




## ■ 若い世代の転入と子育て世代の転出

本市は、東京圏への就学・就職に伴い、若い世代が全国各地から転入してきており、20代前半の転入超過が顕著となっています。一方で、子育てを始める・始めた世代などが近隣自治体へ転出しており、30代と40代前半、5歳未満の転出超過が顕著となっています。

◆ 転入・転出者の年齢別比較（純移動数 平成24～令和2年度の平均）

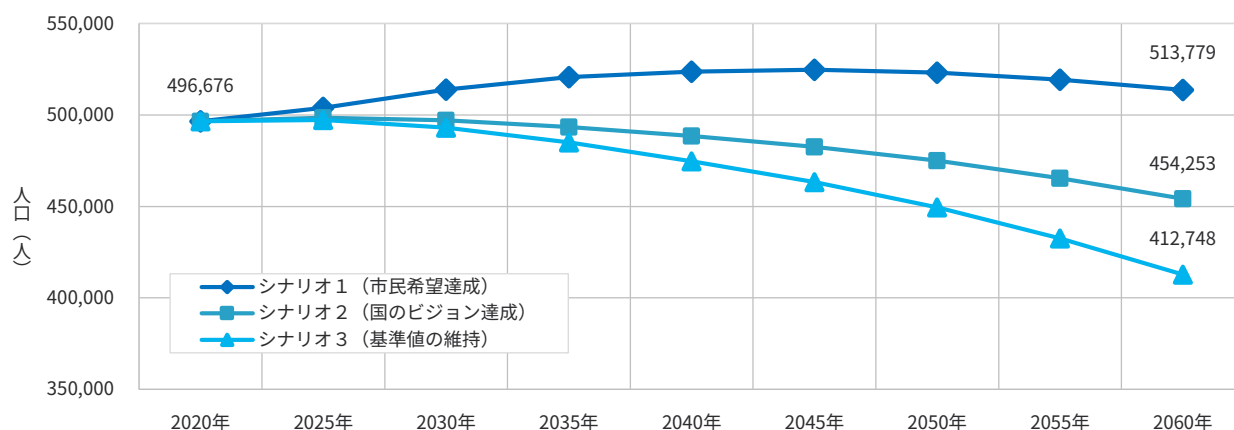


資料：住民基本台帳人口

## ■ 人口減少局面への突入（将来人口推計／総人口）

これまで増加傾向にあった本市の総人口も現在の基準値（過去5年の出生率の平均、過去8年間の純移動率の平均）が維持された場合、2025年頃から減少に転じ、人口減少局面へ突入することが見込まれています（シナリオ3）。施策等をとおして、市民の出生・定住希望を実現していくこと（シナリオ1に近づけていくこと）が重要となります。

### ◆ 将来人口推計（総人口）

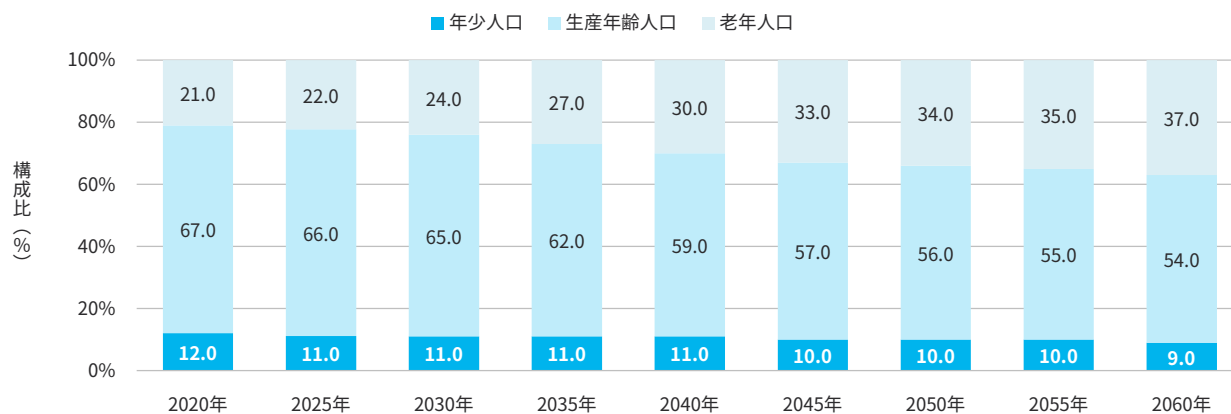


※ 基準人口を令和2年（2020年）10月1日時点の国勢調査に基づく人口とする。  
 ※ 詳細は資料編（P164～167）参照。

## ■ 生産年齢人口の減少（将来人口推計／年齢3区分別構成比）

今後は、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口（65歳以上）に置き換わっていくことが見込まれており、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面します。

### ◆ 「シナリオ3」における年齢3区分別人口構成比の推移



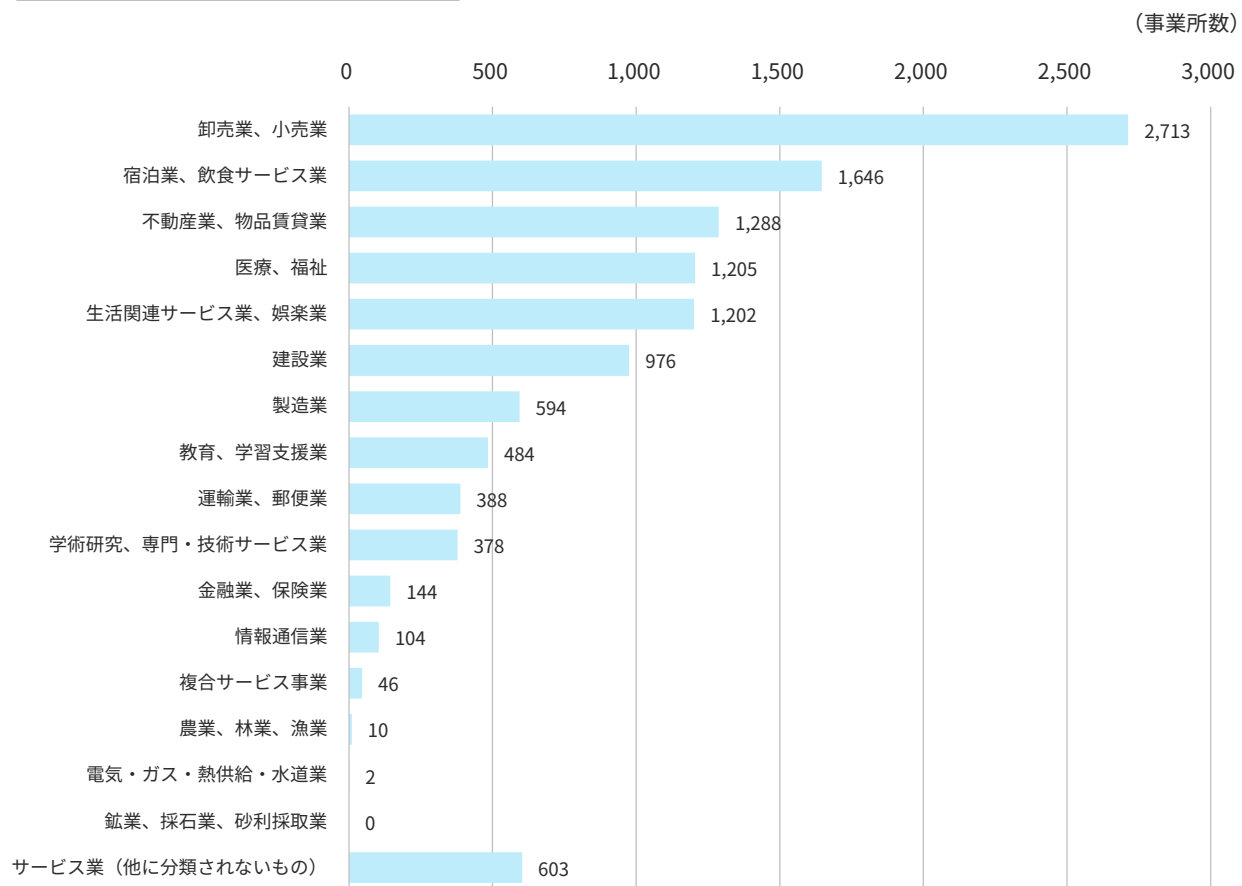
※ 合計が100%とならない箇所は、構成比の処理（四捨五入）によるもの。

## 産業

### ■ 事業所数

本市の事業所を産業分類別にみると、「卸売業、小売業」が2,713事業所（23.0%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の1,646事業所（14.0%）、「不動産業、物品賃貸業」の1,288事業所（10.9%）、「医療、福祉」の1,205事業（10.2%）となっており、都市型の産業構造となっています。

◆市川市の産業別事業所（平成28年6月調査）



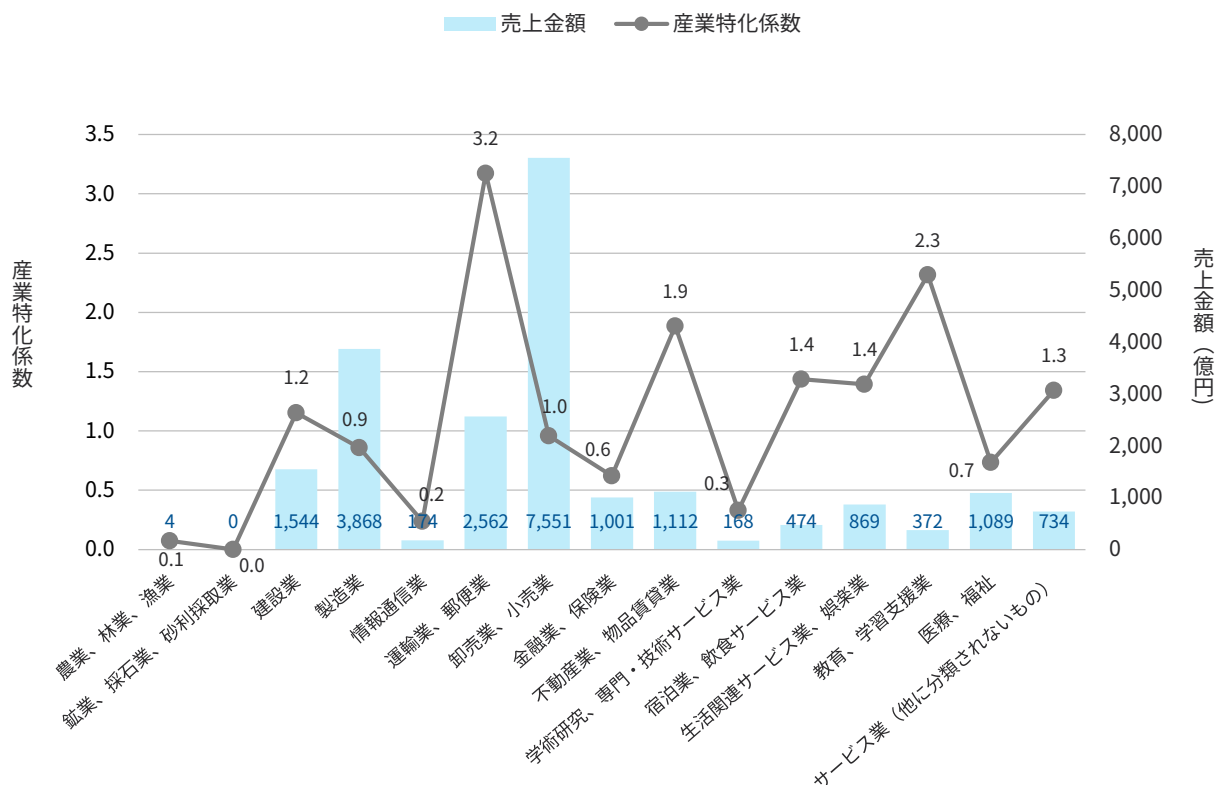
資料：平成28年経済センサス（事業所に関する集計 産業横断的集計）

## ■ 売上金額

市内事業所の売上金額は、約2兆1,570億円で、産業分類別にみると、「卸売業、小売業」が7,551億円（35.0%）で最も多く、次いで「製造業」が3,868億円（17.9%）で、この2つの産業で市内全体の売上の半数以上を占めています。

売上金額の産業特化係数をみると、「運輸業、郵便業」や「教育、学習支援業」などの係数が高く、本市に集積する物流拠点や教育機関の稼ぐ力が相対的に高いことが分かります。

◆売上金額の産業特化係数（平成28年6月調査）



資料：平成28年経済センサス（参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算値）

## 都市基盤

### ■ 土地利用

本市は市域の70.7%が市街化区域であり、都市化が進んでいます。一方、北部地域を中心に市域の29.3%が市街化調整区域となっており、低・未利用地が点在しています。

用途地域では、第1種低層住居専用地域が35.3%と最も多く、次いで、第1種住居地域が22.3%となり、都市に近いベッドタウンとしての特性を表しています。また、臨海部を中心に工業系の用途（工業専用地域 9.7%、工業地域 5.4%）も多く、物流拠点や化学製品工場、石油コンビナートなどが集積しています。

#### ◆都市計画決定一覧表

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
区域区分		5,639	100.0
	市街化区域	3,984	70.7
	市街化調整区域	1,655	29.3
用途地域		3,984	100.0
	第1種低層住居専用地域	1,408	35.3
	第2種低層住居専用地域	28	0.7
	第1種中高層住居専用地域	503	12.6
	第2種中高層住居専用地域	206	5.2
	第1種住居地域	889	22.3
	第2種住居地域	28	0.7
	近隣商業地域	121	3.0
	商業地域	75	1.9
	準工業地域	125	3.1
	工業地域	216	5.4
	工業専用地域	385	9.7

※合計が100%とならない箇所は、構成比の処理（四捨五入）によるもの。

資料：データにみる市川市の都市基盤(概要)2022

## ■ 主な都市基盤の近年・今後の変化

### 道路網

平成28年度（2016年度）に都市計画道路3・4・18号、平成30年度（2018年度）に東京外郭環状道路千葉区間などが開通し、長年の懸案であった南北軸の道路が整備され、市内外への移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和につながっています。また、江戸川においては、平成30年度（2018年度）に妙典橋が開通し、令和元年度（2019年度）に架換えが進められていた行徳橋が開通しました。

今後は、東京外郭環状道路と成田空港を最短で結ぶ一般国道464号北千葉道路の整備が予定されているなど広域道路網の更なる充実が図られます。

### 公共下水道（汚水・雨水）

江戸川左岸流域下水道は、平成27年度（2015年度）に市川幹線が、平成28年度（2016年度）に松戸幹線が完成し、令和2年度（2020年度）には江戸川第一終末処理場（第一系列）の整備が完了したことから、現在、本市で、公共下水道未普及地域の整備を進めています。令和3年度（2021年度）末の本市の下水道普及率は、76.8%（住民基本台帳人口ベース）となっており、今後、第二系列以降の整備に合わせて、下水道の普及が更に促進されます。

また、平成29年度（2017年度）に供用開始した大和田ポンプ場や現在建設が進められている市川南ポンプ場により、頻発する集中豪雨などに対して排水能力の向上が図られます。

### 公共施設等

市庁舎の建て替えが完了し、令和2年度（2020年度）に第1庁舎が、令和3年度（2021年度）に第2庁舎が全面開庁となりました。また、令和2年度（2020年度）には行徳野鳥観察舎（あいねすと）が開設、令和3年度（2021年度）には小塚山公園の拡充整備が完了しました。

今後もぴあぱーく妙典（下妙典公園）の全面開園や（仮）八幡市民複合施設の建設が予定されており、市民が利用できる公共空間の整備が進んでいます。

一方で、公共施設の約8割が築20年以上となり、生活の基盤となるクリーンセンターや斎場については、建て替えが計画されていることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていかなければなりません。

## 市街地整備

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を目的としてJR本八幡駅北口の再開発が進められてきました。平成28年度（2016年度）に本八幡A地区市街地再開発事業が完了し、今後についても、新たな地区の再開発を進めるため、地権者や事業者、行政が協働して、街づくり計画や実現に向けた検討を進めています。

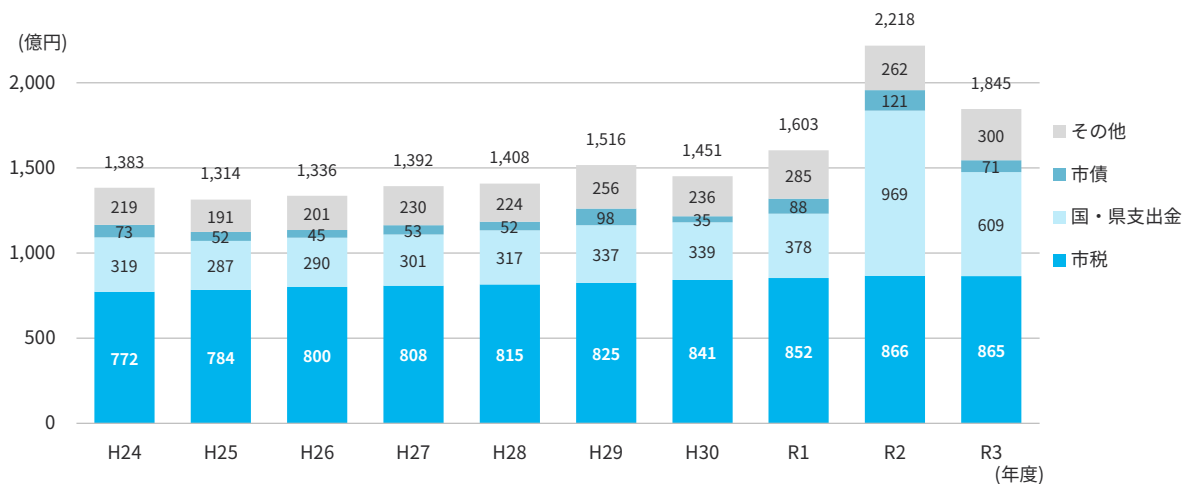
### ◆市内全域地図



## 財政

### ■ 歳入の推移（一般会計／決算値）

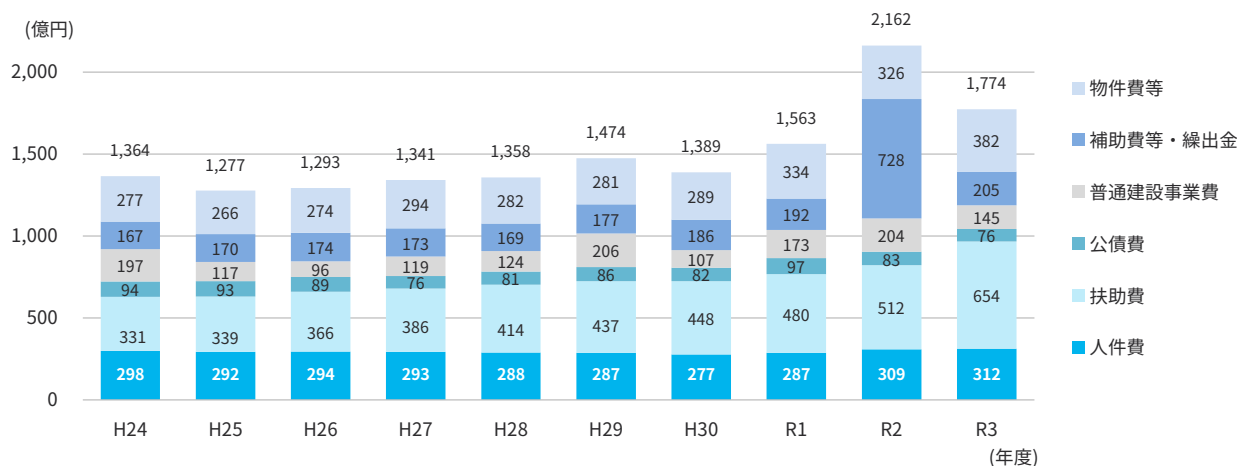
歳入の総額は、「国・県支出金」の増に伴い、概ね増加傾向にあります。一方、「市税」（特に個人市民税及び法人市民税）は、景気変動の影響を大きく受ける歳入であるため、新型コロナウイルス感染症の影響などに注視が必要な状況です。



※ 令和2年度の「国・県支出金」の増は、特別定額給付金に係る国庫補助金などによるもの。  
 ※ 令和3年度の「国・県支出金」の例年と比較した場合の増は、子育て世帯への臨時特別給付に係る国庫補助金などによるもの。

### ■ 歳出の推移（一般会計／決算値）

歳出の総額も増加傾向にあります。その中でも、「扶助費」については、年々増加しており、削減が難しい性質であることから、今後も継続して増加することが見込まれています。また、老朽化した公共施設への対応等に伴い、「普通建設事業費」についても、今後一定規模の歳出が必要となります。

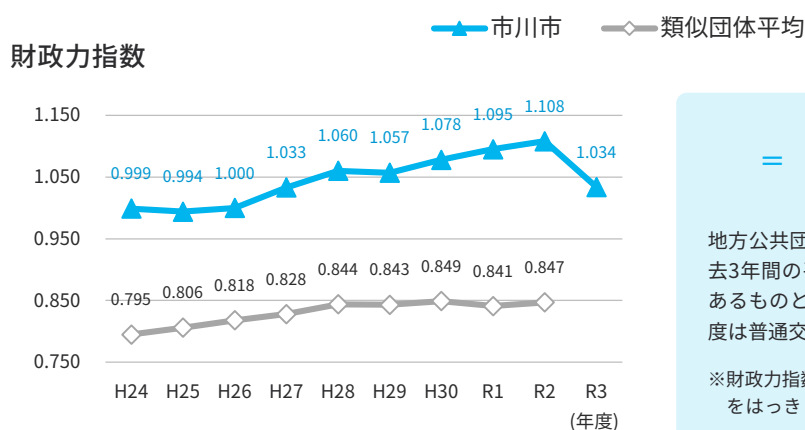


※ 令和2年度の「補助費等・繰出金」の増は、特別定額給付金などによるもの。  
 ※ 令和3年度の「扶助費」の増は、子育て世帯への臨時特別給付などによるもの。



## ■ 財政指標（決算値）

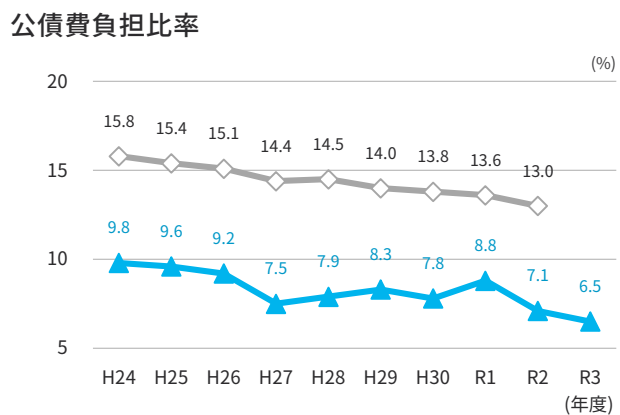
本市の各財政指標は類似団体と比べてもおおむね良好な数値で推移しています。



$$= \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

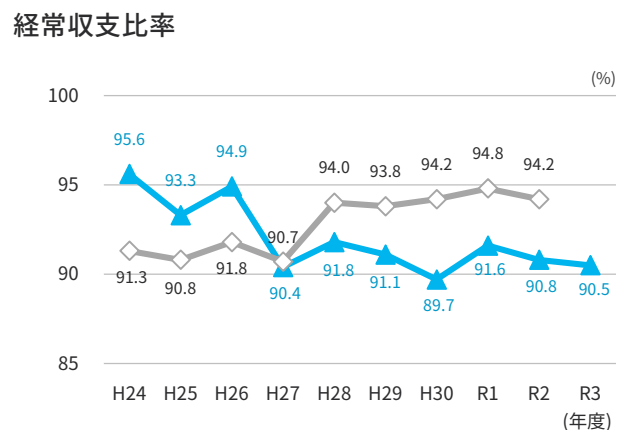
地方公共団体の財政力を示す指標で、当該年度を含む過去3年間の平均値をいい、数値が高いほど財源に余裕があるものとされる。単年度の数値が1を超えるとその年度は普通交付税が交付されない。

※財政力指数は通常3カ年平均値を用いるが、各年度の差異をはっきり示すため、ここでは単年度の数値を用いている。



$$= \frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源等総額}} \times 100\%$$

市税などの一般財源等総額のうち市債の元利償還金に充てられた一般財源の割合。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

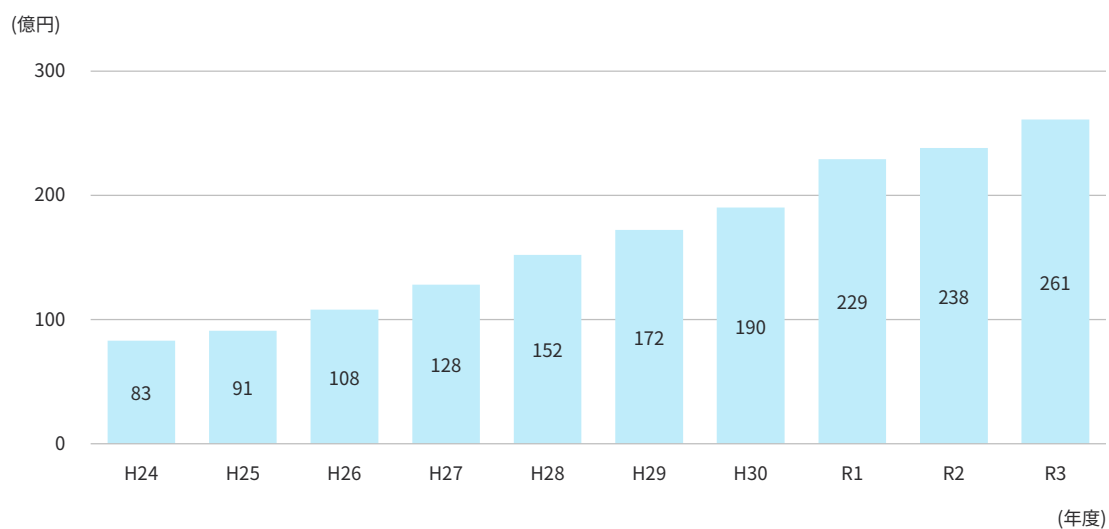


$$= \frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源収入額}} \times 100\%$$

市税・地方譲与税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費・扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、比率が低いほど弾力性が高いとされている。

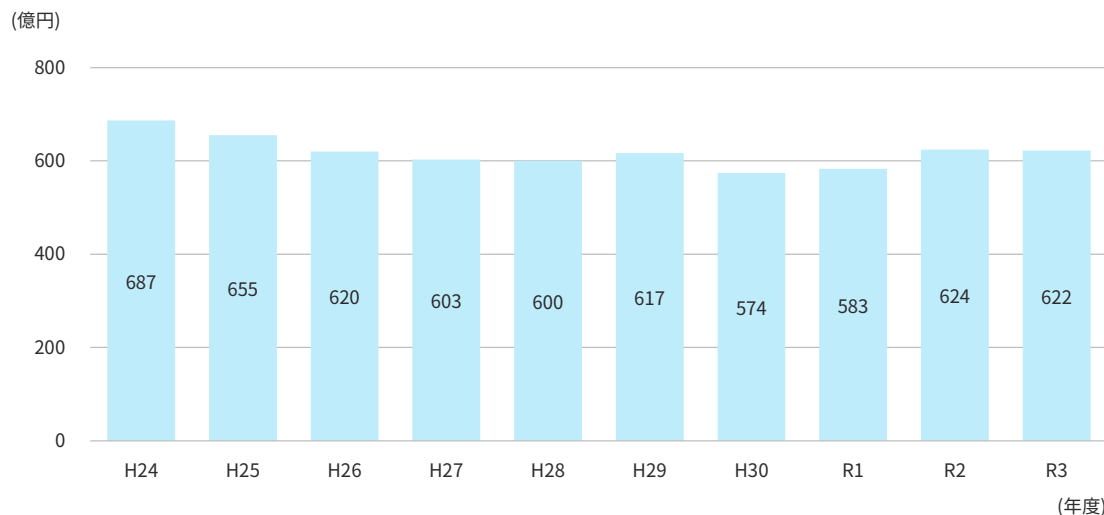
### ■ 財政調整基金残高の推移（決算値）

財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、経済不況等による税収の大幅な減少や、災害などの不測の事態における支出に備え、積み立てておくものです。本市の財政調整基金残高は年々増加しており、令和3年度（2021年度）は過去最高額となりました。



### ■ 市債残高の推移（一般会計／決算値）

近年の市債残高は、600億円前後で推移しています。市庁舎の建て替えや文化会館の大規模改修、学校校舎の整備などを行いながらも、計画的な活用を行うことで、市民1人当たりの市債残高は県内でも低い水準となります。

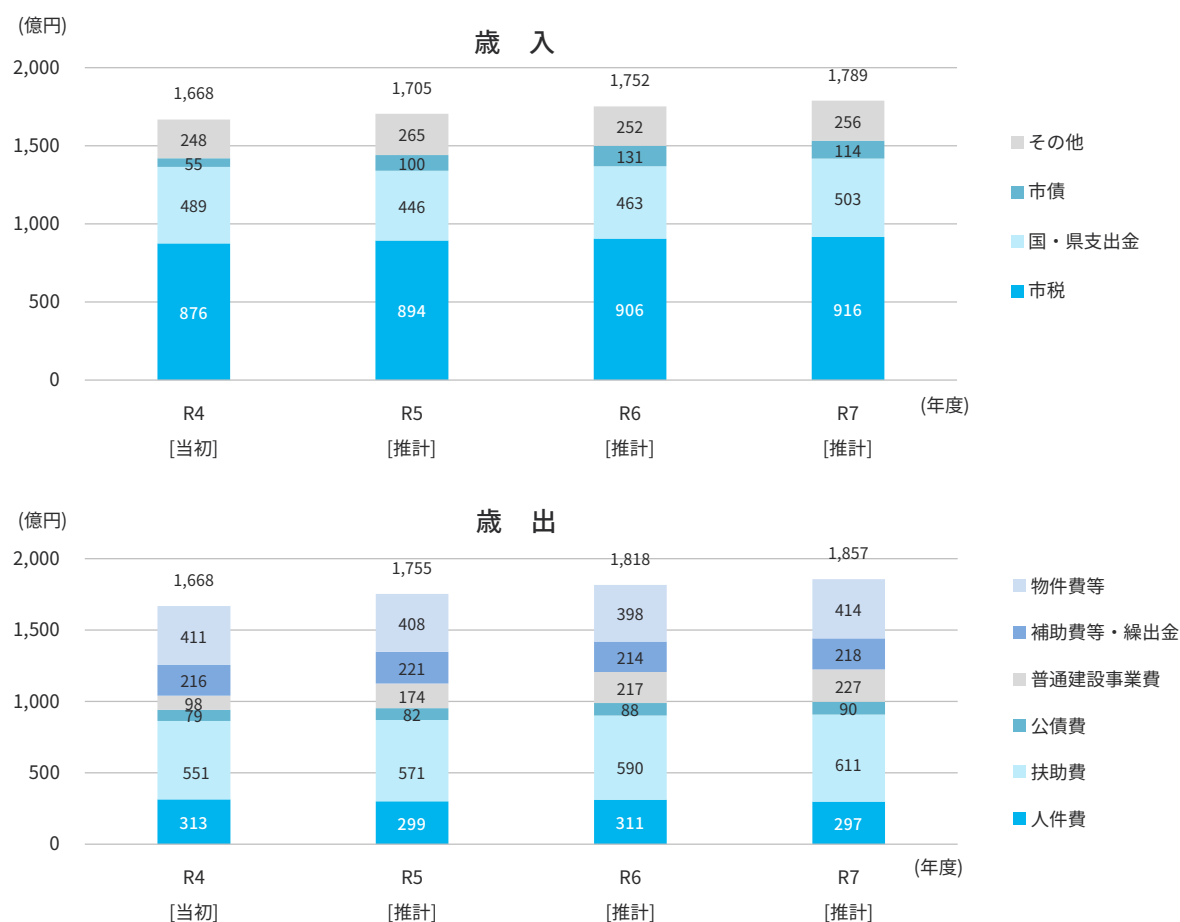


## ■ 今後について

これまで本市の財政状況は、堅実な運営により健全な状態で推移しており、歳入面では自治体運営の基礎となる市税収入等も増加傾向にあります。中長期的には、人口減少による市税収入の減少が懸念されています。一方、歳出面では、今後も増加が続く社会保障関係経費のほか、老朽化が進むクリーンセンターや斎場など生活の基盤となる公共施設やインフラの更新費用、これに伴う公債費の増加は避けられない状況となることが見込まれています。

持続可能な自治体運営を行っていくためには、引き続き歳入確保に努めるとともに、施策や事業の「選択と集中」を進めて財源を捻出し、有効活用・最適配分することで、安定的な行財政基盤を確立していかなければなりません。今後は、こうした厳しい財政状況にも対応しながら、第三次基本計画のもと、様々な行政課題やこれまで先送りにされてきた事業への着手など幅広いニーズに応えることで、本市の更なる発展を図っていく必要があります。

◆ 第三次基本計画期間（令和5～7年度（2023～2025年度））における中期財政見通し



※ 令和5年度以降の数値は事業予算要求ベースで推計。

### (3) 第二次基本計画の評価

本市では、これまで、第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））に基づいて、様々な施策、事業に取り組んできました。令和2年度（2020年度）には、第二次基本計画の10年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどを検証するため、市民の意識・意見を踏まえた総合的な評価を行いました。

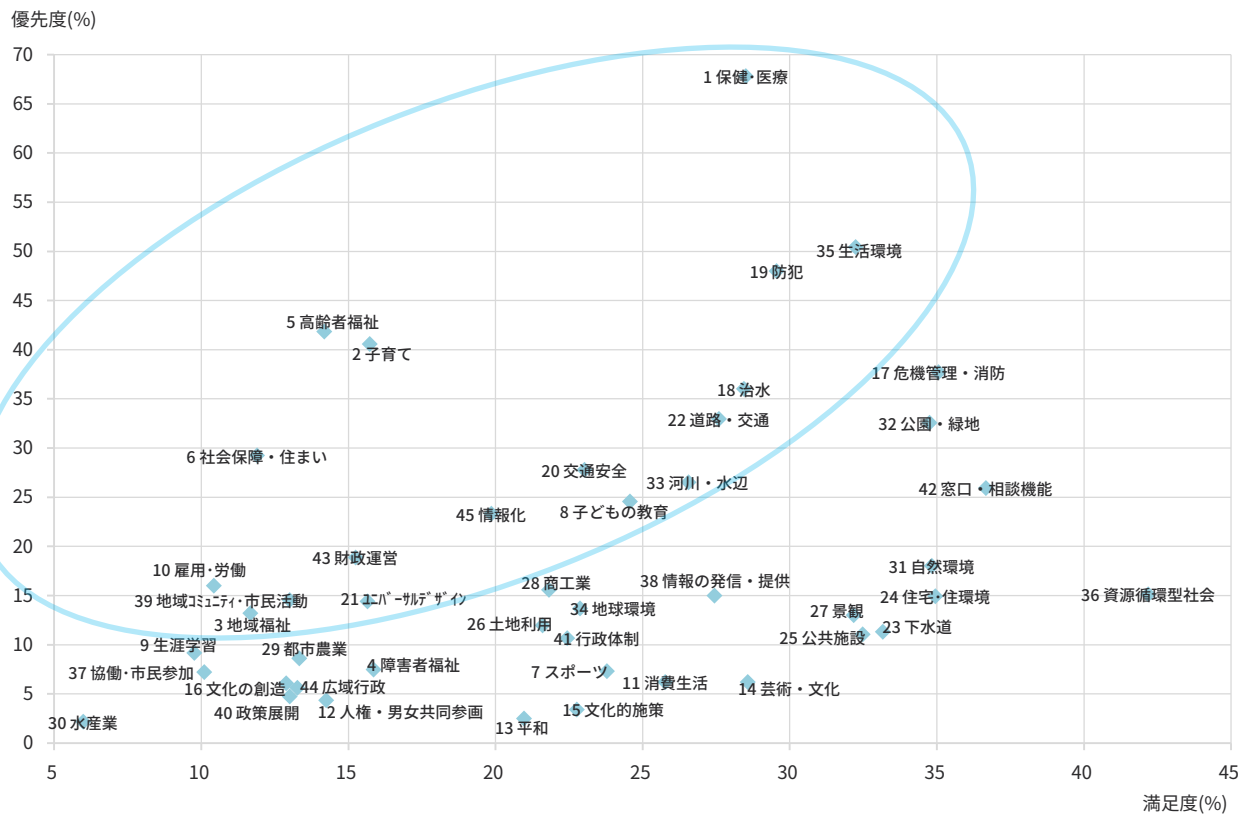
第三次基本計画は、この第二次基本計画の評価を踏まえ、施策の検討を行っています。

#### ■ 基本目標ごとの満足度

(%)

基本目標	市民意向調査結果（満足度）		
	平成23年度	令和2年度	増減
1 真の豊かさを感じるまち （該当する13の施策の大分類の平均）	13.1	16.7	+3.6
2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち （該当する3の施策の大分類の平均）	22.8	21.4	-1.4
3 安全で快適な魅力あるまち （該当する14の施策の大分類の平均）	21.6	25.3	+3.7
4 人と自然が共生するまち （該当する6の施策の大分類の平均）	22.4	32.2	+9.8
5 市民と行政がともに築くまち （該当する9の施策の大分類の平均）	15.1	19.0	+3.9
全体平均 （全45の施策の大分類の平均）	18.0	22.2	+4.2

## ■ 施策の大分類ごとの満足度・優先度の分布



## ■ 施策の満足度が低く、今後の優先度が高い大分類における市民ニーズの把握

No.	施策の大分類	市民ニーズ (施策の満足度が低く、今後の優先度が高い施策)
1	保健・医療	医療と福祉サービスの連携
2	子育て	子育てと仕事の両立
3	地域福祉	活動の担い手の確保・育成
5	高齢者福祉	買い物弱者への支援、見守りサービスの充実
6	社会保障・住まい	生活困窮者への支援
8	子どもの教育	いじめ対策
10	雇用・労働	社会人の学び直しの機会拡充
18	治水	集中豪雨への対策
19	防犯	街頭防犯カメラの設置
20	交通安全	キッズゾーンの整備促進
21	ユニバーサルデザイン	歩行者空間のバリアフリー化の推進
22	道路・交通	安全な歩道の整備
33	河川・水辺	水と触れ合う場の整備
35	生活環境	鳥獣害対策の推進
39	地域コミュニティ・市民活動	市民活動の担い手の確保
43	財政運営	予算・決算の分かりやすい情報提供
45	情報化	行政手続きの簡素化・効率化

# 05 本市の重点課題

時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価を踏まえた本市の重点課題を以下のとおり整理します。

## 重点課題1 子育て世代の定住促進と出生率向上

本市は都心に進学・就職する際の居住地として、20代前半の若い世代の転入が多い一方で、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く、新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況にあります。働き盛りでもある世代と本市の未来を担う子どもたちが市外に流出することは、将来的に市全体の衰退にもつながりかねない重要な課題です。

また、本市の合計特殊出生率は平成27年の1.39をピークに減少し、令和2年は1.26まで低下しました。今後、本市が長期的に持続可能な人口構成を維持・構築していくためには、出生率の回復によって一定の出生数を確保していくことが必要です。

第二次基本計画の評価において、「子育てと仕事の両立」の市民ニーズが高いことから、核家族や共働きの世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、結婚・出産・子育て、そして、その先のそれぞれのライフステージに寄り添った施策を多面的かつ総合的に展開することで、子育て世代の定住促進と出生率向上を目指します。

## 重点課題2 医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

現在、団塊ジュニア世代である40代後半から50代前半を中心とする生産年齢人口が多くを占める本市においては、今後も老年人口の割合が増加していくことが予想されています。少子化による生産年齢人口の減少により、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面する中で、高齢化の進行により医療や介護などのニーズの拡大や社会保障費の増大が見込まれることから、より多くの高齢者が元気で健康的な毎日を過ごせるよう、健康寿命の更なる延伸に重点的に取り組む必要があります。

そのために、中高年の疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、乳幼児期からの全ての世代を対象に、丁寧かつ切れ目なく総合的に施策を展開し、市民の皆様がいつまでもハツラツと元気なまま生涯を送れることを目指します。

### 重点課題3 感染症・激甚化する災害の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな感染症は、市民の安全・安心を脅かす災害に匹敵するものとなることを改めて認識しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた上で、国や地方公共団体、関係機関との連携を強化し、迅速な情報収集による的確な感染症対策や市民への周知を行える危機管理体制の構築を目指します。

また、激甚化する自然災害に備え、どのような災害が発生しても、人命の保護が図られるとともに、社会システムの被害を最小化し、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを平時から進めていかなければなりません。令和4年3月に策定した「市川市国土強靱化地域計画」をもとに、ソフト・ハード両面による防災・減災対策の強化や公共施設等の長寿命化・老朽化対策などに取り組めます。

### 重点課題4 多様性を意識した施策展開

本市には、年齢や性別、国籍、人種など様々な背景をもった方々が暮らしています。とりわけ、市内に常住する外国人は、年々増加傾向にあり、令和3年度末時点で本市の人口の約3.4%を占めていることから、異文化の理解や友好と親善を促進する必要があります。

また、障がいの有無や性の多様性などを意識した施策展開をあらゆる分野で進めていくことも課題となっています。それぞれの違いを認め合いながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせる環境をつくり、多様性を本市の持続可能な成長の原動力としていくことを目指します。

### 重点課題5 地域コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域コミュニティの希薄化は、地域活動の縮小をもたらすばかりでなく、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題を引き起こす大きな要因にもなっています。

地域コミュニティの再構築のため、地域での人と人がつながる機会の創出や自治会等への支援などに今後一層注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで対面を前提としていた地域の交流の縮小も余儀なくされたことを踏まえ、オンラインなどを活用した新たな施策を推進します。



## 重点課題6 地域経済の活性化

本市は都心に近く、物流業や小売業、不動産、医療、介護などを中心とする産業構造であることから、地域間競争の激化や景気動向が地域経済に大きな影響を及ぼします。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢による資源・物価高騰などの中で、サプライチェーンの確保や地域経済の活性化により、まちの活力を維持していくことは大きな課題となります。

消費活動の促進などの消費者への施策と、起業支援や中小企業者に対する資金繰り支援など事業者への施策を総合的に行い、好循環を生み出すことで、地域経済の活性化を図ります。

## 重点課題7 カーボンニュートラルの実現

現在、国を挙げて温室効果ガスの削減を目指している中で、人口約50万人を有し、多くの産業が集積する本市の役割は、非常に重要なものです。

本市は、令和4年（2022年）2月に、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明し、二酸化炭素排出削減に取り組んでいます。地元企業や金融機関など、多様な主体との連携のもと、廃棄物処理の適正化やエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの利用促進などに取り組むとともに、目の前に差し迫った地球温暖化等の環境問題に関する積極的な周知啓発を行うことで、市民一人ひとりの行動変容を促し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

## 重点課題8 デジタル化による生活の利便性向上

本市では、全国に先駆けて「AIチャットボット」や「窓口予約システム」を導入するなど、情報通信技術を積極的に活用し、行政サービスのデジタル化を進めてきました。また、令和2年度に策定した「市川市DX憲章」では、自治体としてデジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組むことで、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値の創造を目指していくことを掲げています。

このようなデジタル化の恩恵は、特定の人のみが享受できる状態にあってはなりません。デジタル化はあくまで理想を実現するための手段であることから、常に最適な手法を検討し、実施することで、誰もがその恩恵を享受し、一人ひとりの生活の利便性の向上につながるよう努めていきます。



# 06 まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合

## ■ まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

急速な少子高齢化の進展、人口の減少という喫緊の課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年（2014年）11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律により、市町村において策定が努力義務とされたものが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

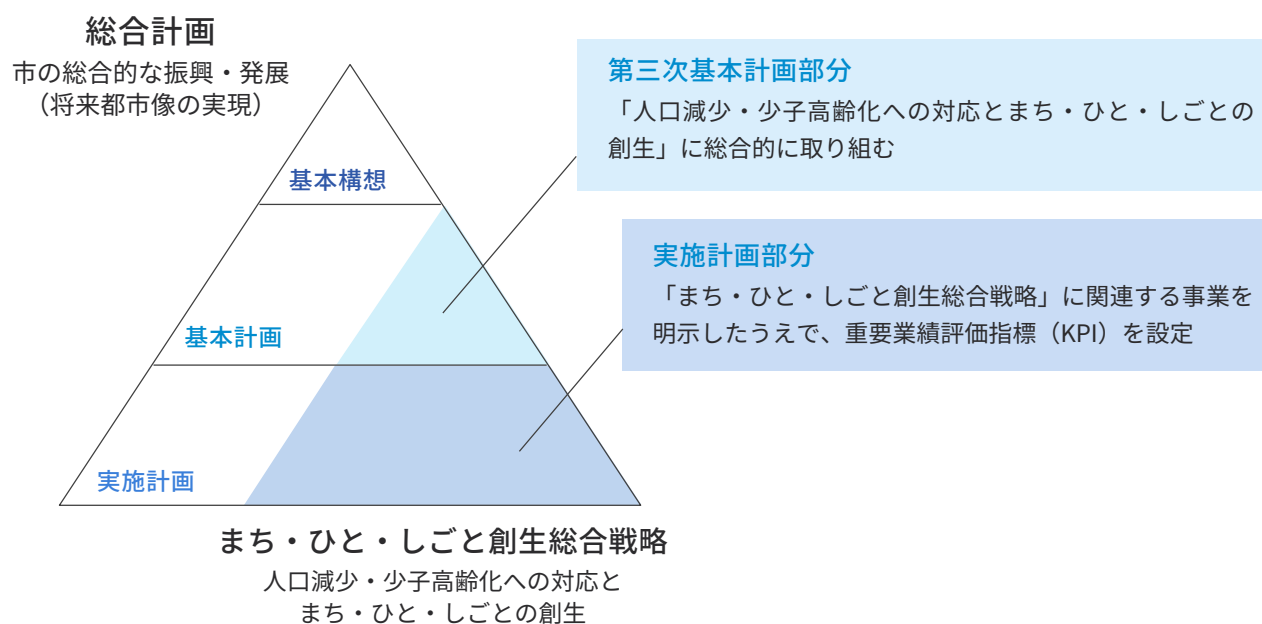
本市においても、将来の人口減少や少子高齢化に向き合い、国や県と一体となってまち・ひと・しごとの創生に取り組んでいくため、平成27年度（2015年度）に「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27～31年度（2015～2019年度））を策定しました。

その後、令和2年度（2020年度）からは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「重点推進プログラム」に統合し、まち・ひと・しごとの創生に係る各種取り組みを進めてきました。

## ■ 統合について

本市の重点課題（P28）でもあり、「第三次基本計画」において総合的に取り組む人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化などの問題は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的を包含していることから、「第三次基本計画」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合し、「市の総合的な振興・発展」と「人口減少・少子高齢化への対応とまち・ひと・しごとの創生」を一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ります。

また、実施計画に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する事業を明示したうえで、その進捗状況を把握するため、重要業績評価指標（KPI）を設定します。



一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策を推進

# 07 SDGsへの積極的な取り組み

SDGs（エスディーゼーズ）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った、発展途上国から先進国まで一体となって取り組むべき国際目標であり、人類が取り組むべき責務でもありません。

本市は、SDGsが警鐘をならす、世界が直面する貧困、紛争、感染症、気候変動などの危機を認識するとともに、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障の理念に賛同します。

第三次基本計画では、令和7年度（2025年度）を目標年次として、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの達成にも積極的に取り組むことで、持続可能な未来をつくります。

また、今日、官民間問わず様々な場所でSDGsに関する取り組みが進められていますが、令和12年（2030年）までにSDGsを達成するには、取り組みのスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。

令和2年（2020年）1月から、SDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートしており、持続可能な解決策を加速度的に講じることが求められていることから、第三次基本計画では、SDGsの側面からも施策を整理し、取り組みを進めていきます。

 **DECADE OF >>> ACTION**

## 17のゴール

SDGsの側面からも施策を整理し、施策を通じて17のゴールを目指します。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割 <sup>※1</sup>	関連する施策分野(施策の大分類) <sup>※2</sup>	本市の取り組み例
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	<p>2.子育て 3.地域福祉 6.社会保障・住まい 8.子どもの教育 26.経済・商工業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども食堂への支援</li> <li>・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実</li> <li>・生活困窮者の自立支援</li> <li>・奨学資金の給付</li> <li>・就労支援の充実</li> </ul>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	<p>2.子育て 6.社会保障・住まい 8.子どもの教育 27.都市農業 28.水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードリボンによる支援</li> <li>・セーフティネットの充実</li> <li>・学校給食費の無償化</li> <li>・農業者の人材確保と経営支援</li> <li>・水産業における人材確保と経営支援</li> </ul>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>	<p>1.保健・医療 2.子育て 3.地域福祉 4.障がい者福祉 5.高齢者福祉 6.社会保障・住まい 7.スポーツ 9.生涯学習 10.雇用・労働 18.消防 20.交通安全 21.道路・交通 25.土地利用・景観 30.公園・緑地 33.生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関する講演会の開催</li> <li>・こども医療費助成の拡充</li> <li>・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実</li> <li>・障がい者に対する医療費助成の充実</li> <li>・高齢者の健康づくりの推進</li> <li>・適切な国民健康保険制度の運用</li> <li>・いちかわスポーツフェスタの開催</li> <li>・生涯学習機会の充実</li> <li>・勤労者の福祉増進</li> <li>・救急体制の充実</li> <li>・交通安全意識の啓発</li> <li>・快適な道路環境の整備</li> <li>・安全で快適な市街地形成</li> <li>・安らぎの場となる公園の提供</li> <li>・良好な大気環境の保全</li> </ul>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	<p>2.子育て 3.地域福祉 4.障がい者福祉 7.スポーツ 8.子どもの教育 9.生涯学習 13.文化・芸術 14.文化的資産 15.観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の確保と保育の質の向上</li> <li>・多世代交流を促進する場づくり</li> <li>・障がい者の社会参加促進</li> <li>・市民スポーツ教室の推進</li> <li>・幼保小の連携強化</li> <li>・生涯学習機会の充実</li> <li>・文化施設における美術作品、文化資料の展示</li> <li>・北下瓦窯跡の保全</li> <li>・地域の魅力の再発見</li> </ul>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</b></p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	<p>10.雇用・労働 11.多様性社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの推進</li> <li>男女共同参画のための講演会の開催</li> </ul>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	<p>22.下水道 29.自然環境・生物多様性 31.水辺 33.生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の整備</li> <li>生態系の保護</li> <li>水辺環境の保全</li> <li>水質汚濁の防止</li> </ul>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	<p>24.公共施設 32.地球環境 34.資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の創エネ・省エネの推進</li> <li>再生可能エネルギー利用の促進</li> <li>次期クリーンセンターの整備</li> </ul>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	<p>10.雇用・労働 20.交通安全 21.道路・交通 26.経済・商工業 27.都市農業 28.水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の充実</li> <li>道路の拡幅整備</li> <li>都市計画道路の整備</li> <li>起業への支援</li> <li>農業者等の育成・確保</li> <li>水産業の経営改善の支援</li> </ul>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	<p>10.雇用・労働 26.経済・商工業 27.都市農業 28.水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援体制の拡充</li> <li>デジタル地域通貨の導入・推進</li> <li>地元産農作物のPR</li> <li>漁港の整備</li> </ul>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>各国内及び各国間の不平等を是正する。</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>	<p>2.子育て 4.障がい者福祉 10.雇用・労働 11.多様性社会 12.平和</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアや発達支援が必要な子どもへのサポート</li> <li>・障がい福祉サービスの充実</li> <li>・労働なんでも相談の実施</li> <li>・在住外国人への支援</li> <li>・国際交流活動の促進</li> </ul>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</b></p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>	<p>16.危機管理 17.防災 18.消防 19.市民安全 20.交通安全 21.道路・交通 22.下水道 23.住宅・住環境 24.公共施設 25.土地利用・景観 30.公園・緑地 31.水辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・浸水対策</li> <li>・消防力の強化</li> <li>・防犯灯の適正配置</li> <li>・自転車走行空間ネットワークの整備</li> <li>・都市計画道路の整備</li> <li>・公共下水道の整備</li> <li>・あんしん住宅の助成</li> <li>・公共施設の整備・再編</li> <li>・景観まちづくりの支援</li> <li>・花と緑のまちづくり財団への支援</li> <li>・河川敷緑地の活用</li> </ul>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p><b>持続可能な生産消費形態を確保する。</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>	<p>26.経済・商工業 27.都市農業 28.水産業 33.生活環境 34.資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業基盤の強化</li> <li>・地産地消の推進</li> <li>・経営改善の支援</li> <li>・工場・事業場への規制</li> <li>・廃棄物の適正排出の確保</li> </ul>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	<p>16.危機管理 17.防災 18.消防 23.住宅・住環境 24.公共施設 25.土地利用・景観 29.自然環境・生物多様性 30.公園・緑地 32.地球環境 33.生活環境 34.資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応体制の強化</li> <li>・防災意識の啓発</li> <li>・消防防災施設の整備</li> <li>・あんしん住宅の助成</li> <li>・公共施設の創エネ・省エネの推進</li> <li>・緑の保全と創出</li> <li>・森林整備の推進</li> <li>・公園・緑地の管理</li> <li>・再生可能エネルギー利用の推進</li> <li>・大気汚染の防止</li> <li>・環境負荷低減を考慮したクリーンセンターの整備</li> </ul>



ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	<p>22.下水道 28.水産業 29.自然環境・生物多様性 31.水辺 32.地球環境 33.生活環境 34.資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の整備</li> <li>・漁港の整備</li> <li>・生物多様性の理解促進</li> <li>・三番瀬の保全</li> <li>・ごみの減量・資源化促進</li> <li>・水質汚濁の防止</li> <li>・ごみの排出ルールの周知・啓発</li> </ul>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	<p>27.都市農業 29.自然環境・生物多様性 30.公園・緑地 32.地球環境 33.生活環境 34.資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の利用促進</li> <li>・自然環境講座の開催</li> <li>・緑地の保全、緑化推進</li> <li>・電気自動車等の購入促進</li> <li>・生活環境保全のための監視、規制、指導</li> <li>・資源の循環利用の推進</li> </ul>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	<p>8.子どもの教育 11.多様性社会 12.平和 19.市民安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子どもたちに学習の機会の提供</li> <li>・在住外国人を対象とする日本語教室の開催</li> <li>・平和パネル展の開催</li> <li>・自主防犯活動の促進</li> </ul>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</b></p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	<p>全てのの大分類に共通</p>	

※1 国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示したものの。

※2 施策分野（施策の大分類）ごとにSDGsゴールを整理したものを施策別計画（P45～P145）に記載。



## 第三次基本計画で 目指す姿





# 01 まちづくりの目標

基本構想における「まちづくりの基本理念」に基づく、「将来都市像」のもと、これを実現するための、第三次基本計画における目標として「3年間のまちづくりの目標」を定めます。

## 将来都市像

ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ

## 3年間のまちづくりの目標

### 具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり

本市の長期的なまちづくり目標である「市川市総合計画 I&Iプラン21」の計画期間が残り3年となりました。

この3年間では、本市が将来都市像の実現に向け進めてきたこれまでのまちづくりの成果を現在の世代に一層享受してもらうとともに、将来の世代にうまく引き継ぎ、持続可能な未来につなげていかなければなりません。

そのためにも、第三次基本計画では、将来を見据えたうえで今取り組むべき課題である「本市の重点課題」や、地球全体における課題の解決のために定められた目標である「SDGs」を踏まえ、3つのまちの姿を掲げ、具体的な対策を進めるための実効性・即効性のある施策を講じます。

#### 1 安心で快適なまち

福祉の充実や多様性社会の推進、万が一の事態に備えた防災・防犯対策、暮らしを支える都市基盤の整備など、お互いに支え合い、誰一人取り残さない安心で快適なまちにしていきます。

#### 2 健やかに暮らせるまち

安心して子育てできる環境整備や年齢・障がいなどに応じた健康づくりのサポート、健康の源である食の環境を守ることに取り組むとともに、本市の特性である水辺や里山など多くの自然に恵まれた環境を生かし、心身ともに健やかに暮らせるまちにいきます。

#### 3 魅力あふれる元気なまち

「文教都市いちかわ」として受け継がれてきた歴史や伝統、文化を尊重しつつも新たな魅力を生み出し発信していきます。さらに、地域経済の活性化とカーボンニュートラルの実現に取り組む、活力ある元気なまちにいきます。

# 02 未来へのアプローチ

「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「未来へのアプローチ」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。

また、施策の横串自体を市民目線・未来志向とすることで、第三次基本計画の総合評価においては、従来の施策分野（施策の大分類）ごとの評価に加え、横串ごとの評価を行います。

重点課題 子育て世代の定住促進と出生率向上



未来へのアプローチ  
安心して子育てができる

基本構想



未来へのアプローチ  
子どもたちが希望をもって、自ら伸び、育つ

重点課題 感染症・激甚化する災害の対応



未来へのアプローチ  
災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる

重点課題 医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸



未来へのアプローチ  
いつまでも地域で健やかに暮らせる

基本構想



未来へのアプローチ  
「文化のまち」の息づかいが感じられる





重点課題 カーボンニュートラルの実現



未来へのアプローチ  
地球環境を守り、豊かな  
市川の自然を次世代につなげる

重点課題 地域経済の活性化



未来へのアプローチ  
経済の活性化により  
地域が発展する

重点課題 デジタル化による生活の利便性向上



未来へのアプローチ  
デジタル技術で  
だれもが快適になる

重点課題 地域コミュニティの再構築



未来へのアプローチ  
多様な主体がつながり、  
協力し合う

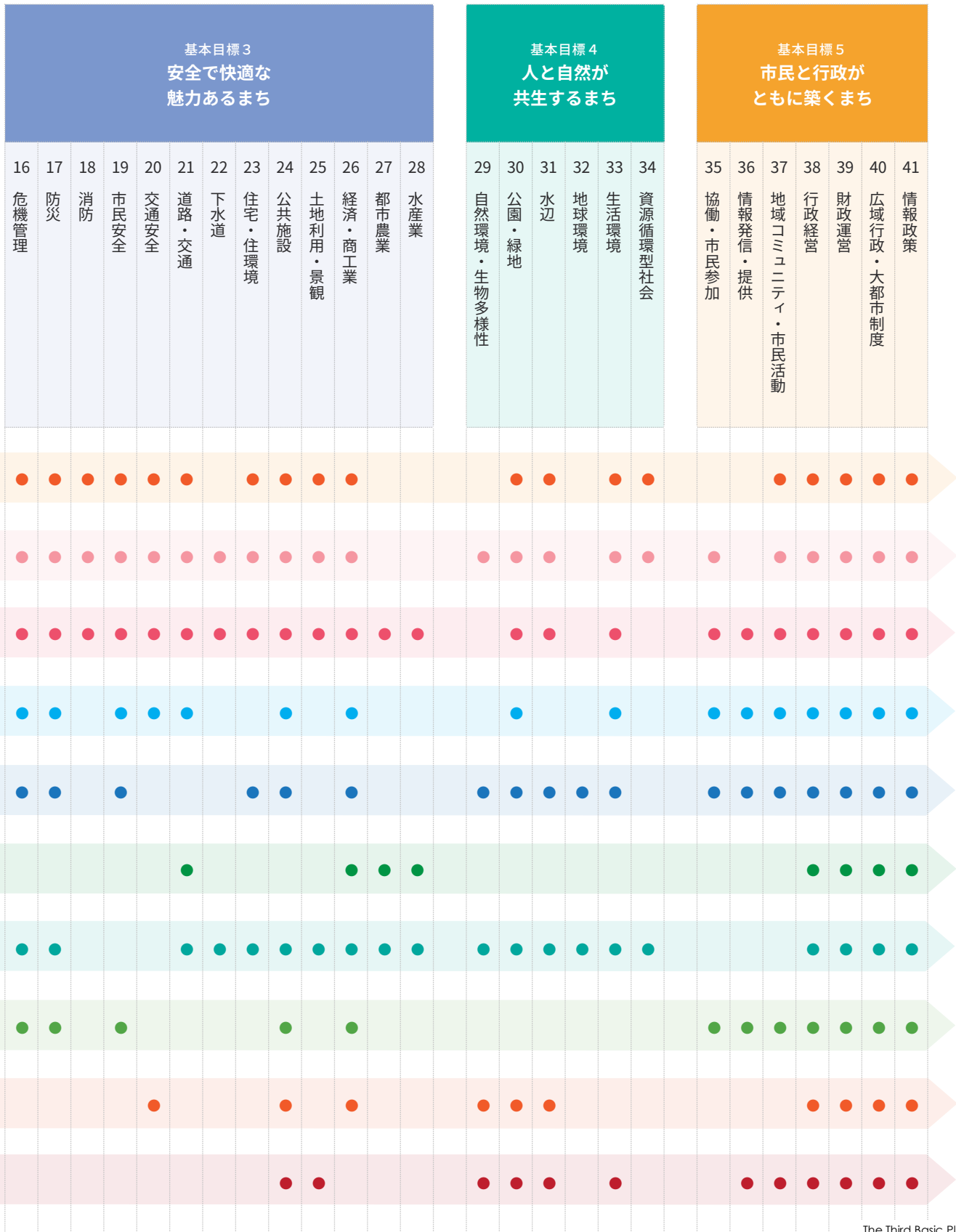
重点課題 多様性を意識した施策展開



未来へのアプローチ  
多様性を認め合い、個人が  
尊重され、自分らしく暮らせる

■ 未来へのアプローチの体系

基本目標	基本目標1 真の豊かさを 感じるまち												基本目標2 彩り豊かな 文化と芸術を 育むまち		
	1 保健・医療	2 子育て	3 地域福祉	4 障がい者福祉	5 高齢者福祉	6 社会保障・住まい	7 スポーツ	8 子どもの教育	9 生涯学習	10 雇用・労働	11 多様性社会	12 平和	13 文化・芸術	14 文化的資産	15 観光
未来へのアプローチ															
安心して子育てができる	●	●	●			●	●	●		●	●	●			
いつまでも地域で健やかに暮らせる	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる	●	●	●	●	●		●	●			●				
多様性を認め合い、個人が尊重され、 自分らしく暮らせる	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
多様な主体がつながり、協力し合う	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
経済の活性化により地域が発展する		●								●	●			●	
地球環境を守り、 豊かな市川の自然を次世代につなげる								●							
デジタル技術でだれもが快適になる	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
子どもたちが希望をもって、 自ら伸び、育つ	●	●	●	●			●	●	●		●	●	●	●	
「文化のまち」の息づかいが感じられる							●	●	●		●	●	●	●	●



目指す姿



## ■ 現状値

未来へのアプローチの環境を実感していると回答した市民の割合 (%)

(令和4年7～8月実施 アンケート調査より)



第三次基本計画を通して数値の向上を図ります

(計画終了時に調査・評価を実施)





# 施策別計画



■ 施策の体系

基本目標 1 真の豊かさを感じるまち

基本構想	第三次基本計画	
施策の方向	施策分野（施策の大分類）	施策の中分類
1 健康で安心して暮らせる、 地域福祉の充実した まちをつくります	1 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりの推進</li> <li>感染症対策の推進</li> <li>母子保健の推進</li> </ul>
	2 子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子育て支援</li> <li>乳幼児期における保育の質の向上</li> <li>特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援</li> </ul>
	3 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会への意識変革</li> <li>地域への参加と交流の体制づくり</li> <li>地域の安心と信頼の向上</li> </ul>
	4 障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会参加・就労の促進</li> <li>生活支援の充実</li> <li>医療・リハビリテーションの支援</li> <li>地域の理解・支援の促進</li> </ul>
	5 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防と生きがいづくりの充実</li> <li>介護サービス及び生活支援サービスの充実</li> </ul>
2 豊かな人間性を育み、 創造力あふれる 子どもを育てます	8 子どもの教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会の一員としての自覚を養う教育</li> <li>一人一人の可能性を広げる教育</li> <li>豊かな人間性を育む教育</li> </ul>
3 生きがいを見いだし、 いきいきとした生涯学習 社会をつくります	9 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通して学び続けられる学習環境の実現</li> <li>大学と連携した学習機会の提供</li> </ul>
4 誰もが安心して働くことが できる環境をつくります	10 雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援の推進</li> <li>多様な働き方の推進</li> </ul>
5 人権を尊重し、 世界平和に貢献します	11 多様性社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性社会の実現</li> <li>人権の尊重</li> </ul>
	12 平和	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和意識の高揚</li> <li>国際平和のための活動の促進と支援</li> </ul>

施策別計画



## 基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

### 基本構想

施策の方向
1 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります
2 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします
3 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

### 第三次基本計画

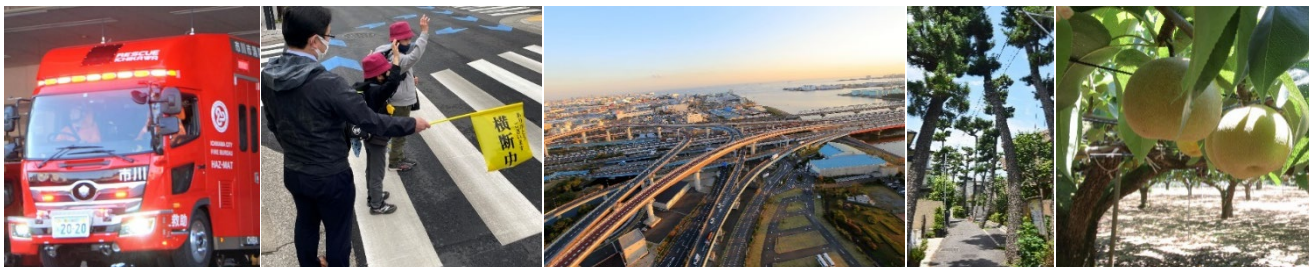
施策分野（施策の大分類）	施策の中分類
13 文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術に触れる機会の拡充</li> <li>文化芸術活動への支援</li> </ul>
14 文化的資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化の継承</li> <li>文化財の保護及び文化的資産の保全と活用</li> </ul>
15 観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域一体型の観光の推進</li> <li>魅力の発信による市川ブランドの確立</li> </ul>



## 基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

### 基本構想

施策の方向	第三次基本計画 施策分野（施策の大分類）	施策の中分類
1 安全で安心して暮らせるまちをつくります	16 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制の推進</li> <li>・新たな感染症への対応</li> </ul>
	17 防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚化する自然災害への備え</li> <li>・自助・共助を基本とした地域防災力の向上</li> <li>・治水対策の推進</li> </ul>
	18 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防力の強化</li> <li>・火災予防の推進</li> <li>・救急体制の充実</li> </ul>
	19 市民安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯まちづくりの推進</li> <li>・消費生活相談体制の充実</li> </ul>
	20 交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に関する意識啓発</li> <li>・安全な歩行空間・自転車走行環境の整備</li> <li>・通学路の安全性向上</li> </ul>
2 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	21 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通網の充実</li> <li>・道路の安全性の確保</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul>
	22 下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道普及率の向上</li> <li>・安心な暮らしを支える下水道の整備</li> <li>・経営基盤の強化</li> </ul>
	23 住宅・住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して暮らせる安全な住まいとまちづくり</li> <li>・良質な住まいと魅力ある居住環境づくり</li> </ul>
	24 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画の推進</li> <li>・公共施設における脱炭素の推進</li> </ul>
3 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	25 土地利用・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な土地利用による魅力と活力あるまちづくり</li> <li>・まちの個性に彩られた表情豊かな景観形成</li> </ul>
4 産業を振興し、活力あるまちをつくります	26 経済・商工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業基盤の強化</li> <li>・経営人材の育成</li> <li>・地域に根差した産業の育成</li> <li>・域内経済循環の構築</li> </ul>
	27 都市農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力に満ちた農業の推進</li> <li>・都市農地の保全</li> <li>・都市農業への理解の醸成</li> </ul>
	28 水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業環境の整備</li> <li>・水産業への理解促進</li> </ul>

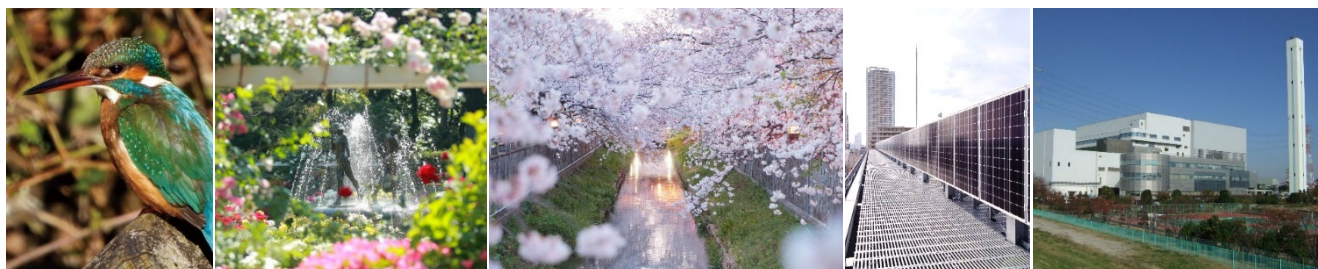




## 基本目標 4 人と自然が共生するまち

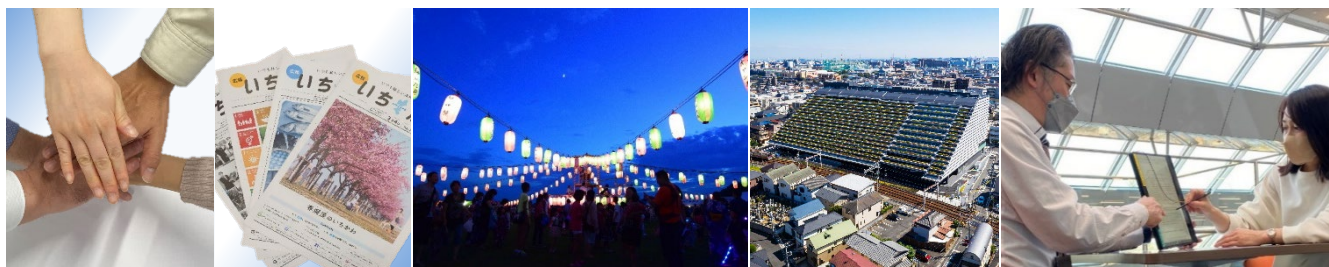
### 基本構想

施策の方向	第三次基本計画 施策分野（施策の大分類）	施策の中分類
1 自然を大切にし、 やすらぎと潤いのある まちをつくります	29 自然環境 ・生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と生物多様性の推進</li> <li>・自然と触れ合える機会の創出</li> </ul>
2 環境への負荷の少ない まちをつくります	30 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある公園の整備</li> <li>・緑地の保全</li> </ul>
3 廃棄物の発生を抑制し 資源循環型のまちを つくります	31 水辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の環境の保全</li> <li>・水辺を活用したまちづくり</li> </ul>
	32 地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み</li> <li>・環境に関する理解と意識の醸成</li> </ul>
	33 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な生活環境の保全</li> <li>・安全で清潔な生活環境の保持</li> </ul>
	34 資源循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>



## 基本目標5 市民と行政がともに築くまち

基本構想		第三次基本計画	
施策の方向		施策分野（施策の大分類）	施策の中分類
1 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります		35 協働・市民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に参加しやすい環境づくり</li> <li>・ 多様な主体の連携によるまちづくり</li> </ul>
2 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります		36 情報発信・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別最適な手法による広報活動の充実</li> <li>・ 広報を活用した市政への関心の向上</li> <li>・ 情報公開の一層の推進</li> </ul>
3 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します		37 地域コミュニティ・市民活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コミュニティの活性化</li> <li>・ 新たなコミュニティ形成の促進</li> <li>・ 市民活動活性化への支援</li> </ul>
		38 行政経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な行政経営</li> <li>・ 時代に即した政策展開</li> <li>・ デジタルトランスフォーメーションの推進</li> </ul>
		39 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健全な財政運営</li> </ul>
4 情報通信技術を市民生活の向上に活かします		40 広域行政・大都市制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体間連携の強化</li> <li>・ 中核市移行に向けた調査・研究</li> </ul>
		41 情報政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システム全体の最適化</li> <li>・ 情報通信技術を活用した市民サービスの提供</li> <li>・ 情報セキュリティ体制の運用</li> </ul>





## ■ 計画の見方

### 施策分野

施策分野（施策の大分類）の名称と施策体系のどこに位置するかを示したものの。

### SDGsのゴール

関連するSDGsの17のゴールを示したものの。

### 現状と課題

施策分野（施策の大分類）を取り巻く現状と課題を示したものの。

### 未来へのアプローチ

施策分野（施策の大分類）が関連する「未来へのアプローチ」を示したものの。

III 施策別計画

# 01

基本目標 1 施策の方向 1

## 保健・医療




現状と課題

- ✔ 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病の増加が全国的な問題となっています。生活習慣病は今や、国民の全死亡原因の約3分の2近く、国民医療費の約3分の1を占め、多くの疾病や障がいの発生要因となっています。
- ✔ 本市では、「健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）」に基づき、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小するため、市民の健康増進を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費や医療需要の増加に対応するため、更なる取り組みの充実が求められています。
- ✔ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一人ひとりが健康の重要性を改めて認識しました。一方で、食生活や運動習慣の変化、健康診査の受診控えや高齢者の身体機能低下などの新たな懸念が生じています。
- ✔ 妊娠期や産後などにおいて、医療や専門的支援のニーズが高まっており、安心して妊娠・出産できる環境の整備を進める必要があります。また、乳児期から幼児期において、子ども一人ひとりの成長に応じて子育てができるよう、乳幼児健診の充実とその後の継続的支援を行える体制の整備も求められています。

未来へのアプローチ

安心して 子育て ができる 	いつまでも地域で 健やかに 暮らせる 	災害・感染症 に強く、安全・安心を 実感できる 	多様性 を認め合い、個人が 尊重され、自分らしく 暮らせる 	多様な主体 がつながり、 協力し合う 
経済の活性化 により地域が 発展する 	地球環境 を守り、豊かな市川 の自然を次世代に つなげる 	デジタル技術 でだれもが 快適になる 	子どもたち が希望をもって、 自ら伸び、 育つ 	「文化のまち」 の息づかいが 感じられる 

36 | The Third Basic Plan

52 | The Third Basic Plan

## 市民満足度

各施策分野（施策の大分類）に対する市民の満足度を示したもの。  
（令和4年7～8月実施 アンケート調査より）

## 第三次基本計画を通して数値の向上を図ります

（計画終了時に調査・評価を実施）

## 部門別計画

施策分野（施策の大分類）に関連する行政計画とそれを所管する部を示したものの。



## 取り組み

中分類：計画期間の3年間で目指す方向性（ねらい）とその内容を示したものの。

小分類：より具体的な取り組みを示したものの。



## 基本目標

---

### 1

---

## 真の豊かさを感じるまち

### 施策の方向

#### 1

健康で安心して暮らせる、  
地域福祉の充実した  
まちをつくります

---

#### 2

豊かな人間性を育み、  
創造力あふれる  
子どもを育てます

---

#### 3

生きがいを見いだす、  
いきいきとした生涯学習社会  
をつくります

---

#### 4

誰もが安心して働くことが  
できる環境をつくります

---

#### 5

人権を尊重し、  
世界平和に貢献します

---

## 01



## 基本目標 1 施策の方向 1

## 保健・医療

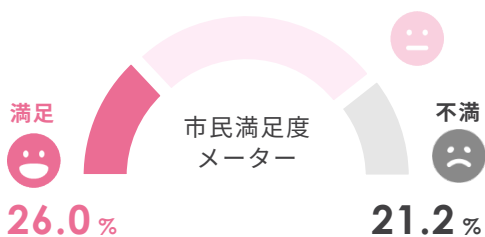
## 現状と課題

- ✓ 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病の増加が全国的な問題となっています。生活習慣病は今や、国民の全死亡原因の約3分の2近く、国民医療費の約3分の1を占め、多くの疾病や障がいの発生要因となっています。
- ✓ 本市では、「健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）」に基づき、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小するため、市民の健康増進を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費や医療需要の増加に対応するため、更なる取り組みの充実が求められています。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一人ひとりが健康の重要性を改めて認識しました。一方で、食生活や運動習慣の変化、健康診査の受診控えや高齢者の身体機能低下などの新たな懸念が生じています。
- ✓ 妊娠期や産後などにおいて、医療や専門的支援のニーズが高まっており、安心して妊娠・出産できる環境の整備を進める必要があります。また、乳児期から幼児期において、子ども一人ひとりの成長に応じて子育てができるよう、乳幼児健診の充実とその後の継続的支援を行える体制の整備も求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市健康増進計画 (健康いちかわ21)	▶ 企画部
市川市子ども・子育て支援事業計画	▶ こども部
市川市食育推進計画	▶ 保健部
いのち支えるいちかわ自殺対策計画	▶ 保健部

取り組み

中分類1 健康づくりの推進 所管部 企画部・保健部

誰一人取り残されず、生涯にわたり安心して健やかで心豊かに暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進し、健康寿命日本一を目指した取り組みを行います。また、乳幼児の健やかな成長のため、相談体制や健康診査などの更なる充実を図ります。その他、市民自らが食生活、歯・口腔の健康、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上を図れるよう、各種健康づくり事業を実施します。

- 小分類
- ・ 疾病予防、健康管理の推進
  - ・ 健康への習慣づくりの推進
  - ・ 正しい健康知識の周知・啓発
  - ・ 生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発及び講座の実施
  - ・ 睡眠やこころの健康に関する正しい情報の提供
  - ・ 幅広い年代に対する相談機関の周知
  - ・ 栄養・食生活に関する相談及び講座の実施
  - ・ 歯・口腔の健康に関する健（検）診や相談の実施

中分類2 感染症対策の推進 所管部 保健部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験から、新たな感染症の流行に備え、市民の命を守るための対策の強化を図ります。また、子どもの成長に応じた予防接種をはじめ、予防接種法に基づく定期接種が確実に接種できる環境を整えます。

- 小分類
- ・ 感染症についての正しい知識の普及啓発
  - ・ 定期接種の積極的勧奨の推進

中分類3 母子保健の推進 所管部 保健部

安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、健診に係る費用の助成や正しい知識の普及を図ります。また、病気の早期発見と、家族とともに子ども一人ひとりの成長に合わせた子育てができるよう、乳幼児健診及びその後の支援体制の充実を図ります。

- 小分類
- ・ 妊婦健診等の費用助成
  - ・ 妊娠・出産・子育てに関する健康教育及び相談の充実
  - ・ 乳幼児期の健やかな発育・発達の支援

施策別計画  
1  
保健・医療

## 02

## 基本目標 1 施策の方向 1

## 子育て



## 現状と課題

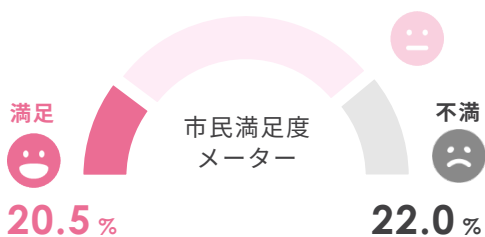
- ✓ 本市は、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く、新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。子育てを始める、始めた方々に長きにわたって本市に住み続けたいと思ってもらえるように、定住促進に関する様々な施策を多角的に取り組んでいくことが重要となります。
- ✓ 本市の合計特殊出生率は令和2年（2020年）時点で1.26であり、全国平均の1.33と比べて低くなっていることから、妊娠と出産、そして、その後の子育てと仕事の両立を安心して行える環境の整備を進めていかなければなりません。
- ✓ 少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を抱える人が増えていることから、子育て家庭が相互交流を行える場所の提供や、育児に関する情報提供など、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- ✓ 保育園については、新たな施設の整備と保育士の確保に継続して取り組んだ結果、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、待機児童ゼロを達成しました。今後は、待機児童ゼロを継続するため、保育需要を見極めたうえで地域を限定し、施設の整備に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取り組みについても継続することが重要となります。
- ✓ 障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもなどについて、教育・保育施設においてそれぞれの状況に合わせたきめ細かい支援が不可欠となっています。
- ✓ 家庭環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長するために、子どもの貧困対策や食の環境の支援、子どもの居場所づくりの推進、児童虐待防止対策の強化、ひとり親家庭等の自立支援の充実などが求められています。また、安心して医療機関に受診できる環境の整備が重要であり、子どもの医療費助成の拡充に取り組んでいく必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市子ども・子育て支援事業計画	▶ こども部
市川市障害児福祉計画	▶ こども部・福祉部
市川市障害者計画	▶ 福祉部

取り組み

中分類1 地域における子育て支援

所管部 こども部

すべての子育て家庭が安心して子育てできるように、待機児童ゼロの継続や、一時預かり保育など多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場を提供するなど、きめ細やかな子育て支援を行います。

小分類

- ・計画的な保育施設の整備
- ・多様な保育サービスの充実
- ・地域の子育て力向上のための支援の充実
- ・子育て相談・情報提供の充実

中分類2 乳幼児期における保育の質の向上

所管部 こども部

子どものすべてを受け入れ、心身の状況に応じたきめ細やかな援助や関わりを基盤とし、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていけるように保育を展開します。養護と教育が一体となった保育を計画的に進めるとともに、保育士の専門性の向上や保育実践の改善を行い、保育の質の向上を図ります。

小分類

- ・保育内容の質を高めるための取り組みの充実
- ・適正な保育環境の確保に向けた取り組みの推進
- ・保育士の確保と資質向上の推進

中分類3 特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援

所管部 こども部

障がい児や医療的ケア児、発達に課題のある子どもに対し、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。また、子どもの貧困対策の推進や子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、児童虐待を防ぐための体制の強化やひとり親家庭への支援など、子どもの権利が尊重され、すべての子どもたちが自分らしく心豊かに成長できる環境を整えます。

小分類

- ・医療的ケアや発達の支援が必要な子ども、子育て家庭への支援の充実
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・子どもの食の環境の支援
- ・子どもの居場所づくり
- ・児童虐待防止のための相談体制及び周知活動の継続
- ・ひとり親家庭等の自立のための支援の充実
- ・子どもの健やかな成長のための医療費助成の拡充

## 03



## 基本目標 1 施策の方向 1

## 地域福祉

## 現状と課題

- ✓ 近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会や家庭の様相は大きく変化しています。また、個々の抱える問題も複雑・多様化しており、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。
- ✓ 本市では、平成13年度（2001年度）から、支えあいの地域づくり「地域ケアシステム」の推進に取り組み、福祉コミュニティの充実を図っています。今後は継続して地域の問題に取り組む活動の担い手の確保や育成に取り組むとともに、コロナ禍で活動休止となっていた活動を安心して再開させていくため、オンラインや自宅訪問など、状況に応じた新たな活動の在り方も含めた支援を検討していく必要があります。
- ✓ 介護と育児に同時に直面するという「ダブルケア」や、高齢の親がひきこもりの子の経済的な支援を行う「8050問題」などの問題に対応するため、包括的な支援体制の構築に取り組んでいかなければなりません。
- ✓ 本市における包括的な支援体制の構築に向けて、これまでの「高齢」、「障がい」、「生活困窮」、「子ども」といった各分野別の相談支援や、地域づくり支援の取組みを活かしたうえで、それぞれの分野のみでは対応できない、「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応していくことが求められており、社会福祉法の改正により創設された、相談支援・参加支援・地域づくり支援の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を推進していく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市地域福祉計画

▶ 福祉部

取り組み

中分類1 地域共生社会への意識変革

所管部

福祉部

すべての市民が、地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担ってもらうために、広報いちかわや市公式Webサイト、講座などの機会を通じて支え合い社会に向けた周知と啓発を行います。地域のニーズに対応した行政運営を行うため、部門間連携の強化や職員意識の変革に取り組みます。

小分類

- ・ 地域福祉に関する情報の提供
- ・ 地域共生社会に向けた意識の啓発
- ・ 市民と職員の意識変革

中分類2 地域への参加と交流の体制づくり

所管部

福祉部

市民や各種団体、事業者が地域で活動できるよう支援し、緊急時を含めた支援体制づくりを進めていきます。地域活動への関心と参加を促し、多様な交流の機会を創出し、住民同士が相互に支え合い、助け合う「福祉コミュニティ」の充実を目指します。

小分類

- ・ 世代や属性にとらわれない交流の場づくり
- ・ 福祉コミュニティの充実
- ・ 地域における防災体制充実の推進
- ・ 社会とのつながりを作るための支援の整備

中分類3 地域の安心と信頼の向上

所管部

福祉部

自助や共助による取り組みを促進する一方で、基本的な福祉ニーズには、一定の基準のもと全市的かつ一律に実施できる「公的な福祉サービス（公助）」で対応します。また、これらすべての取り組みが、相互に連携・補完して様々な福祉ニーズにつながるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めるとともに、サービスそのものを安心して利用できるよう質の向上を図ります。

小分類

- ・ 属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援体制の整備
- ・ 公的なサービスの質の向上

## 04



## 基本目標 1 施策の方向 1

## 障がい者福祉

## 現状と課題

- ✓ 市内の障害者手帳所持者は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間に於いて、毎年1.8%程度増加を続けており、今後も障害福祉サービスなどの需要が増していくことが予想されています。
- ✓ 本市では、平成28年度（2016年度）に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、第4次いちかわハートフルプランに基づき、障がいのある方を取り巻く環境の改善を目指しています。
- ✓ 障がいのある方が地域で安心して日常生活を送れるように、社会参加の促進や生活不安の解消のための仕組みや環境づくりの推進を必要としています。また、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、障がいへの理解や合理的配慮の提供を一層促進していく必要があります。
- ✓ 障がい者の家族などの高齢化も進んでおり、障がい者本人だけでなく、支援者を含めた包括的な支援が必要となっています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市障害児福祉計画	▶ こども部・福祉部
市川市障害者計画	▶ 福祉部
市川市障害福祉計画	▶ 福祉部

取り組み

中分類1 社会参加・就労の促進

所管部 福祉部

施設での日中活動や、通所施設における福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意思に添った社会参加を促進します。

小分類

- ・ 就労支援
- ・ 地域活動支援センターの運営支援

中分類2 生活支援の充実

所管部 福祉部

地域での多様なライフスタイルに合わせ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、社会生活の基本であるコミュニケーションや移動を支援する体制づくりを進めます。また、障がい者の安心した地域生活のため、相談支援体制や権利擁護体制のほか、医療的ケアを要する方への支援体制の充実を図ります。

小分類

- ・ コミュニケーションの支援、移動サービスの充実
- ・ 基幹相談支援センターをはじめとした障がい者の相談支援体制の拡充
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 差別解消、虐待防止等の権利擁護体制の充実
- ・ 医療的ケアを要する方への支援体制の充実

中分類3 医療・リハビリテーションの支援

所管部 福祉部

障がい者（児）の地域における生活を支援するための各種医療費の助成を行います。また、身近な地域においてリハビリテーションを行うことのできるよう、環境整備を図ります。

小分類

- ・ 医療費助成の充実
- ・ リハビリテーション機能の充実

中分類4 地域の理解・支援の促進

所管部 福祉部

障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供のため、様々な障がいや生きづらさを感じている方に対する理解を促進するとともに、障がいのある人もない人もともに地域の中で安心して暮らしていけるよう、障がい者団体とその活動を支援する人や自治会などとのネットワークづくりを進めます。また学校において、障がい者（児）に対する正しい理解を深める教育などを進めます。

小分類

- ・ 理解の促進
- ・ ネットワークの形成
- ・ 福祉教育の推進

## 05



## 基本目標 1 施策の方向 1

## 高齢者福祉

## 現状と課題

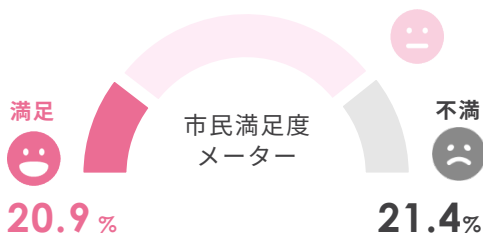
- ✓ 本市の高齢者人口（65歳以上）の割合は年々上昇し、特に、後期高齢者人口（75歳以上）が伸びており、要介護認定率の上昇や認知症の人の増加が見込まれています。
- ✓ 高齢者人口の増加する中、地域のつながりの希薄化などを背景として、高齢者の社会的孤立が課題となっています。
- ✓ 住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の推進においては、高齢者の社会参加を促進し、介護予防や健康寿命の延伸につなげるとともに、誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、生活支援や見守り支援などの体制整備を進めていく必要があります。
- ✓ 要介護・要支援認定率の上昇に伴い、将来的に介護サービスの更なる需要増が見込まれることから、適正かつ効果的なサービスの提供、在宅サービスと施設サービスのバランス良い整備、医療と介護の連携、介護人材の確保などを進めていくことが重要となります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

▶ 福祉部

取り組み

中分類1 介護予防と生きがいの充実

所管部

福祉部

高齢者が健康で明るく元気に生活できるよう、住民主体の通いの場の充実や自立支援などを通して、介護予防に取り組めます。また、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることのできるよう、生涯学習の講座などを充実させるとともに、これまでに培ってきた知識や経験を活かし社会で活躍できる場を拡充するための取り組みを進めます。これらの取り組みを通して、高齢者の健康寿命の延伸につなげます。

小分類

- ・住民主体の通いの場の充実・地域づくりの推進
- ・自立支援に資する取り組みの推進
- ・健康づくりの推進
- ・就労や社会参加の促進

中分類2 介護サービス及び生活支援サービスの充実

所管部

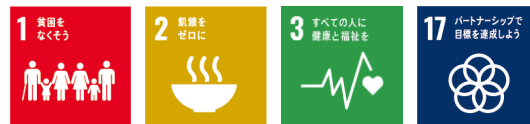
福祉部

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし、介護者の負担を軽減できるよう、認知症の方に対する早期の支援や、医療との連携強化、在宅サービス、施設・居住系サービスの充実などを図ります。また、日常生活で支援を必要とする高齢者に対する生活支援サービスの情報提供と併せて、支え合い活動の創出や担い手の育成、外出の機会を増やす取り組みなどを進めていきます。

小分類

- ・医療介護の連携推進と介護サービスの充実
- ・持続可能なサービス提供体制の構築
- ・認知症施策の総合的な推進
- ・地域資源の把握及び開発、並びに情報提供

## 06



## 基本目標 1 施策の方向 1

## 社会保障・住まい

## 現状と課題

- ✓ 高齢化の進展に伴い、老後の生活を保障する公的年金の役割が一層重要なものとなっている中、年金への加入意識や納付率の向上が課題となっています。
- ✓ 国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加に加え、高齢化の進展に伴う後期高齢者支援金や介護納付金の増加により、加入者1人あたりの支出額が年々増加、厳しい財政状況に置かれています。国民健康保険を持続可能な制度とするため、平成30年度（2018年度）から国民健康保険の財政運営の主体を都道府県とする広域化が行われ、これに伴って国民健康保険の財政赤字を抱える市町村は早期の赤字削減・解消が求められることとなりました。本市は、加入者が安心して医療を受けられる体制を守るため、収支改善に関する様々な取り組みを行うとともに、平成27年度（2015年度）から据え置いている保険税率を適宜見直し、計画的に赤字の削減・解消を進める必要があります。
- ✓ 生活の困窮は、低収入などの経済的理由やひきこもりなどの社会的理由など様々な要因が複雑に絡み合って生じています。近年、生活保護受給者や生活困窮者が増加していることから、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護からの脱却を支援することや再び生活保護に頼ることのないように支援することなど、個々の状況に応じた支援を行うことが重要となります。
- ✓ 適正な水準の住宅を確保できない住宅確保要配慮者に対して、市営住宅等の供給のほか、民間賃貸住宅を活用するなど住宅セーフティネットの強化が求められています。また、老朽化が進んでいる市営住宅は、計画的な改修工事及び施設修繕を進め、安全性、居住性の向上を図る必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市住宅セーフティネット計画  
(市川市公営住宅等長寿命化計画)

▶ 福祉部

取り組み

中分類1 安心して暮らせる社会保障の充実

所管部 市民部・福祉部・保健部

国民年金の加入意識や納付を向上させるため、広報などを通じて、国民年金制度の啓発を図ります。また、特定健康診査や特定保健指導などを実施し、生活習慣病を予防することで、医療費の適正化を図り、国民健康保険の健全な運営を目指します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図ります。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

小分類

- ・ 広報などを通じた国民年金制度の周知
- ・ 国民健康保険の健全な運営
- ・ 生活困窮者・不安定居住者などへの支援と自立の促進

中分類2 住まいの安心・安全への支援

所管部 福祉部

市営住宅の著しい老朽化のため、市川市公営住宅等長寿命化計画により計画的に改修することで、経年に伴う建物の耐久性の強化や更新を進め、安全性、居住性の維持向上を図ります。また、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などが安心して生活ができるように、住宅に関する相談や情報提供を行います。

小分類

- ・ 市営住宅の維持管理
- ・ 住宅確保要配慮者への住宅に関する相談や情報提供

## 07



## 基本目標 1 施策の方向 1

## スポーツ

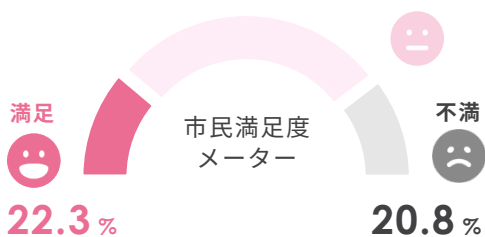
## 現状と課題

- ✓ スポーツには、歓喜や感動を与え生活を豊かにするとともに、勇気や友情を育み、人と人、地域と地域をつなぎ、新しいコミュニティを創造することで、心身を成長させる力があります。また、目標やコミュニティができることで、生きがい生まれ、健康の維持や増進にもつながります。さらには、近年の課題である健康増進や子どもの体力向上にも大変有用なものであることから、誰もが生涯を通じてスポーツを自由に楽しみ、享受することができる環境づくりを推進していくことが大切です。
- ✓ 近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出制限などにより、スポーツに親しむ機会が制限されてきました。各種制限などの緩和により、以前のような状況が戻りつつありますが、引き続き、感染症対策やデジタル技術の活用に取り組むとともに、各々のレベルに合ったスポーツの実施やスポーツに触れることができる機会の提供を行っていくことで、更なるスポーツ人口や実施率の向上に取り組んでいく必要があります。
- ✓ スポーツ施設の老朽化及び機能不足への対応や、パラスポーツ、アーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツ、eスポーツなど「新たなスポーツ」にも対応できる施設整備により、安全・安心で自由にスポーツができる環境づくりを行っていくことが求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市スポーツ振興基本計画

▶ スポーツ部

取り組み

中分類1 スポーツをする機会の提供

所管部

スポーツ部

市民のスポーツ実施率向上のため、より気軽にスポーツをする機会として、軽スポーツ教室や競技スポーツ（初心者向け）教室などを地域団体等と協力し開催します。日頃触れる機会が少ないパラスポーツやアーバンスポーツなどについてもイベントなどを通じて普及促進を図ります。また、競技スポーツにおいては、トップアスリート等指導者の派遣や講義の開催及び開催支援等による市民の競技力向上を目指します。

小分類

- ・スポーツ教室やイベントの開催
- ・トップアスリート等指導者の派遣や講義開催等による競技力向上支援

中分類2 スポーツをみる感動の発信

所管部

スポーツ部

スポーツに対する関心や興味を育む一環として、トップチーム等と連携を図り、試合観戦の機会創出を図ります。高レベルの試合等を見ることで、夢や感動、目標等を与え、より豊かな生活へと繋がります。また、トップチーム等以外にも子ども達がスポーツをする姿をみることで、心身の成長を実感するなど、スポーツをしない人にもスポーツの魅力を感じてもらおうことを目指します。

小分類

- ・トップチーム等との連携
- ・スポーツを観戦する環境の整備、機会の提供

中分類3 スポーツをささえる環境の充実

所管部

スポーツ部

市民が安全に、安心してスポーツができるよう、感染症対策やデジタル技術による利便性の向上、市民のニーズや社会情勢にあった施設計画とし、より良いスポーツ環境の整備を行います。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動支援、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツをささえる組織・人材の確保と育成を進めるとともに、地域や企業と連携した地域環境の創成を目指します。

小分類

- ・スポーツ施設の整備（維持改修・利便性向上の再整備・必要施設の整備）
- ・スポーツをささえる人材や組織の確保と育成
- ・地域や企業との連携体制の創成

## 08



## 基本目標 1 施策の方向 2

## 子どもの教育

## 現状と課題

- ✓ グローバル化の進展や環境問題の深刻化、Society5.0時代の到来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予測困難な時代にあって、学校教育には、学習指導要領に沿って様々な社会の変化に適応できる自立した人材を育むために学びの質を向上していくことが求められています。
- ✓ 社会の構造や環境が大きく変化する中でも、すべての子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも判断できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育てていくことが求められています。
- ✓ すべての子どもは、様々な個性と可能性を持っています。誰もが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、お互いの個性を認め合い、協働し、多種多様な知恵や資源を生かしていくことが重要となります。
- ✓ 近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。学校では、給食の充実とそれを通じた食育が推進され、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実が進められています。
- ✓ 最新の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の結果では、体力合計点の全国平均が下降しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、体育の授業や部活動の制限、外出自粛などによって、子どもの体力低下に拍車がかかっていると思われる状況にあり、対応が求められています。
- ✓ 子どもの様々な資質・能力を育成するためには、幼児教育から義務教育といった発達段階を踏まえたつながりの中で、体系的な学びを通じた学びと育ちの連続性が大切であり、幼保小連携や小中一貫教育を推進していく必要があります。
- ✓ 学校における働き方改革は、喫緊の課題であり、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校運営を見直すことや、家庭・学校・地域の役割の認識を深め一層の連携・協働を図ることで、地域とともにある学校づくりに取り組む必要があります。

## 未来へのアプローチ

<p>安心して子育てができる</p> 	<p>いつまでも地域で健やかに暮らせる</p> 	<p>災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる</p> 	<p>多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく暮らせる</p> 	<p>多様な主体がつながり、協力し合う</p> 
<p>経済の活性化により地域が発展する</p> 	<p>地球環境を守り、豊かな市川の自然を次世代につなげる</p> 	<p>デジタル技術でだれもが快適になる</p> 	<p>子どもたちが希望をもって、自ら伸び、育つ</p> 	<p>「文化のまち」の息づかいが感じられる</p> 



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市教育振興基本計画	▶ 教育委員会
市川市学校環境基本計画	▶ 教育委員会
市川市特別支援教育推進計画	▶ 教育委員会
市川市子どもの読書活動推進計画	▶ 教育委員会

取り組み

中分類1 社会の一員としての自覚を養う教育

所管部 学校教育部

多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められる中、学校教育においても、性別や国籍、障がい等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての子どもたちが、個性や能力の伸長を図る機会を創出します。

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者とないが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を目指し、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育的ニーズに応じた教育を推進します。

小分類

- ・多様な学び手のニーズに応じた教育
- ・特別な教育的ニーズに応じた教育

中分類2 一人一人の可能性を広げる教育

所管部 学校教育部

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するために、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びの充実を図ります。

デジタルとアナログをベストミックスし、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出します。

小分類

- ・多様な価値観を認めあう心の育成
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・安心して充実した学校給食の推進
- ・運動を通じた健やかな体の育成

中分類3 豊かな人間性を育む教育

所管部 学校教育部

就学前教育から義務教育9年間までを見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にしながら教育を推進します。

保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整えるとともに、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを推進します。

小分類

- ・学びと育ちの連続性を大切にされた教育
- ・社会との連携を大切にされた教育

## 09



## 基本目標 1 施策の方向 3

## 生涯学習

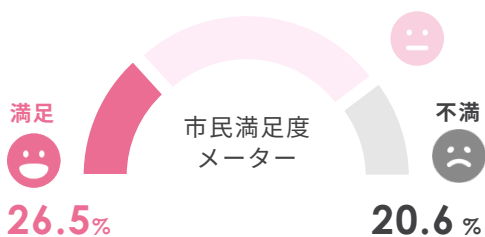
## 現状と課題

- ✓ 絶えず変化する予測困難な社会において、すべての人がその変化に対応し、必要な知識・能力などを更新できるよう、生涯を通じた学び直しの必要性が高まっています。人生100年時代を迎え、一人一人の多様な幸せが社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、生涯学習の場づくりに加え、学んだことを活用できる機会の拡大が求められています。
- ✓ すべての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、主体的に地域の課題を解決することができるように、地域コミュニティを形成するなど、人と人がつながる仕組みを構築し、社会的包摂を推進する必要があります。
- ✓ 公民館などの社会教育施設は、市民の学びの拠点として、利用者層の拡大と各種活動の活性化が課題となっています。情報通信技術を活用した「オンラインによる学び」の拡充を図るだけでなく「対面による学び」の組合せにより、多様なニーズに応じた学びを提供するなど、市民に身近で使いやすい学習拠点としての機能を高めることが求められています。
- ✓ 本市は、地域への貢献や発展に資することを目的として、市内5大学と包括連携協定を結んでいることから、双方が持つ資産を相互に活用して市民ニーズにあった市民講座を充実させていくことも有用となります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市教育振興基本計画	▶ 教育委員会
市川市立図書館運営基本計画	▶ 教育委員会
市川市子どもの読書活動推進計画	▶ 教育委員会

取り組み

中分類1 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現

所管部 生涯学習部

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

小分類

- ・生涯学習機会の充実
- ・公民館など社会教育施設を活用した地域の学習拠点づくり
- ・社会教育と学校教育との連携を通じた子どもの成長サポート
- ・図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の促進

中分類2 大学と連携した学習機会の提供

所管部 企画部・生涯学習部

市内の大学と連携し、大学の持つ恵まれた環境の中で社会の諸問題や生活向上のための新しい知識の習得を目的とした生涯学習の機会を提供していきます。また、市立図書館と大学図書館の相互利用を推進することにより、自ら学びたい市民が学習する機会を提供していきます。

小分類

- ・大学との包括連携協定に基づく生涯学習の推進
- ・図書館の相互利用の推進

## 10



## 基本目標 1 施策の方向 4

## 雇用・労働

## 現状と課題

- ✓ 平成31年（2019年）に働き方改革を推進することを目的とした「働き方改革関連法」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。また、女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの多様な人材が活躍できる社会の実現にも取り組んでいかなければなりません。
- ✓ 「改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」により、職場内のパワーハラスメント防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。大企業では令和2年（2020年）6月から、中小企業では令和4年（2022年）4月から義務化されており、労働者が安心して働ける体制づくりが求められています。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請により、時差通勤、オンライン会議、テレワークなど労働環境に大きな変化が生じており、これに対応した働きやすい労働環境の整備が必要とされています。
- ✓ 地域の雇用機会を創出することは、市内経済の活性化に資するとともに、財政的な面からも重要な課題となっています。雇用施策の情報提供、地域の実情にあった雇用施策の実施など、総合的に展開していく必要があります。

## 未来へのアプローチ

<p>安心して 子育て ができる</p>	<p>いつまでも地域で 健やかに 暮らせる</p>	<p>災害・感染症 に強く、安全・安心を 実感できる</p>	<p>多様性 を認め合い、個人が 尊重され、自分らしく 暮らせる</p>	<p>多様な主体 がつながり、 協力し合う</p>
<p>経済の活性化 により地域が 発展する</p>	<p>地球環境 を守り、豊かな市川 の自然を次世代に つなげる</p>	<p>デジタル技術 でだれもが 快適になる</p>	<p>子どもたち が希望をもって、 自ら伸び、 育つ</p>	<p>「文化のまち」 の息づかいが 感じられる</p>

市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類 1 就労支援の推進

所管部

経済観光部

将来に不安を抱える人の就労問題、勤労者や中小企業経営者からの労働問題、パワーハラスメント問題などに、労務管理の専門家が相談を受け支援します。

高齢者や障がい者を含めた求職者に対して就労機会の提供を図り、安心して暮らすことができるよう支援します。

小分類

- ・相談支援の推進
- ・就労支援の推進

中分類 2 多様な働き方の推進

所管部

経済観光部

仕事と育児や介護との両立や、少子超高齢化による生産年齢人口の減少などを踏まえ、様々なライフスタイルを尊重し、働く人々の意欲と能力を活かした職場環境の整備を推進するため、ハローワークなど関係機関と連携を図り、勤労者、中小企業経営者に働き方改革やワークライフバランスの取り組みなどに役立つ情報を提供します。

小分類

- ・勤労者福祉の増進

## 11



## 基本目標 1 施策の方向 5

## 多様性社会

## 現状と課題

- ✓ 社会生活におけるハラスメントや家庭などにおけるDVや虐待など、人権問題は依然として発生しており、市民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、引き続き取り組む必要があります。
- ✓ 「性はグラデーション」と言われるように、社会には、一般的に認識されている男性、女性という2つの性にあてはまらない方がおり、社会的には少数となるそうした人たちのことを「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」、「LGBTQ+」などと言います。すべての人が、互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様な性のあり方について正しく理解し、LGBTQ+の方々への差別や偏見をなくしていくことが必要となります。
- ✓ 女性の地位向上については、男女の能力や役割に対する固定的な考え方を取り除き、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりを推進していく必要があります。
- ✓ 生活者として、定住、労働する外国人は年々増加傾向にあります。出身国・地域も多岐にわたり、生活様式も多様化しています。国籍、文化、慣習、宗教などの違いを互いに寛容し、誰もが自分らしく安心して豊かに暮らせるような多文化共生社会の実現を目指していく必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市男女共同参画基本計画

▶ 総務部

取り組み

中分類1 多様性社会の実現

所管部 総務部・文化国際部

個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くために、多様性社会推進施策を実施します。また、各種審議会への参画など、女性が政策・方針決定過程に参画できる環境の整備や、就業機会や職場における男女平等を推進するための社会環境の整備を進めます。

あわせて、在住外国人への総合的な支援を行い、地域社会の構成員として社会参画を図れる取り組みを進めます。

小分類

- ・多様性を認め合う意識づくりと教育の推進
- ・自立・参画を育む環境の整備
- ・あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ・在住外国人への支援

中分類2 人権の尊重

所管部 総務部

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合えるよう、人権啓発を行います。また、児童・高齢者・障がい者への虐待や配偶者からの暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者の救済・支援を充実させます。さらに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化を進め、被害者の早期発見や迅速な対応がなされるよう体制を整備します。

小分類

- ・人権意識の高揚
- ・相談・救済・支援体制の充実

## 12



## 基本目標 1 施策の方向 5

## 平和

## 現状と課題

- ✓ 海外では、国同士の争いにより、国民の平穏な日常が奪われるという悲劇が報じられています。近年では、ロシアによるウクライナ侵攻の被害が拡大し、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さ、命の尊さが認識されました。
- ✓ 本市では、いかなる国の核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、世界の恒久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」を宣言しています。今なお世界各地でテロや紛争が勃発する中、平和の尊さを理解し、次世代の子どもたちに伝えていくことが重要となります。
- ✓ 異文化への理解から始まる多文化共生の意識を醸成するためには、他国の文化習俗に触れ、異文化に暮らす人々と交流する機会を市民に提供していくことが不可欠となります。本市は、世界の5都市（アメリカ合衆国／ガーデナ市、インドネシア共和国／メダン市、中華人民共和国／樂山市、ドイツ連邦共和国／ローゼンハイム市、フランス共和国／イッシー・レ・ムリノー市）と親善交流を目的とした姉妹・友好都市やパートナーシティ提携をしています。
- ✓ 今後も、市川市国際交流協会と協働で、互いの都市の活性化につながるよう、青少年交流、教育交流、文化交流など様々な活動を行い、互いの都市と相互理解を深め、世界平和に貢献していく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類 1 平和意識の高揚

所管部

総務部

「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づき、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着を図るため、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを訴える展示などを通じて平和啓発を推進します。

小分類

- ・ 平和啓発の推進

中分類 2 国際平和のための活動の促進と支援

所管部

文化国際部

国籍や民族・文化の違いを互いに理解し、助け合えるよう、姉妹・友好都市やパートナーシティとの市民を主体とした交流活動を促進するとともに、平和や国際交流・国際理解に関わる市民の活動を支援します。

小分類

- ・ 国際交流活動の促進
- ・ 市民活動の支援



## 基本目標

---

### 2

---

## 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

### 施策の方向

**1** 芸術・文化を身近に感じる  
まちをつくります

---

**2** 文化的資産や伝統文化を  
まちの活性化に活かします

---

**3** 暮らしの中で  
「まちの文化」を育みます

---

## 13



## 基本目標 2 施策の方向 1

## 文化・芸術

## 現状と課題

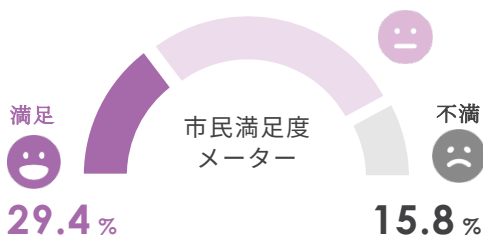
- ✓ 本市では、文化芸術を身近に感じられるイベントの開催や作品発表の場の創出、拠点となる施設の整備などを通して、市民が日常的に文化芸術に親しみ、触れられる機会の拡充を図ってきました。一方で、近年、価値観の変化やコンテンツの多様化、ソーシャルメディアの普及、活動を行ってきた人々の高齢化など、文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しており、その対応が求められています。
- ✓ 「文化のまち いちかわ」を次の世代に引き継いでいくためには、文化芸術活動の後継者育成や、新たな人材の確保、文化芸術団体の連携強化が課題となっています。また、本市の歴史や伝統文化を継承しつつも、将来につながる自立的かつ持続可能な文化芸術活動及びイベントを実施していくため、これまでの支援の在り方を再検討するとともに、新たな文化芸術活動の基盤を構築していく必要があります。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた文化芸術活動が徐々に再開されていることを踏まえ、今後を見据えた支援策として、公共施設だけでなく民間施設や地域資源を有効活用するなど、文化芸術活動の再活性化や基盤強化を目的とした具体的な施策を検討することも必要となります。
- ✓ 情報通信技術の発展・普及は、文化芸術分野においても、守り伝え発信する手段として注目されています。さらに多くの市民が地域への理解や親しみを深められるよう、オンライン配信の活用など新たな手法を積極的かつ効果的に取り入れ、場所や時間にとらわれず文化芸術に触れる機会を創出・拡充していくことが求められています。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市文化振興ビジョン

▶ 文化国際部

取り組み

中分類1 文化芸術に触れる機会の拡充

所管部

文化国際部

文化芸術を身近に感じられるまちづくりの実現に向けて、文化施設等における展示や、オンライン配信を通じ、ゆかりの美術作品等に触れられる機会を拡充します。また、市民の誰もが文化芸術活動に親しみ、参加しやすい環境を整えます。

小分類

- ・市の文化施設における美術作品や文化資料等の展示
- ・オンライン配信などを活用した文化芸術情報の効果的な発信
- ・文化芸術事業の振興と文化芸術施設の整備・充実
- ・市民、事業者、各種団体との連携拡大

中分類2 文化芸術活動への支援

所管部

文化国際部

誰もが自主的に文化芸術活動を行い、自ら文化芸術を創造することができるよう、活動を支援していきます。また、展示やイベントを通じ、若手アーティストの育成・支援や、文化芸術に触れられるまちづくりの実現につなげます。

小分類

- ・文化芸術団体の連携拡大・ネットワークの強化支援
- ・文化芸術活動及び成果発表の場の充実
- ・若手アーティスト等の創作活動の支援、拠点整備

## 14



## 基本目標 2 施策の方向 2

## 文化的資産

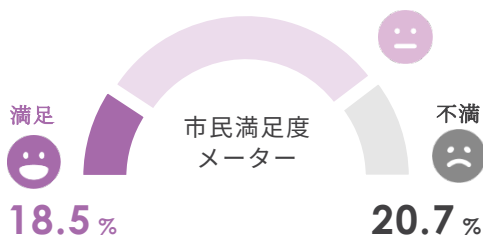
## 現状と課題

- ✓ 先人たちが築き、守り伝えてきた有形・無形の文化財は、地域の歴史の理解に欠かせないだけでなく、文化の向上や発展の基礎をなす重要なものです。また、歴史や文化、芸術など、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」は、生活にゆとりや安らぎをもたらし、心を豊かにさせてくれます。本市がさらに活性化し続けていくため、こうした文化財をはじめとする多様な文化的資産や地域の魅力を積極的に発信し、本市への愛着や親しみを深める「よりどころ」としていく必要があります。
- ✓ 市民が本市の文化的資産や伝統文化に興味を持ち、主体的に関わることのできる機会を創出・拡充することは、それらを次世代へと引き継ぐ人材を育成することにつながります。目的やニーズに応じた様々な手法による効果的な情報発信やイベントの展開などを、積極的に行っていくことが求められています。
- ✓ 多様な文化的資産を活かしていくためには、それらの適切な保全・保存・継承などを図り、礎とすることが不可欠です。市の文化施設においては、市民の安全や利便性を確保するため、計画的な設備更新や改修工事などを行い、文化活動の拠点として整備する必要があります。また、文化財として指定・登録された貴重な歴史的建造物をはじめとした貴重な文化財や伝統行事などの保護・継承にあたっては、所有者や関係機関と連携し、適切な保存・管理を進めなければなりません。
- ✓ 令和3年度（2021年度）末時点で、本市にある指定文化財の数は58件、登録有形文化財は18件です。文化財は歴史的、文化的遺産としてかけがえのない財産であり、これを後世に伝えることが重要な責務です。法や条例に基づき指定または登録したうえで、適切に保全していくことが求められています。また、指定文化財である5か所の国指定史跡のうち2か所について、開発行為から遺跡を保護するために公有化を進めています。公有化された土地については、整備がなされておらず、十分な活用がされていないことが課題となっています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市文化振興ビジョン

▶ 文化国際部

取り組み

中分類1 伝統文化の継承

所管部 文化国際部・生涯学習部

市民向け講座やワークショップの開催、また、市の文化施設における発表等を通じ、市民生活との関わりをより一層深め、文化的資産や伝統文化を次世代へ引き継ぐための人材育成を行います。

無形文化財として伝統的文化を承継するため、無形文化財の維持管理に係る経費の一部を助成します。

小分類

- ・ 市民主体の文化芸術イベントによる新たな人材の発掘及び連携機会の創出
- ・ 次世代の文化芸術の担い手に向けた伝統文化の継承及び新たな文化芸術活動への支援
- ・ 無形文化財の維持管理に係る補助金の交付

中分類2 文化財の保護及び文化的資産の保全と活用

所管部 文化国際部・生涯学習部

市川市文化会館、東山魁夷記念館や文学ミュージアム等の文化施設について、積極的なPRと活用を図っていくとともに、地域の文化的資産や歴史的建造物等を活用した事業を展開します。また、文化施設を良好な状態で次世代へ引き継ぐとともに、市民の安全や利便性を確保するため、計画的な設備更新や改修工事などを行います。

文化財の保護に資するよう、文化財の維持管理及び修繕に係る経費の一部を助成するとともに、史跡に指定された土地の公有化を進めて開発行為から保護し保全します。

史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡について、保存活用計画に沿って優先順位を付けながら公有化を進めるとともに、一定範囲の公有化が済んだ区域において将来的な整備の指針となる整備基本計画を策定します。史跡曾谷貝塚について、史跡を地域の文化資産として活かすため将来的な整備の方向性を踏まえた保存活用の方法を計画します。国庁・国衙の様相を探る手掛かりを得るため、埋蔵文化財の発掘調査を行います。

文化財の魅力について情報を発信することで、文化財保護意識の醸成を行います。さらに、市内に残る貴重な歴史・風土・自然的資産を次世代に引き継いでいくため、それらを学習資源として活用していきます。

小分類

- ・ 文化的資産や歴史的建造物等の情報発信と活用
- ・ 文化施設の適切な維持・管理
- ・ 文化財の維持管理及び修繕に係る補助金の交付
- ・ 史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡の公有化状況にあわせた、整備基本計画の策定
- ・ 史跡曾谷貝塚の保存活用計画の策定
- ・ 国府台地区周辺における埋蔵文化財発掘調査の実施
- ・ 市公式Webサイトの活用、文化財に関する情報の発信
- ・ 学校の体験学習などでの活用

## 15



## 基本目標 2 施策の方向 3

## 観光

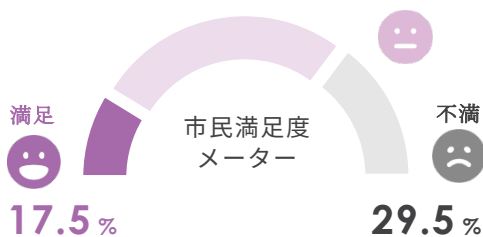
## 現状と課題

- ✓ 本市は「観光地」というイメージが希薄ながらも、自然が多く残っているスポットや、歴史・文化が息づく場所など、様々な観光資源を有しています。絶景スポットであるアイ・リンクタウン展望施設をはじめ、江戸川や市内北部に広がる自然、各地の神社仏閣や行徳地区の寺町の風景など、歴史や伝統文化にまつわる観光スポットも多く、各地域に個性的な魅力があります。
- ✓ 令和4年（2022年）3月に本市の観光についての明確な将来像を地域で共有する「市川市観光振興ビジョン」を策定し、本ビジョンをもとに、市民の皆様から市川市を来訪される方まで、たくさんの方に「市川ファン」になってもらうことを目指し、観光政策を展開しています。
- ✓ JR市川駅南口のアイ・リンクタウン展望施設を、本市の観光の拠点として選定し、情報発信手法の強化や、イベントの拡充等を行っています。今後もこれらの取り組みを通じて、本市の観光における象徴的な施設となることが求められています。
- ✓ 本市で開催されるイベントには、市川市民納涼花火大会やいちかわ市民まつり、いちかわ真間川堤桜まつりなどがあります。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続くイベントもある中で、オンラインによる企画を取り入れるなど新たな取り組みを行っています。
- ✓ 市内外の人から十分に理解されていない観光資源があることから、そのポテンシャルを最大限に引き出し、磨き上げるとともに、本市の独自性としてアピールしていく必要があります。さらには、本市及び本市の観光資源に対する認知度を向上させるために、観光資源ごとにターゲットを明確にした情報発信や、観光の担い手同士のネットワーク構築が求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市観光振興ビジョン

▶ 経済観光部

取り組み

中分類1 地域一体型の観光の推進

所管部

経済観光部

市川市観光振興ビジョンで定めたキャッチフレーズ「気づいて市川 築いてICHIKAWA」を基に、地域が一体となって観光を推進します。

市川市の観光の担い手により構成される、地域を横断した市を代表する観光のプラットフォーム「オールいちかわ」を構築することで、様々な分野・業種の団体や事業者との交流を促進し、観光が持つ裾野の広がりを捉えた効果的な取り組みを目指した一体的な観光政策の推進を図ります。

小分類

- ・ オールいちかわをきっかけとした様々な分野・業種の団体・事業者の交流促進
- ・ 市川市観光協会の活性化

中分類2 魅力の発信による市川ブランドの確立

所管部

経済観光部

テーマ性・ストーリー性を意識して点在する観光資源をつなげることで、周遊性や更なる高付加価値を生み出し、都市型観光を推進します。同時にブラッシュアップした観光資源から、市全体・各地域の核・拠点となる観光資源を選定し、「市川ブランド」の確立を目指します。

これらの観光資源の魅力をあまねく発信するために、情報や発信媒体を整理・選別し、地域ぐるみで幅広い情報発信を行う環境を整えます。積極的な情報発信を通じて、市民に本市への関心や親しみを持ってもらうとともに、市外から訪れる「市川ファン」の増加を目指します。

小分類

- ・ まち歩きルートの紹介やイベントの実施
- ・ アイ・リンクタウン展望施設や道の駅いちかわ、いちかわ観光物産インフォメーションなどの観光施設の機能充実
- ・ 市民納涼花火大会や市民まつりなどの行事によるふるさと意識の高揚
- ・ 「#市川ファン」など地域一体での情報発信の強化
- ・ 動植物園の魅力の発信





## 基本目標

---

### 3

---

## 安全で快適な魅力あるまち

### 施策の方向

1

安全で安心して暮らせる  
まちをつくります

---

2

快適な暮らしを支え、  
質の高い都市基盤整備を  
進めます

---

3

自然、歴史、社会環境などを  
活かして、バランスのとれた  
魅力ある土地利用を図ります

---

4

産業を振興し、  
活力あるまちをつくります

---

## 16



## 基本目標 3 施策の方向 1

## 危機管理

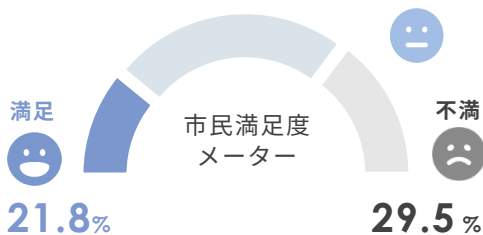
## 現状と課題

- ✓ 全国各地で台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生しており、災害の頻発化・激甚化に対し、的確な対応が求められています。災害種別によって同じ市域であっても地理や地形、市街地の状況などの地域特性が異なるため、様々なリスクが点在しています。
- ✓ 自然災害にあわせて、新型インフルエンザ等感染症の拡大などが同時に発生する「複合災害」についても、状況に応じた適切な対応が必要です。さらに、自然災害だけでなく、不安定化する国際情勢に伴う人為災害などについても対応が求められています。
- ✓ 災害に強いまちづくりを進めていくためには、どのような災害が発生しても、機能不全を起こさないという「国土強靱化」の視点も踏まえ、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（特に行政・関係機関・地域住民の連携）の整備についても、平時から進めていくことが重要です。本市では、災害時における対応や復旧活動などを迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関との協力体制を築いていますが、これまで以上に連携を強化・推進していく必要があります。
- ✓ 様々な脅威に迅速に対応できる体制の構築を行い、今後、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に備え、職員の対応能力の強化を図る必要があります。また、災害からの逃げ遅れゼロを目指すため、市民一人ひとりの災害に対する意識を高めることが必要となります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市地域防災計画	▶ 危機管理室
市川市国民保護計画	▶ 危機管理室
市川市新型インフルエンザ等対策行動計画	▶ 危機管理室
市川市国土強靱化地域計画	▶ 危機管理室
市川市下水道中期ビジョン	▶ 下水道部

取り組み

中分類 1 危機管理体制の推進

所管部

危機管理室

災害発生時の被害を最小限に止めるために、平常時から行政・関係機関・市民の更なる連携強化とそれぞれの災害対応力の向上が重要です。訓練や研修などを通じてそれぞれの対応能力の強化を図ることはもとより、応援支援等により多くの協力が得られる体制づくりを図り、市民一人ひとりの災害に対する意識を高め誰もが実行できる対策を推進していきます。また、現代社会は、自然災害のみならず、人為災害など予測できない脅威にさらされるおそれと不安があることから、これらの脅威からの確に市民を守るため、関係機関と密接な連携を図るとともに、いかなる事態であっても、行政機能が継続できる体制を強化していきます。

小分類

- ・総合的な減災対策の推進
- ・職員の災害対応能力の向上
- ・関係機関との連携強化
- ・市民の防災意識の高揚

中分類 2 新たな感染症への対応

所管部

危機管理室

新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、その被害を最小限に抑えながら、柔軟に対応することにより社会・経済を維持していくことが重要です。感染症対策と社会経済活動の両立に向け、迅速で効果的な情報提供ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

感染症対策について、市民ニーズを踏まえた正しい情報の周知・啓発を行うとともに、感染症の拡大に備え、対応方針などの見直しを図ります。

小分類

- ・新たな感染症対策の強化
- ・千葉県や医療機関等との連携強化
- ・正確な情報発信

## 17



## 基本目標 3 施策の方向 1

## 防災

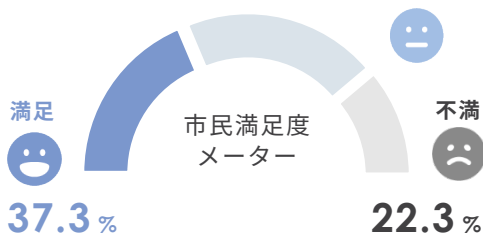
## 現状と課題

- ✓ 地震や水害による大規模災害発生時には、多くの被災者等が発生し、交通網の寸断、通信手段の混乱などにより、すぐに救援が得られない可能性があり、そのような時、地域の住民同士による救援活動が有効であることが、過去の災害からも明らかになっています。
- ✓ 地域の連携及び防災力を強化していくためには、自主防災組織の結成を促進するとともに、小学校区防災拠点協議会の活動や地域防災リーダーの育成により、地域住民が主体となった防災対策を推進していく必要があります。
- ✓ これまで自治体において進めてきた防災対策は、画一的なものであったことから、近年の災害では多くの被災地で不都合が生じ、避難生活の課題となっています。これらの被災地の経験を教訓に、これからの避難生活などの在り方については、様々な視点を踏まえ検討していく必要があります。
- ✓ 避難所においては、住まいや地域での生活の基盤を失った被災者の拠り所であることから、水やアレルギーに対応した食料だけでなく、トイレや電源の配備、プライベート空間の確保など、多様な方が安心して避難生活を送ることができる環境の整備・向上に取り組む必要があります。
- ✓ 市内の市街化が進む中、台風や豪雨などに伴う河川の氾濫や堤防の決壊など、水害による被害を最小限に止めるため、河川の改修を始めとした総合的な治水対策に取り組む必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市地域防災計画	▶ 危機管理室
市川市下水道中期ビジョン	▶ 下水道部

取り組み

中分類1 激甚化する自然災害への備え

所管部 危機管理室

激甚化する自然災害に備えるため、災害対策本部の運営や災害情報の収集・発信、被災者支援など効果的な災害応急対策を実現するため、積極的にICTを活用するほか、すべての市民にとって避難所生活をより安心・快適なものにするため、備蓄品の購入や指定避難所の環境整備を行います。また、市及び防災関係機関が市民と一体となり実施している総合防災訓練など、実践的な災害対応訓練を実施していきます。

小分類

- ・ ICTを活用した災害対応の推進
- ・ 避難所環境の整備
- ・ 実践的な災害対応訓練の実施

中分類2 自助・共助を基本とした地域防災力の向上

所管部 危機管理室

防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、自治（町）会や学校、自主防災組織等において、災害時により的確に行動できるよう、実践的な防災訓練やハザードマップ等を活用した防災講話を実施します。また、災害時、円滑に避難所を開設できるよう、小学校区防災拠点協議会が中心となり市と連携した避難所開設・運営訓練を推進していきます。

小分類

- ・ 防災意識の啓発
- ・ 小学校区防災拠点協議会の活動促進
- ・ 地域防災リーダー、自主防災組織の育成強化

中分類3 治水対策の推進

所管部 下水道部

河川の改修や雨水排水施設の整備を進めるとともに、保水・遊水・貯留浸透機能を向上させることにより、時間雨量50ミリの大雨時にも浸水や溢水をすることがないまちづくりを進めるとともに、短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨についても対策を進めます。

小分類

- ・ 河川改修
- ・ 雨水排除、雨水排水施設の整備
- ・ 保水・遊水・貯留浸透機能の向上

## 18



## 基本目標 3 施策の方向 1

## 消防

## 現状と課題

- ✓ 近年、経験豊富な消防職員が定年などにより退職しており、消防活動などの知識・技術伝承問題や火災件数減少による若手職員の経験不足が懸念されています。また、複雑多様化する災害や高齢化社会における消防需要に対応するためにも、職員の技術向上、広域応援体制の連携強化などによる消防力の強化が求められています。
- ✓ 現在、11施設ある消防庁舎のうち、7施設が建築後30年以上経過し、建物や付帯設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進めていく必要があります。
- ✓ 火災予防対策については、設置義務化から10年以上が経過する住宅用火災警報器の経年劣化による動作不良の増加、危険物施設の老朽化による事故リスクの上昇、対象物数の増加により立入検査実施計画の策定の難航などが課題となります。
- ✓ 地域防災力の要として重要な役割を果たしている消防団は、入団希望者の減少や団員の高齢化が課題となっており、団員の確保に向けた取り組みが必要不可欠となっています。
- ✓ 本市の出火件数は年々減少傾向にある一方で、高齢化の進行などにより、救急出動件数は増加傾向にあることから、今後一層増加が見込まれる救急要請に対応するため、救急体制の充実を図る必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市消防計画

▶ 消防局

取り組み

中分類1 消防力の強化 所管部 消防局

近年、複雑多様化する災害から市民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防力を強化する必要があります。職員一人ひとりの技術の向上や、地域の安全を守る消防団員の確保・育成を図るとともに、消防施設や装備の充実、広域応援体制の連携強化に取り組みます。

- 小分類
- ・若手職員の経験不足や職員の技術向上に向けた各種訓練、研修の実施
  - ・消防団員の確保に向けた積極的な処遇改善、広報活動
  - ・消防防災施設の整備
  - ・広域応援体制の連携の強化

中分類2 火災予防の推進 所管部 消防局

火災を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限とするため、火災予防意識の啓発と査察体制の強化といった火災予防対策の推進に取り組みます。

- 小分類
- ・住宅用火災警報器の重要性や火災予防に関する広報活動
  - ・計画的な査察による防火対象物や危険物施設の適正な維持管理

中分類3 救急体制の充実 所管部 消防局

増加する救急要請に対応するため、救急業務の高度化や応急手当などの知識の普及、救急車の適正利用に取り組みます。

- 小分類
- ・5Gを活用した映像伝送による医療機関との連携強化に関する研究
  - ・救急現場における業務の高度化・簡素化に関する研究
  - ・救急車到着前の応急手当実施率の向上に向けた応急手当普及活動によるバイスタンダーの育成
  - ・救急車適正利用の推進

## 19



## 基本目標 3 施策の方向 1

## 市民安全

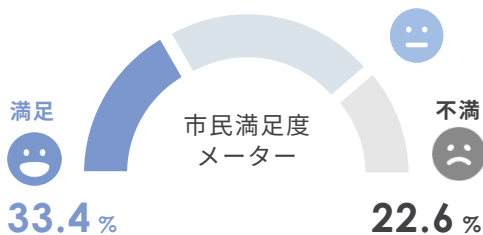
## 現状と課題

- ✔ 近年、市内における刑法犯認知件数は減少傾向を続けている一方、「電話de詐欺」被害などに代表されるように、犯罪の手口は巧妙化・多様化してきています。安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、犯罪発生の抑止と体感治安の改善を図るため市民、事業者、警察、市などが連携して総合的な防犯対策を推進していく必要があります。
- ✔ 子どもに関連する痛ましい事件・事故が多く見受けられることから、学校、保護者、地域が一体となって、子どもを見守る体制づくりの重要性が高まっています。
- ✔ 千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（通称：迷惑防止条例）」では規制できない居酒屋やカラオケなどの客引き行為等を禁止するため、令和3年（2021年）に「市川市客引き行為等禁止条例」を制定し、安全で安心な住みよい地域社会を形成に取り組んでいます。
- ✔ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、インターネットを介した購買が奨励されるなど、人々の消費行動様式が変容しています。日々の生活が便利になる一方、インターネットを介したトラブルや高齢者が悪質商法の被害に遭うケースなどが増えており、対策が求められています。被害の未然防止を目的としたきめ細かい情報提供と被害回復のための的確な対応が求められており、関係部署間の連携や情報共有を徹底し、消費生活相談体制の強化を図ることが求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市防犯まちづくり基本計画及び指針

▶ 市民部

取り組み

中分類1 防犯まちづくりの推進

所管部

市民部

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの効果の検証を行うとともに、地域による防犯の重要性を認識し、犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。さらに、暴力団排除や客引き行為などのない環境整備を進め、街の雰囲気悪化を防ぎ、地域の魅力の向上を目指します。

小分類

- ・ 市民が犯罪から自らの身を守るための支援
- ・ 市民、事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取り組みの促進
- ・ 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備、暴力団排除
- ・ 高齢者、子ども、女性等を犯罪者から守るための仕組み (性犯罪撲滅、特殊詐欺撲滅、犯罪被害者支援)

中分類2 消費生活相談体制の充実

所管部

市民部

弁護士による多重債務専門の法律相談の実施など、相談体制を充実させるとともに、研修等を通じて相談員の資質向上を図ることなどにより、消費者被害に対し、迅速かつ的確な対応ができる支援体制を確立します。また、専門的な知識を有する相談員を配置し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及び苦情の処理のためのあっせんを行います。

小分類

- ・ 相談体制の充実
- ・ 相談窓口等の周知
- ・ 相談員の資質の向上

## 20



## 基本目標 3 施策の方向 1

## 交通安全

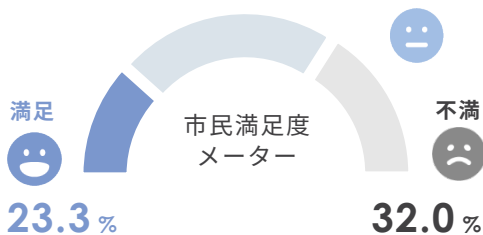
## 現状と課題

- ✔ 高齢者が関係する交通事故の割合は、高齢化の進行に伴い上昇傾向にあり、対応が求められています。また、子育て世帯や障がい者などにも目を向け、誰もが安全に外出できるような交通社会の形成が必要となっています。
- ✔ 自転車の安全利用に関し、本市では、平成23年（2011年）に「市川市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用の普及啓発に努めてきましたが、自転車に関連する事故件数は依然として多く、本市における交通事故件数のうち、自転車に関係する事故の割合は約4割を占めています。継続的に交通安全教室などを実施するとともに、自転車の安全利用に対し、効果的な啓蒙などを行っていく必要があります。
- ✔ 令和4年（2022年）7月1日から千葉県条例改正により自転車保険の加入が義務化されたことに伴い、本市においても同年10月1日に上記条例を改正し、自転車保険の加入を義務化しました。全国では、自転車が加害事故となる事故で、高額な損害賠償請求がされる事例が多く発生していることから、警察や事業所などと連携を図りながら、保険加入を促進するための周知啓発などを徹底していく必要があります。
- ✔ 全国的に歩道のない道路を下校中の児童が事故に巻き込まれる事案が発生しており、本市においても、通学路の安全確保に向けた一層の取り組みが必要となっています。市川市通学路交通安全プログラムの取組方針に基づき、関係機関と連携を図りながら、通学路の安全性の向上を進めていく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

- 市川市交通安全計画 ▶ 道路交通部

---

- 市川市無電柱化推進計画 ▶ 道路交通部

取り組み

中分類 1 交通安全に関する意識啓発 所管部 道路交通部

交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが重要です。市民の自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力に推進します。

児童交通安全教室を実施し、児童が交通事故に巻き込まれないよう、安全教育を実施します。

自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車利用者による危険な運転を防止し、自転車の安全利用に関する普及啓発を進めるなど、交通安全に関する意識啓発を行っていきます。

- 小分類**
- ・ 市民総参加でつくる交通安全の推進
  - ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ・ 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
  - ・ 自転車の安全利用の推進
  - ・ 飲酒運転の根絶
  - ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ・ 効果的な交通安全教育の推進

中分類 2 安全な歩行空間・自転車走行環境の整備 所管部 道路交通部

高齢者や障がい者など、誰もがいきいきと暮らすことができる環境を作り出すことが必要とされており、歩道の段差解消や平坦性の確保などのバリアフリー化、無電柱化などによる安全で移動しやすい歩行空間の確保を図っていきます。また、歩行者と自転車利用者が安全で快適に利用できる交通環境を計画的に整備します。

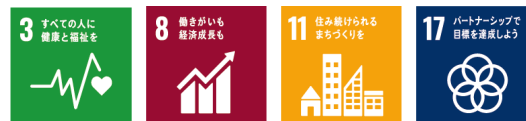
- 小分類**
- ・ 道路の改良・拡幅
  - ・ バリアフリー化の検討
  - ・ 無電柱化による歩行空間の形成
  - ・ 自転車走行環境の整備

中分類 3 通学路の安全性向上 所管部 こども部・道路交通部・学校教育部

児童のために安全な通学路を整備する必要があります。市川市通学路交通安全プログラムに基づき、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検等により通学路の安全確保を図ります。また、安全な子育て環境を推進するため、キッズゾーンの整備維持を進めます。

- 小分類**
- ・ 関係機関と連携を強化した通学路の安全対策の向上
  - ・ 児童、生徒の安全に対する意識を高めるための安全教育の推進

## 21



## 基本目標 3 施策の方向 2

## 道路・交通

## 現状と課題

- ✓ 本市は、都心への近接性や歴史的背景から、街道沿いに都市化が進み、鉄道が発達し駅を中心に市街地が発展してきた結果、中心市街地周辺に交通が集中し、慢性的な渋滞と安全性の低下が生じています。東京外郭環状道路や都市計画道路3・4・18号などの開通により南北の交通の利便性が向上したものの、依然として混雑地域が発生している現状があります。
- ✓ 本市ではこれまで、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図ってきましたが、都市計画道路の計画延長に対する整備済み延長の割合は60%に留まっています。今後は整備の方向性や整備優先順位を整理した都市計画道路整備プログラムに基づき、計画的な整備を進めていく必要があります。
- ✓ 都市計画道路以外の既存の道路にあっても歩行空間や自動車走行空間が十分に整備できていない道路があるため、道路の拡幅などを行い、誰もが円滑に移動できる道路空間を整備する必要があります。
- ✓ 交通が集中する幹線道路や、抜け道として使用される生活道路の舗装の劣化が進んでおり、計画的な舗装補修を行っていく必要があります。
- ✓ 道路上の電柱や電線は、利用者の通行の妨げとなり、災害発生時においては電柱の傾斜や倒壊により、交通機能の阻害や停電などが懸念されることから、無電柱化を推進する必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市総合交通計画	▶ 道路交通部
市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画	▶ 道路交通部
市川市都市計画道路整備プログラム	▶ 道路交通部
市川市無電柱化推進計画	▶ 道路交通部

取り組み

中分類1 道路交通網の充実

所管部 道路交通部

都市計画道路の整備や自転車走行空間の整備を行うことで、渋滞の解消及び災害時の避難経路の確保や、自転車利用者と歩行者の安全で快適な交通環境を実現するなど、都市機能の向上を図ります。

小分類

- ・都市計画道路の整備
- ・自転車走行空間の確保
- ・公共交通を補完する新たな移動手段の検証及び普及

中分類2 道路の安全性の確保

所管部 道路交通部

既存道路の拡幅や無電柱化、劣化した舗装路面の適切な修繕を実施することにより、道路の機能の向上を図り、安全性を確保します。

小分類

- ・既存道路の改良・拡幅
- ・無電柱化の推進
- ・道路舗装補修工事

中分類3 公共交通の充実

所管部 道路交通部

鉄道やバスなどの公共交通の利便性を高めるとともに、コミュニティバスの利用促進を図るため、鉄道駅を含むエリアで運行しているコミュニティバスの運行計画の再検討を進めます。

小分類

- ・公共交通の利便性向上
- ・コミュニティバスの利用促進

## 22



## 基本目標 3 施策の方向 2

## 下水道

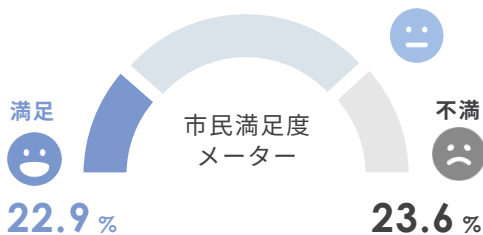
## 現状と課題

- ✔ 下水道は、人々が清潔で快適な市民生活を営むうえで重要な社会基盤であり、本市ではこれまで広域的な水質保全を図ることを目的として整備地区の拡大を進めてきました。本市の下水道普及率は、令和3年度（2021年度）末で76.8%となっており、市街化区域未整備となっている地域を中心に早期整備が必要となっています。
- ✔ 新規整備区域の拡大と同時に下水道の老朽化対策も必要となっています。昭和36年（1961年）から整備を進めてきた下水道施設は、現在老朽化が進展しており、今後は新規整備と合わせ適切な維持管理と老朽化対策により、良好な下水道環境の維持が必要となります。
- ✔ 近い将来に発生が予想されている首都直下地震や都市型水害、豪雨の頻発など、市民の生活が脅かされている中、安心して暮せる生活環境を確保するため、下水道施設の耐震化を進めるとともに、水害に強い街づくりを目指して排水施設の整備を進める必要があります。
- ✔ 本市の下水道事業は、事業の経営成績と財政状態を明確にし、より健全な事業運営を行っていくため、平成30年度（2018年度）から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により運営しています。将来にわたり独立採算制を原則とした、安定的な下水道サービスを提供していくためには、経営状況を的確に把握し、その分析を通じ、投資計画と財源計画の収支が均衡する健全な事業運営に取り組む必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市公共下水道基本計画

▶ 下水道部

取り組み

中分類 1 下水道普及率の向上

所管部

下水道部

基本的には、下水道下流域から整備を進めていくとともに、効率的に整備量を増加させるため、様々な整備手法を活用していきます。そして、より多くの人々に下水道を利用してもらうように水洗化率の向上を図ります。

小分類

- ・ 下水道処理区域の拡大
- ・ 水洗化の促進

中分類 2 安心な暮らしを支える下水道の整備

所管部

下水道部

市民生活を支える重要な下水道施設を将来に渡り健全に維持するため、施設の状態を適切に把握し、予防保全型の計画的な維持管理による施設の長寿命化を図ります。また、震災時における、緊急輸送路の確保及び避難所の衛生的な生活環境確保のため、下水道管路施設の耐震化を図ります。さらに、下水道施設の整備により時間雨量50ミリの大雨時にも浸水することがないまちづくりを進めます。

小分類

- ・ 施設の適正な維持管理
- ・ 施設の老朽化対策
- ・ マンホール浮上抑制対策、マンホールと管路の継手部の耐震化
- ・ 浸水被害を軽減するためのポンプ場等の施設整備

中分類 3 経営基盤の強化

所管部

下水道部

下水道事業を将来にわたり安定的・持続的に運営するため、経営戦略を毎年度進捗管理し、3年～5年ごとの改定を行います。

小分類

- ・ 安定的な経営のための資金管理
- ・ 下水道使用料の適正な徴収

## 23



## 基本目標 3 施策の方向 2

## 住宅・住環境

## 現状と課題

- ✓ 本市の人口は、概ね増加傾向で推移してきましたが、年少人口の割合の減少に対して老年人口の割合の増加が顕著であり、高齢化が進行しています。また、一世帯あたりの人員は減少傾向であり、単身高齢者・高齢夫婦世帯の増加が予想されることから、バリアフリー化に配慮された、高齢者などが自立して安全に暮らせる住まいづくりが求められています。子育て世帯については、世帯人員に対して狭小な住まいが多く、本市の家賃水準が比較的高いなど様々な理由により市外転出が目立っています。さらに、本市における合計特殊出生率は近年低迷していることから、子どもを産み育てやすい住まいの整備が求められています。
- ✓ 昨今、自然災害が頻発・激甚化しており、住宅・住宅地における防災性能の向上が必要となります。また、気候変動などを背景に、脱炭素化の動きはより本格的なものとなりつつあり、省エネ・創エネ設備の設置率を上昇させるなど、住宅等における環境性能の一層の向上が求められています。
- ✓ 市内の住宅ストックは、平成30年（2018年）時点で26万4,560戸存在する一方、既に人が居住しない住宅が約3万戸存在しています。引き続き、既存住宅ストックの質の向上を図りつつ、多様な世帯が安全で快適に暮らせる住宅施策を進める必要があります。また、市で把握する管理不全な空き家は約400戸存在し、その数は増加傾向にあることから、関連団体との連携などによる対策が必要な状況です。
- ✓ 市内の分譲マンションの約32%は昭和56年（1981年）の新耐震基準以前に建築されたものであり、適切な維持管理が求められるとともに、今後建て替えの問題が生じることが予想されており、対応の検討が必要となります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市住生活基本計画	▶ 街づくり部
市川市空家等対策計画	▶ 街づくり部
市川市耐震改修促進計画	▶ 街づくり部

取り組み

中分類1 安心して暮らせる安全な住まいとまちづくり

所管部

街づくり部

近年、頻発・激甚化する自然災害に対して安心して暮らしていけるよう、地震・台風・集中豪雨等に強い住まいと住環境づくりを支援するとともに、高齢者や子育て世帯を含むすべての市民が、日常生活を安全で快適に過ごせる住まいづくりへの支援を進めます。また、市民の居住形態として定着している分譲マンションについて、一部の建物で高経年化や居住者の高齢化が進んでいることを踏まえ、適切な維持管理を支援することで、だれもが健やかに暮らせる、質の高いマンションストックの形成を推進します。

小分類

- ・ 地震・災害に強い住宅・住環境の整備
- ・ 高齢者や子育て世帯等が住みやすい住宅ストック形成の支援
- ・ 分譲マンションの適切な維持管理の支援

中分類2 良質な住まいと魅力ある居住環境づくり

所管部

街づくり部

「市民の快適な暮らし」と「カーボンニュートラルの実現」に向け、環境性能に優れた良質な住まいづくりを支援します。また、空き家の適正管理と利活用、空き家化の予防という総合的な対策を、空き家所有者や関連団体と連携のもと実施することで、防災面・防犯面・景観面等における良質な居住環境づくりを進めます。

小分類

- ・ 環境性能に優れた良質な住宅ストック形成の支援
- ・ 空き家の適正管理・有効活用の促進

## 24



## 基本目標 3 施策の方向 2

## 公共施設

## 現状と課題

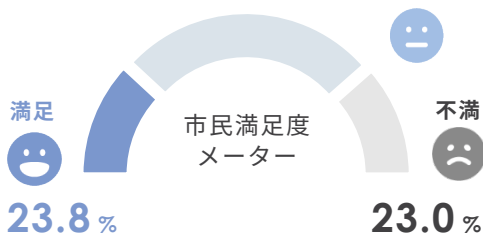
- ✔ 本市では、高度経済成長期以降、昭和40年代～50年代後半にかけて、急激な人口増加や都市の成長に伴い、様々な公共施設やインフラ施設が集中的に整備されました。整備から40年以上が経過し、これら公共施設の老朽化が進み、今後の維持・保全にかかるコストが増大するとともに、大規模改修や建て替え費用などに多額の財政負担が短期間に集中することが予測されています。
- ✔ 一方で、生産年齢人口の減少に伴い、税収入の大幅な増加が見込めない状況下で、社会保障関係費が年々上昇していることなどから、今後、公共施設の維持や整備に充てられる財源は限られていきます。
- ✔ 人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、公共施設に求められる役割も大きく変化していることから、公共施設の安全対策や適正配置を行い、また、再整備に必要な財源を確保しつつ、市民ニーズに対応していくことが重要となります。
- ✔ 特に、公共施設は災害時には避難所や防災拠点としても非常に重要な機能を果たすことから、安全対策については、最重要事項として取り組むことが求められています。取り組みを進めるにあたっては、民間活力の導入など、効果的な手法を検討する必要があります。
- ✔ 地球温暖化の進行を抑制するため、公共施設への再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入、また、建て替えや改修の際に環境負荷の少ないZEB化を推進し、公共施設で使用するエネルギーの省力化を図る必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市公共施設等総合管理計画	▶ 管財部
市川市公共施設個別計画	▶ 管財部
市川市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	▶ 環境部
市川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	▶ 環境部
市川市地域エネルギー計画	▶ 環境部

取り組み

中分類1 公共施設等総合管理計画の推進

所管部

管財部

老朽化が進む公立小中学校や公民館、市営住宅、クリーンセンター、斎場など市の保有する公共施設について、将来に向けた基本方針等を示した「公共施設等総合管理計画」や、その実施計画である「公共施設個別計画」に基づき、優先順位を正しく判断しながら、公共施設の維持管理及び再編・整備を行っていきます。

小分類

- ・ 公共施設の適正配置
- ・ 公共施設の計画的な維持管理
- ・ 公共施設の適切な再編・整備

中分類2 公共施設における脱炭素の推進

所管部

市長公室・管財部・環境部

本市の「環境マネジメントシステム」を活用し、施設運用時の省エネ行動などについて協議・検討したうえで、公共施設の新築・改修の際には、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの活用や、高効率な省エネ設備の導入などを推進します。また、災害時の避難所や防災拠点となっている公共施設へ太陽光発電設備や蓄電池等の自立分散型のエネルギー供給設備を整備し、非常時の電源を確保することによって、施設の災害レジリエンスの強化を図ります。

小分類

- ・ 公共施設の創エネ・省エネの推進
- ・ 公共施設への自立分散型のエネルギー供給設備の設置推進

## 25



## 基本目標 3 施策の方向 3

## 土地利用・景観

## 現状と課題

- ✓ 本市は全域を都市計画区域とし、「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分したうえで、多くの自然を残しつつ、良好な住宅地や優良な工業・業務地などの土地利用を誘導してきました。今後も、東京に隣接するという地理的条件や幹線道路整備に伴う交通機能の強化などにより土地開発が進み、一部の都市農地や市街化調整区域においても土地利用転換が進む可能性があります。
- ✓ 今後も引き続き、自然と共生した住宅都市として適正な機能の配置と地域の特徴を生かした魅力や活力ある土地利用を図り、防災性・利便性が高く安心して快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。また、市街化調整区域においては、ハザードエリアの開発抑制、豊かな自然環境の維持、将来的な人口減少への対応などを複合的に考慮したうえで、適切に土地利用を誘導する必要があります。
- ✓ 本市は全域を8つの景観ゾーンに区分したうえで、地域ごとの特性に応じた景観形成を進めており、斜面緑地や里山、広々とした河川・海辺空間、落ち着いた住宅街のまち並みなど、多くの人が心地良いと感じる景観が残されています。一方で、個々の建物に目を向けると、景観面より機能性やコスト面が優先される事例もあり、「建物の色彩やデザイン」「周辺環境との調和」などについて意識向上を図る必要があります。また、近年、人々の生活の中で、心の豊かさや精神的なゆとりが重要視され、緑の潤いある景観に対する関心や期待は高いことから、市内に残された自然や歴史を生かしつつ、身近な緑を創出することで魅力的な景観づくりを進める必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市都市計画マスタープラン	▶ 街づくり部
市川市景観基本計画、市川市景観計画	▶ 街づくり部

取り組み

中分類1 適切な土地利用による魅力と活力あるまちづくり

所管部

街づくり部

計画的な土地利用規制・都市施設整備・市街地開発事業により、「安全で快適な魅力ある市街地形成」を図るとともに、持続可能な都市経営の視点をも踏まえ、「市街化調整区域における適切な土地利用」を誘導します。そのうえで、北部地域の優良農地・樹林地、南部地域の三番瀬といった自然環境、利便性の高い広域交通機能といった地域特性を生かしながら、周辺環境と調和した地域づくりを進めます。また、市民・事業者・行政がまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもとで、ともに考え行動する、「協働によるまちづくり」を進めます。

小分類

- ・ 既成市街地の計画的な再整備
- ・ 市民・事業者・行政が一体となったまちづくり
- ・ 市街化調整区域における適切な土地利用
- ・ 地域特性を生かした秩序あるまちづくり

中分類2 まちの個性に彩られた表情豊かな景観形成

所管部

街づくり部

都市の顔にふさわしい賑わいある駅前、寺社や文化施設を核とした風情あるまち並み、現存する良好な自然環境など、多様なまちの個性を守り、生かした景観形成を進めます。また、本市は住宅都市としての性格が強いことを踏まえ、建物の色彩やデザインに係る意識の向上、身近な緑の創出、歴史的建物の保全等により、人々の日々の暮らしと調和する表情豊かな住宅地の景観づくりを進めます。

景観はその土地が受け継いできた伝統や文化、まちへの思いなど、「地域で暮らし活動する市民が共有すべき価値観」であって、「将来へ引き継いでいくべきもの」であることから、市民・事業者・行政が協働して景観まちづくりを行うこととします。

小分類

- ・ まちの個性に配慮した良好な景観形成
- ・ 歴史的風情を残すまち並みづくり
- ・ 身近な緑の保全と創出
- ・ 市民や地域が主体となる景観まちづくり支援
- ・ 市民の景観に対する意識の醸成

## 26



## 基本目標 3 施策の方向 4

## 経済・商工業

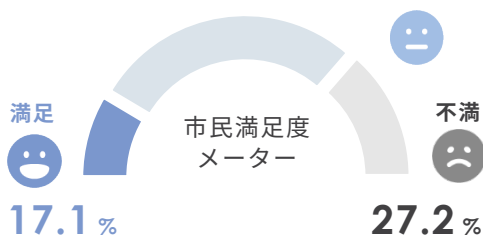
## 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症がもたらした影響は大きく、関連した倒産は令和4年（2022年）8月末時点で全国約4,000件に上っています。また、感染拡大をきっかけに、飲食業のテイクアウトやキャッシュレス決済、オンライン会議、テレワークが普及するなど、新しい生活様式が浸透してきています。
- 物価高騰やサプライチェーンの混乱など経済社会情勢の変化が激しさを増しており、事業者の経営課題も多様化しています。これらの変化に伴う経営リスクに対応するため、経営の多角化や事業再構築などに向けた、市内事業者等のチャレンジを後押しする必要があります。
- 市内の商店会の店舗数は減少傾向にある一方、住民に身近な商店街には、リアルでの他者とのふれあいや交流の場として、地域コミュニティを支える役割が期待されています。このため、市内の事業者が、住民に近い存在である強みを活かし、地域の多様なニーズに応じた取り組みを継続して進められるよう支援する必要があります。
- 地域経済を活性化させるには、市内でお金を消費するという循環構造が有効であることから、新たな仕組みの構築にも注力していくことが求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類 1 産業基盤の強化

所管部 経済観光部

事業の拡張・転換、資金調達、感染症や災害への備えなど、社会情勢の変化により事業者が直面する多様な経営課題に応じた支援を行い、経営基盤の維持・強化を図ります。

小分類

- ・ 経営基盤の強化に向けた支援
- ・ 経済環境の変化に応じた支援

中分類 2 経営人材の育成

所管部 経済観光部

人々の価値観やライフスタイルの多様化が進む社会経済において、新たな市場のニーズに対応するため、市内で新たに起業する方への支援を行います。また、専門家の活用や国・県などの関係機関との連携による支援を行い、様々な角度から経営者の育成を図ります。

小分類

- ・ 起業の促進
- ・ 経営者の育成

中分類 3 地域に根差した産業の育成

所管部 経済観光部

魅力ある商店街づくりや関係経済団体への支援を行い、地域に根差した産業の育成を図ることで、いつまでも住み続けられるまちを目指します。

小分類

- ・ 魅力ある商店街づくりへの支援
- ・ 関係経済団体への支援

中分類 4 域内経済循環の構築

所管部 経済観光部

デジタル地域通貨など新たな仕組みを導入し、地域の活性化や域内での消費活動を促進し、域内経済循環を構築します。

小分類

- ・ デジタル地域通貨の導入・推進

## 27

## 基本目標 3 施策の方向 4

## 都市農業



## 現状と課題

- ✓ 本市では、千葉県下でも有数の産出額を誇る梨の栽培やネギなどの露地物の栽培、花やトマトなどの施設栽培が盛んに行われています。一方で、都市化の進展による農業生産環境の悪化や農業従事者の高齢化、後継者不足など、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市内の農家数、経営耕地面積はいずれも減少傾向にあります。
- ✓ 近年、都市農地の位置付けが「いずれ宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく方向転換され、都市農地の保全・活用を図るために生産緑地法の一部改正が行われるなど、その有用性が再認識されています。今後は、農作物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場などの多様な機能を発揮していくことが求められています。
- ✓ 都市農業の持続的発展に向けては、担い手の育成・確保や高付加価値農業の推進、その他農業経営への支援、生産緑地も含めた都市農地の有効活用と適正な保全に向けた取り組みとあわせて、都市農業に対する市民の理解の醸成を図り、都市農地と住宅地などの共存を目指していくことが大切となります。
- ✓ 土と触れ合う農業体験へのニーズや食の安全への意識の高まりなど都市住民のライフスタイルの変化に対応し、市民農園等の充実や地産地消の推進を図り、都市農業に対する理解を深めていく必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

いちかわ都市農業振興プラン

▶ 経済観光部

取り組み

中分類1 活力に満ちた農業の推進

所管部

経済観光部

安定的な経営が確立できるよう、都市農業における果樹・野菜・花卉栽培の振興支援、農業者などの育成・確保や農業経営の支援を図るとともに、地域ブランドを活用した地元産農作物のPRなどに努め、活力に満ちた農業を推進します。

小分類

- ・ 農業者等の育成・確保
- ・ 農業経営の安定化
- ・ 農作物の価値向上

中分類2 都市農地の保全

所管部

経済観光部・街づくり部・農業委員会事務局

高齢などで耕作できなくなった農地を、生産規模を拡大したい農業者に貸し出すなど、農地の流動化と農地利用集積に取り組みます。また、農地パトロールや生産緑地制度を活用し、都市農地の有効活用と保全に取り組みます。

小分類

- ・ 農地の利用促進
- ・ 生産緑地制度等の活用

中分類3 都市農業への理解の醸成

所管部

経済観光部

地元産農作物を販売している直売所の周知、食育等を通じた地産地消への取り組み、市民農園等での農業体験など、市民の農業への理解の醸成を推進します。

小分類

- ・ 農業とふれあう機会の充実
- ・ 地産地消の推進
- ・ 広報活動の推進

## 28

基本目標 3 施策の方向 4

## 水産業



## 現状と課題

- ✓ 本市では、海苔養殖、ホンビノス貝などの貝類を中心とした浅海漁業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキなどを漁獲する小型機船底びき網、固定式さし網漁業が営まれています。一方、内水面漁業として江戸川では主にフナやウナギなどの稚魚放流を行っています。
- ✓ 平成30年度（2018年度）に市川市行徳漁業協同組合と南行徳漁業協同組合が合併し、組合機能の強化と効率化が図られました。また、老朽化した漁港の機能改善のため、漁港の整備計画が進められ、令和2年度（2020年度）末にⅠ期事業が完了しました。引き続き必要な整備を検討し、漁港の機能保全を推進していく必要があります。
- ✓ 大型船舶が航行するために深く掘り下げられた航路には、底層で貧酸素水が溜まることで青潮が発生しやすく、水産業に深刻な影響を与えることがあることから、漁場環境の改善につながる適切な措置が必要となります。
- ✓ 水産業従事者の高齢化と、数の減少が続いており、後継者の育成・確保が課題となっていることから、各種水産業関連団体や新規就労者への支援が必要となります。
- ✓ 漁業協同組合と協力し、市川の地場産業として、市民の水産業への理解促進や、品質の良い市川産水産物の新たなブランド化を図るなどの取り組みも必要です。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市水産業振興ビジョン

▶ 行徳支所

取り組み

中分類 1 漁業環境の整備

所管部

行徳支所

水産業は水質などの自然環境に大きく左右されるため、安定した生産量の確保及び安心して漁業が継続できるよう市川市水産業振興ビジョン等に基づき漁業環境の整備を図ります。

小分類

- ・ 漁港の整備
- ・ 機能保全計画

中分類 2 水産業への理解促進

所管部

行徳支所

市川市の水産業は歴史があるものの、現在その規模や流通等の要因から、市民に馴染みが薄いものになっています。海は市民にとって貴重な親水空間であるため、海岸部を整備するとともに、地元の新鮮な水産物を積極的に宣伝することで、水産業に対する理解を改めて深めてもらい、市民から支援される地場産業として振興を図ります。

小分類

- ・ 新鮮でおいしい市川産の水産物の供給
- ・ 経営改善の支援
- ・ 水産業のPR活動の推進
- ・ 食育を通じた水産業の歴史の継承



## 基本目標

---

### 4

---

## 人と自然が共生するまち

### 施策の方向

1

自然を大切にし、  
やすらぎと潤いのある  
まちをつくります

---

2

環境への負荷の少ない  
まちをつくります

---

3

廃棄物の発生を抑制し  
資源循環型のまちを  
つくります

---

## 29



## 基本目標 4 施策の方向 1

## 自然環境・生物多様性

## 現状と課題

- ✓ 本市には、北部の里山や斜面林、梨畑、市街地に残るクロマツなど、身近に緑を楽しむことができる自然環境が残っています。また、江戸川に代表される河川をはじめ、大町自然観察園の長田谷津や市民に開放された国分川調節池緑地や大柏川第一調節池緑地、南部には行徳近郊緑地や海辺に面した三番瀬などがあり、これらの良好な緑地環境や水辺環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場であるため、積極的な保全が求められています。
- ✓ 令和2年度（2020年度）に、身近に自然を楽しみながら環境について学べる拠点として、行徳野鳥観察舎「あいねすと」を開設しました。今後も自然と触れ合える環境を創出していくことが大切となります。
- ✓ 平成26年度（2014年度）に「生物多様性いちかわ戦略」を策定し、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に引き継いでいくための持続可能な利用を進めており、今後も引き続き生物多様性の推進に向け取り組む必要があります。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

生物多様性いちかわ戦略

▶ 環境部

取り組み

中分類1 自然環境の保全と生物多様性の推進

所管部

環境部

生き物たちの生息の場であるとともに、市民の財産でもある市内の自然を守り育てるため、「生物多様性国家戦略」と整合を図りながら、生物多様性の保全と、持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を目指して、生物多様性いちかわ戦略を策定しました。生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体による新たな行動につながるよう市民、事業者、市のそれぞれに関する施策に生物多様性の考え方を反映させます。また、様々な主体が、自然環境とのつながりの大切さを認識し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を目指し、豊かな自然を次世代につないでいきます。

小分類

- ・市内の自然環境の実態調査
- ・生物多様性の考え方を市の施策に反映
- ・生物多様性の理解を広める

中分類2 自然と触れ合える機会の創出

所管部

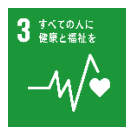
環境部

地域の自然環境、生物多様性を確保していくためには、市民やNPO、民間事業者などとの関わりが欠かせないことから、広く地域の自然環境への関心と理解を高めるため、自然環境に関する情報提供や環境学習の機会づくりを進めます。また、市の各部門が連携し、公園、緑地、河川、水辺などにおいて環境学習の取り組みを推進します。

小分類

- ・自然環境講座等の開催
- ・生物多様性セミナー等の開催
- ・生物多様性モニタリング調査の実施

## 30



## 基本目標 4 施策の方向 1

## 公園・緑地

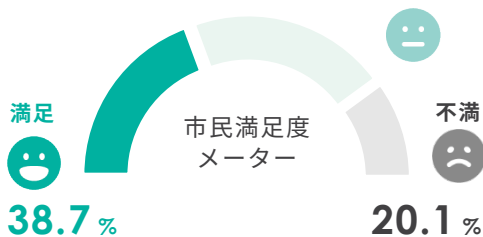
## 現状と課題

- ✓ 人口減少や少子高齢化が進む中で、公園や緑地には、これまで求められてきた都市環境の改善、防災、レクリエーションの場の提供といった機能のほかに、健康寿命の延伸につながる日常の運動の場や、希薄となった社会的なつながりを補強するコミュニケーションの場といった総合的な機能が求められています。
- ✓ 市内の都市公園は、令和3年度（2021年度）末時点で420箇所、全体面積179.72haとなっており、年々増加しています。市民一人あたり都市公園面積は3.66㎡で、千葉県平均の7.05㎡と比較して低い水準であり、引き続き都市公園を増やし、魅力を高めていくことに加え、既存の公園の老朽化対策にも取り組んでいく必要があります。
- ✓ 公園の清掃や花壇の花植え、管理などのボランティア活動を支援するとともに、民間の活力やノウハウを含めた維持管理の視点が求められます。
- ✓ 市内には、都心に近いながらも黒松や樹林地など多くの緑地が残されています。引き続き貴重な緑地や黒松、巨木を保全するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や雨水貯留浸透機能を高めるためにも、市街地の緑化を進めていく必要があります。
- ✓ 調和のとれた緑あふれる街並みの景観を維持していくために、建築物の高さや規模を抑えるなど、開発行為に対して一定の規制をする風致地区を指定しています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市みどりの基本計画	▶ 街づくり部
市川市公園施設長寿命化計画	▶ 街づくり部

取り組み

中分類1 魅力ある公園の整備

所管部 街づくり部

歩いていける距離に人々が遊び場や安らぎの場を持てるよう、既存の公園の有効活用を図るとともに、適切な都市公園の整備を行います。また、動植物園や防災公園など、それぞれの公園の特色を活かし、安全・安心な公園整備を進めることなどにより、都市公園の魅力を高めていきます。

小分類

- 公園の適正な整備、維持管理
- 公園内遊具の点検などを通じた公園利用の安全性の確保
- 宅地開発条例等により設置した公園の寄付受け入れ及び市による維持管理

中分類2 緑地の保全

所管部 街づくり部

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちを実現するための具体的な取り組みとして、市民・事業者・行政など多様な主体との協働によるガーデニング活動を推進するとともに、公共施設や民有地においては、公園・緑地の整備、屋上緑化、壁面緑化、生垣等の緑化の推進、民有林や社寺林の保全等を図り、生活に潤いや親しみをもたらすまちづくりを進めていきます。

小分類

- いちかわオープンガーデンの周知
- 生垣設置等の緑化推進
- 市川市花と緑のまちづくり財団を通じた花と緑の講座の開催

## 31



## 基本目標 4 施策の方向 1

## 水辺

## 現状と課題

- ✓ 本市には、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川の他に、北部には湧水の豊かな大町公園、じゅん菜池緑地や大柏川第一調節池緑地などの水辺を生かした都市公園、南部には行徳近郊緑地や東京湾・三番瀬に面した海岸など、都市部にありながら日常的に水辺と触れ合える環境が存在しています。このような水辺のうち、大柏川上流部の改修にあたっては、瀬と淵を保全・再生し、自然石や植生を利用した緩傾斜護岸を採用するなど、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境や景観の保全・創出を図る「多自然川づくり」による河川整備を進めてきました。
- ✓ 三番瀬を望む行徳臨海部は、埋立事業により形成された工業地帯であり、本市の都市づくり及び財産基盤の確立において大きな役割を果たしています。その反面、埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望が届いていることから、漁場再生や自然環境の再生などに取り組んだうえで、生態系に配慮した自然と産業が共存する安定的で持続可能な環境の形成を進める必要があります。
- ✓ 豊かな水辺環境は人々に潤いと安らぎを与え、市民の憩いの場であると同時に環境学習の場としても活用されています。また、動植物の生息・生育の場としても重要な環境であるため、引き続き自然環境の保全に配慮しながら、市民が水辺に親しむ空間として活用していくことが求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市みどりの基本計画

▶ 街づくり部

取り組み

中分類1 水辺の環境の保全 所管部 街づくり部・行徳支所

生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとなる多自然川づくりに基づいた河川の整備・管理により、水辺の自然環境や景観を保全します。

また、埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望に対応していきます。

- 小分類
- ・ 多自然川づくりによる水辺環境の保全
  - ・ 漁場や自然環境の再生等に関する漁業者を含む関係者との調整

中分類2 水辺を活用したまちづくり 所管部 街づくり部

本市を流れる江戸川や真間川の水辺を活用することにより、憩いと潤いある生活空間を創出するとともに、本市の魅力の向上を図るため、水辺を活用したまちづくりを推進します。

- 小分類
- ・ 市民との協働による水辺のまちづくりに関する政策の調査研究・関係施策の推進
  - ・ 水辺への関心、親しみを高める取り組みの推進

## 32



## 基本目標 4 施策の方向 2

## 地球環境

## 現状と課題

- ✓ 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。
- ✓ すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、国は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、2030年度の国内の二酸化炭素排出量を従来目標から20%底上げして、2013年度比で46%の削減を目指しています。
- ✓ 地球温暖化対策は世界共通の重要な課題として認識されている中で、今後、行政施策を行っていくうえで、環境に関する視点や評価を加味して進めて行くことが避けられない状況となっています。本市では、令和4年（2022年）2月に、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルシティを表明しており、今後は意欲的な目標を定めて、より一層の二酸化炭素排出削減に取り組んでいます。
- ✓ 身近な環境を守り、持続可能な地球環境を構成するためには、市の取り組みだけではなく、市民や事業者の環境に対する意識を高め、一人ひとりの生き方が地球環境に繋がっていることを意識して、持続可能なまちをつくれるように取り組むことが重要です。

## 未来へのアプローチ





市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市環境基本計画	▶ 環境部
市川市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	▶ 環境部
市川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	▶ 環境部
市川市地域エネルギー計画	▶ 環境部

取り組み

中分類1 カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

所管部 市長公室・環境部

住宅、中小事業者等への太陽光発電設備の導入や建物の省エネ改修、市民、事業者などの電気自動車等の購入を促進することで、地域で排出される二酸化炭素を削減します。

ごみの減量・資源化を推進し、廃棄物に含まれる廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減を目指します。廃棄物発電、太陽光発電などの地域資源を活用・循環させることにより、市内のエネルギー地産地消、再生可能エネルギーの利用を推進します。

小分類

- ・二酸化炭素排出量の削減
- ・廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減
- ・再生可能エネルギー利用の推進

中分類2 環境に関する理解と意識の醸成

所管部 市長公室・環境部

地球温暖化問題に対応するために、市民生活や事業活動からの温室効果ガス排出量の削減に結びつく様々な事業を推進します。また、市民や事業者が自主的に地球温暖化対策に取り組む機会を提供するとともに、協働できる仕組みを整備します。

小分類

- ・地球環境学習の推進
- ・地球環境に関する情報提供と周知啓発

## 33

## 基本目標 4 施策の方向 2

## 生活環境



## 現状と課題

- ✓ 市民の生活環境を取り巻く問題として、大気汚染や水質汚濁のほか、より生活に身近なものとして騒音や振動、悪臭などが挙げられ、これらに適切に対処し、生活環境の向上を目指していくことが求められています。
- ✓ 大気環境や水環境については、環境基準を満たす程度まで改善が進んできており、更なる改善に向け、監視、規制、指導と併せて、生活排水対策、光化学オキシダントへの対応に取り組んでいくことが重要となります。
- ✓ 騒音や振動、悪臭に関する相談件数は、都市化の進展による過密化や住工混在化、テレワークの増加といったライフスタイルの変化などにより近年増加しており、事業活動や日常生活における環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- ✓ 本市では、平成15年（2003年）に「市川市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（通称：市民マナー条例）」を制定し、路上喫煙や吸い殻・空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフンの放置問題などに取り組んでいます。健康増進法が改正されたことにより、飲食店等が原則屋内禁煙となり、ここ数年は、過料件数やポイ捨ての件数が増加していることから、市民マナー条例の目的である、健康で安全かつ清潔な都市の実現に向けて、改めて取り組んでいく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市環境基本計画	▶ 環境部
市川市生活排水対策推進計画	▶ 環境部

取り組み

中分類1 良好な生活環境の保全 所管部 環境部

大気環境や水環境等の現況を把握し、また、工場・事業場への規制、指導を行うことにより、生活環境を保全し、快適で住みよい環境の実現を目指します。

- 小分類
- ・ 大気環境の保全
  - ・ 水環境の保全
  - ・ 地質環境の保全
  - ・ 騒音、振動及び悪臭の防止
  - ・ 化学物質等の適正な管理
  - ・ 放射能対策の推進

中分類2 安全で清潔な生活環境の保持 所管部 市民部

市民、事業者等と協力して、歩きタバコやポイ捨ての禁止など、生活環境の保持に関する意識の啓発を積極的に進め、市民一人ひとりのルールを確立し、市民マナーの向上を図ります。また、地域の生活環境の保持に関する市民や事業者の活動を支援し、健康で安全かつ清潔な都市の実現を目指します。

- 小分類
- ・ 市民マナー条例の推進
  - ・ 生活環境の保持に関する意識の啓発
  - ・ 市民一人ひとりのルールの確立
  - ・ 市民、事業者の生活環境の保持に関する活動支援

## 34

## 基本目標 4 施策の方向 3

## 資源循環型社会



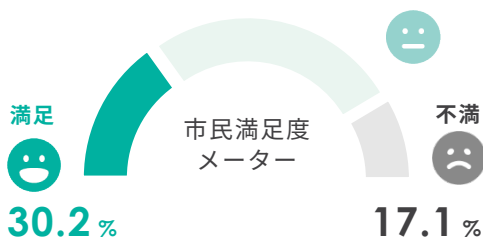
## 現状と課題

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などから、令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）は、家庭ごみが若干増加しました。令和3年度（2021年度）には以前の水準に戻りつつありますが、ごみの減量に努める必要があります。
- ✓ 市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むことで、更なるごみ減量に向けた施策を進めていく必要があります。
- ✓ 燃やすごみの中に分別すれば資源化が可能なものが多量に混入している状況を踏まえ、今後も分別排出の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
- ✓ 近年は海洋汚染や地球温暖化等の環境問題に関連して、プラスチックごみ削減への取り組みが強く求められていることから、本市においても新たな減量施策を検討していく必要があります。
- ✓ 平成6年（1994年）に稼働を開始した現クリーンセンターは老朽化が進んでおり、今後も市内で発生するごみを滞りなく処理していくため、次期クリーンセンターの整備が計画されています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市環境基本計画	▶ 環境部
いちかわじゅんかんプラン21 (市川市一般廃棄物処理基本計画)	▶ 環境部

取り組み

中分類1 3Rの推進

所管部 環境部

資源循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に分担して、3R（リデュース＝燃やすごみやプラスチックごみといった廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組むことで、限りある地球の天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減し、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

小分類

- ・ 廃棄物の発生の抑制
- ・ 資源の循環的な利用の推進

中分類2 廃棄物の適正処理の推進

所管部 環境部

ごみの排出ルールが守られるよう各家庭や事業所への周知・啓発を行い、不適正排出や不法投棄を防止します。また、将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、現クリーンセンターに代わる次期クリーンセンターの整備事業を進めます。建て替えにあたっては、効率的な熱エネルギーの回収等により環境負荷の低減に寄与するとともに、大規模な災害に対しても強靱な処理システムの構築を目指します。なお、次期クリーンセンターの稼働開始までは、現クリーンセンターを安定稼働させるため、適切な予防保全や修繕を計画的に行っていきます。

小分類

- ・ 廃棄物の適正排出の確保
- ・ 廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理
- ・ 次期クリーンセンターの整備





## 基本目標

---

### 5

---

## 市民と行政がともに築くまち

### 施策の方向

1

市民と行政との  
パートナーシップのもとで  
まちをつくります

---

2

まちづくりのための  
新しいコミュニティを  
つくります

---

3

分権時代にふさわしい  
行財政運営を推進します

---

4

情報通信技術を  
市民生活の向上に  
活かします

---

## 35



## 基本目標 5 施策の方向 1

## 協働・市民参加

## 現状と課題

- ✓ 地域課題の複雑化や取り巻く社会情勢の変化から、行政単独でのまちづくりは難しくなっており、地域に存在する多様な主体との協働によるまちづくりの重要性が高まっています。
- ✓ 従来の対面型の市民参加に加え、新しい生活様式に合わせた市民参加を企画・実施し、市政に参加しやすい環境づくりを行うことが求められています。また、協働・市民参加を推進していくためには、市からも積極的な情報公開を行い、市政に関する情報を市民と行政で共有していく必要があります。
- ✓ これまで行政と相手方との2者間協働に主眼が置かれていましたが、多者間による協働の取り組みが重要視されてきています。今後のまちづくりにおいて、行政参加の有無にかかわらず、地域の多様な主体間における自主的な多者間協働が重要視されており、多様な主体の参加を促す協働の仕組み理解や枠組みの構築の促進も必要となります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類1 市政に参加しやすい環境づくり 所管部 市長公室

市民と行政が協力して、魅力的なまちづくりを進めるため、市民の市政への関心を高め、市民が積極的に市政に参加できるよう、政策の形成段階から実行、評価に至るまで様々なツールを提供し、市民参加を推進します。また、市民の目線に立った市民本位の行政経営を実現し、市政に参加しやすい環境づくりに向けて支援していきます。

- 小分類
- ・ 附属機関等の活用
  - ・ 市民ワークショップの開催
  - ・ パブリックコメントの募集

中分類2 多様な主体の連携によるまちづくり 所管部 企画部・市民部

協働の仕組みづくりを推進し、市民、自治会、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、市民の知識や経験を活かしたまちづくりを進めます。また、多様な主体間での連携を推進することにより、それぞれの主体が持つ目的を実現させ、その先によりよい地域が生まれるよう、協働によるまちづくりを実現します。

- 小分類
- ・ 多様な主体の連携の推進
  - ・ 企業、大学等との包括連携協定による協働の推進

## 36



## 基本目標 5 施策の方向 1

## 情報発信・提供

## 現状と課題

- ✔ 市政への理解と協力を求めるためには、必要な情報を市民に効果的に発信することが重要となります。本市では「広報いちかわ」を定期的に発行するほか、市公式Webサイト、メール情報配信サービス、SNS（Twitter、Facebook、Instagram、LINE）、YouTubeチャンネル、デジタルサイネージなど多様なツールを活用して、積極的に情報発信・提供を行っています。今後は、個別最適な手法により、より多くの方に分かりやすく迅速に情報を発信・提供できるよう取り組んでいくことが求められています。
- ✔ 歴史を物語る文化財や建造物、水と緑が織りなす自然環境、まつりなどの地域行事をはじめとした様々な本市の魅力を関係機関などと連携しながら発信し、本市への誇りや愛着を醸成していくことが必要となります。
- ✔ 行政情報を整理し、公文書公開制度を適正に運用し、市政の透明性を高めていくとともに、個人情報の保護にも配慮することが求められています。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類 1 個別最適な手法による広報活動の充実 所管部 市長公室

広報紙のほかにも、市公式WebサイトやSNS、デジタルサイネージなど多様なツールを通じて積極的に情報発信・提供を行うとともに、一人ひとりのライフステージや趣味趣向に合わせた役立つ情報が、より容易に受け取れるよう個別最適な情報を発信・提供する手法を整備します。

- 小分類
- ・ 広報活動の充実
  - ・ 緊急時、災害時における的確な情報発信

中分類 2 広報を活用した市政への関心の向上 所管部 市長公室

市民と行政の相互理解を深めるため、行政活動を分かりやすく説明し、情報の共有化を推進するとともに、本市の魅力を発信する取り組みを進めます。

- 小分類
- ・ 政策プロモーションの強化
  - ・ シティセールスの推進

中分類 3 情報公開の一層の推進 所管部 総務部

市政の見える化が求められており、公文書公開制度を適正に運用するとともに、個人情報を適切に保護します。

- 小分類
- ・ 公文書等の適正な管理
  - ・ 情報公開制度の適正な運用
  - ・ 個人情報の適切な保護

## 37

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 基本目標 5 施策の方向 2

## 地域コミュニティ・市民活動

## 現状と課題

- ✓ 少子高齢社会や核家族化などから、近年の地域課題は複雑化しており、課題解決や課題のない地域づくりには、多くの市民活動団体の存在が必要となっています。一方で、課題解決を第一義とした考えが、団体の疲弊を招いていることも近年は危惧されており、市民活動団体が本来持つべき「やりたいこと」の達成の先に、社会貢献が実現するという過程を辿ることの重要性が高まっています。
- ✓ 市民活動団体の担い手不足においても、新型コロナウイルス感染症の流行により拍車をかけており、継続した団体運営や活動にも影響が出てきていることから、担い手を受け入れる際の意識改革を含めた、つながりの再構築が課題となっています。
- ✓ 地域の連帯感や人間関係が希薄となり、自治会活動に無関心な人が多くなってきたことで、自治会の加入率は年々減少傾向となっています。これら自治会加入者の減少や活動の担い手不足が課題となっており、あらゆる世代の人々が気軽に地域活動に参画できるよう、情報提供や相談、交流などの支援を行っていく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類1 地域コミュニティの活性化 所管部 市民部

地域社会の連帯感を深めるため、地域活動に対する市民の関心を高め、活動を担う人材を育成し、自治会活動などへの支援等を通じて、地域コミュニティを活性化します。

- 小分類
- ・コミュニティ意識の育成
  - ・自治会活動への支援

中分類2 新たなコミュニティ形成の促進 所管部 市民部

対面型の市民活動の自粛を余儀なくされることもある中、オンライン上への活動拠点の転換や感染症対策を実施したうえで交流会の開催など、新しい生活様式に対応した市民活動やコミュニティの在り方が多様化しています。それぞれに合う在り方を見つけ、継続した運営や活動が可能となるよう、担い手の確保や目的達成を第一義とすることについての新たな視点の提示など、意識変容の後押しを目指します。

- 小分類
- ・市民活動団体に対する意識醸成
  - ・市民活動団体に対する適切な情報提供

中分類3 市民活動活性化への支援 所管部 市民部

市民活動支援センターでは、市民活動団体と来庁された市民の方々との接点を生み出すことなどで、団体の増加を含め市民活動の更なる活性化を目指します。

- 小分類
- ・市民活動団体に対する後方支援
  - ・市民活動支援センターの運営



## 38



## 基本目標 5 施策の方向 3

## 行政経営

## 現状と課題

- ✔ 少子高齢化の進行に伴う人口構成の変化や市民ニーズの多様化、感染症への対応や急速に発展するデジタル社会の到来など、行政をとりまく環境は複雑化しています。また、子育て環境の充実や社会参加の促進、手続きのデジタル化など、住民が行政に求める公共サービスも複雑化・多様化しており、質量ともに拡大しつつあります。
- ✔ このような市民ニーズに対応するため、また、市民満足度の向上を目指すために、最少の経費で最大の効果を得られる行政体制を構築し、選択と集中による優先順位の明確化や組織・定員の適正化、ICTの活用による業務効率化など、限られた経営資源を最大限に有効活用しながら、健全で透明性のある市民に信頼される行政経営に努めていかなければなりません。
- ✔ 令和2年度（2020年度）に策定した「市川市DX憲章」では、「自治体としてDXに積極的に取り組むことにより、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値を創造していきます。」と掲げています。業務の効率化などにより生み出されたヒト・モノ・カネの経営資源を、今までとは異なる新しい視点の行政サービスの創造・向上へと活用していくために、デジタルトランスフォーメーションをより一層推進していく必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



部門別計画

市川市DX憲章

▶ 企画部

取り組み

中分類1 効率的な行政経営

所管部

企画部

行政サービスの維持向上を図るため、社会情勢の変化にあわせた柔軟な採用や職員配置に取り組むとともに、アウトソーシングやICTを効果的に活用します。なかでも、事業の実施にあたっては、最適な者が運営主体になるよう行政サービスの範囲と運営手法を見直していきます。

小分類

- ・ 適正な職員数の保持
- ・ 民間活力の活用

中分類2 時代に即した政策展開

所管部

企画部

市民ニーズの多様化に伴い、地方自治体の業務量は増大しています。地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、時代のニーズに沿って業務を遂行できるよう、エビデンスに基づいた行政評価制度により事業の効果を判定し、選択と集中、改善を徹底することにより、PDCA サイクルマネジメントを強化しつつ、時代に即した政策を展開していきます。

小分類

- ・ 市民ニーズの把握と政策への反映
- ・ PDCAサイクルによるマネジメント強化

中分類3 デジタルトランスフォーメーションの推進

所管部

企画部

人口減少・少子高齢化や、複雑化・多様化する市民ニーズに対応し、限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供するため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、業務の効率化や行政サービスの創造・向上を図ります。

小分類

- ・ AI、RPAの利用促進
- ・ デジタルトランスフォーメーション推進のための人材育成

## 39

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 基本目標 5 施策の方向 3

## 財政運営

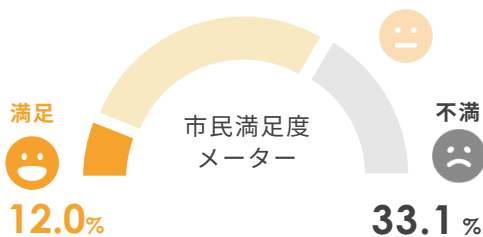
## 現状と課題

- ✓ 本市はこれまで歳入の根幹である個人市民税が順調に伸びてきたこと、また、堅実な財政運営に努めてきたことにより、年々財政基盤の強化が図られている状況にあります。その一方、中・長期的に見ると、歳入面では、今後、人口減少などの影響により市税収入が減少に転じる懸念があります。
- ✓ 歳出面では、超高齢社会の更なる進展などにより、今後も扶助費をはじめとした社会保障関係経費の増が見込まれることや、老朽化が著しい公共施設の再整備などに伴い、市債の償還経費の増が見込まれるなど、経常的な経費の増加が懸念されています。
- ✓ こうした中で健全な財政運営を維持していくためには、歳入に見合った歳出の考えを堅持し、業務の効率化や事業の見直しなどにより、より一層、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があります。そこで、市税を中心とした歳入の将来推計や今後見込まれる事業費についての確に把握するとともに、財源の確保に努めるなど中長期的な見通しを立てたうえで、事務事業の選択を進めていくことが重要となります。

## 未来へのアプローチ

<p>安心して 子育て ができる</p> 	<p>いつまでも地域で 健やかに 暮らせる</p> 	<p>災害・感染症 に強く、安全・安心を 実感できる</p> 	<p>多様性 を認め合い、個人が 尊重され、自分らしく 暮らせる</p> 	<p>多様な主体 がつながり、 協力し合う</p> 
<p>経済の活性化 により地域が 発展する</p> 	<p>地球環境 を守り、豊かな市川 の自然を次世代に つなげる</p> 	<p>デジタル技術 でだれもが 快適になる</p> 	<p>子どもたち が希望をもって、 自ら伸び、 育つ</p> 	<p>「文化のまち」 の息づかいが 感じられる</p> 

市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類 1 健全な財政運営 所管部 財政部

財政の健全化を図るため、事務事業の選択・合理化や経常的経費の節減などにより、歳出の抑制に努めるとともに、引き続き公共事業の適切な発注及び適正な予算の管理執行を行います。

将来にわたり、計画的で持続可能な財政運営とするため、基金への積み立てを行うとともに、債務を累増させないように、市債の適正な発行を行います。さらに、公金の適正な支出と確実かつ有利な管理・運営に努めるとともに、市民に分かりやすく財政情報を開示するなど、本市の財政運営の可視化を進めます。

充実した市民サービスの提供と自律した財政運営のため、安定した税財源を確保できる体制を整備するとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を図ります。また、本市が保有する動産、不動産については、貸付や売却を進めるなど、資産の有効活用を行います。

- 小分類
- ・ 事務事業の選択・合理化
  - ・ 地方債・債務負担行為の適正活用
  - ・ 財政調整基金等の確保
  - ・ 公共調達 of 適正化
  - ・ 財政の見える化
  - ・ 公金の適切な管理
  - ・ 税財源の確保
  - ・ 受益者負担の適正化
  - ・ 資産の有効活用

## 40



## 基本目標 5 施策の方向 3

## 広域行政・大都市制度

## 現状と課題

- ✔ 近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などにより市民ニーズは高度化・多様化し、また、地方分権の進展に伴う権限移譲や、いつ起きても不思議ではないと言われている首都直下地震への対応など、地方自治体が担う役割や責任は、一層大きくなっています。一方、今後、本格的な人口減少社会が到来することで、生産年齢人口の減少や老年人口の増加など社会構造変化により、ますます厳しい自治体運営を迫られることとなります。
- ✔ このような中、一地方自治体だけでは対応・解決が困難な課題や事案も増えていることから、効率的かつ効果的な自治体経営を行ううえで、広域的に取り組むことの必要性はさらに高まっています。地方自治体は、自主自律を基本としながらも、市民の利便性や都市機能の向上・発展を図るため、共通する課題解決に向け、連携・協力し、調査・研究などに取り組む必要があります。
- ✔ 本市は、政令指定都市及び中核市を除く市の中で最も人口の多い地方自治体の一つとなっていますが、その事務権限は一般市の範囲にとどまっていることから、事務権限の範囲を拡大させ、市民サービスを向上させるための手段として、大都市制度の調査・研究に取り組む必要があります。

## 未来へのアプローチ



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類1 自治体間連携の強化

所管部

企画部

共通の課題を持つ近隣自治体等と連携を図り、情報交換をはじめ、共通課題への解決に向けた研究や取り組みを通して、相互の発展を図っていきます。必要に応じて国や県への働きかけを行っていくほか、広域行政のあり方などについて調査・研究を行い、情報を分かりやすく市民に発信します。

小分類

- ・ 相互交流の推進
- ・ 広域行政の推進
- ・ 広域行政課題の調査・研究

中分類2 中核市移行に向けた調査・研究

所管部

企画部

中核市に移行することで、人口規模に見合った事務権限を持ち、総合的な施策を展開できる地方自治体になることが、市民サービスや都市の活力の向上に繋がります。県から移譲される事務の確認など、中核市移行に向けた調査・研究を引き続き実施していきます。

小分類

- ・ 中核市移行に伴って移譲される事務などに関する調査・研究

## 41



## 基本目標 5 施策の方向 4

## 情報政策

## 現状と課題

- ✔ 近年、スマートフォンやモノのインターネット（IoT）などの情報通信技術が普及するとともに、5Gに代表される無線通信の高速化・大容量化など、急速に技術革新が進んでいます。国は、先進技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety5.0を掲げることで新たな価値の創造に取り組むこととしています。
- ✔ 社会全体では働き方改革や新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークなどのリモート化が進み、場所や時間の制約を受けない生活スタイルへと大きく変化しています。一方、感染症の拡大により多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなり、国においては、喫緊の課題としてシステムの標準化・共通化やマイナンバーカードの活用などを推進することを、地方自治体に求めています。
- ✔ 行政サービスの提供にあたり情報システム活用の場面は拡大しており、取り扱う情報も多岐にわたることから、情報セキュリティ対策への取り組みは重要度を増しています。情報セキュリティ体制の運用により情報資産を適切に管理することは、本市に求められる責務となります。

## 未来へのアプローチ

<p>安心して 子育て ができる</p> 	<p>いつまでも地域で 健やかに 暮らせる</p> 	<p>災害・感染症 に強く、安全・安心を 実感できる</p> 	<p>多様性 を認め合い、個人が 尊重され、自分らしく 暮らせる</p> 	<p>多様な主体 がつながり、 協力し合う</p> 
<p>経済の活性化 により地域が 発展する</p> 	<p>地球環境 を守り、豊かな市川 の自然を次世代に つなげる</p> 	<p>デジタル技術 でだれもが 快適になる</p> 	<p>子どもたち が希望をもって、 自ら伸び、 育つ</p> 	<p>「文化のまち」 の息づかいが 感じられる</p> 



市民満足度 (現状値)



取り組み

中分類1 情報システム全体の最適化 所管部 情報管理部

国から令和7年度を目標に、自治体の基幹系システム20業務について標準システムへ移行するように求められています。また、標準化対象以外のシステムについても、コスト削減や事務効率の向上のため、システムの運用形態の見直しを進めます。

- 小分類
- ・ 情報システムの標準化の推進
  - ・ 情報システムのクラウド化の推進

中分類2 情報通信技術を活用した市民サービスの提供 所管部 情報管理部

マイナンバーカードを用いた新たなサービスを積極的に導入することや、オンライン申請のメニューの拡充など、多様化するニーズに対してきめ細やかな市民サービスを提供します。

- 小分類
- ・ マイナンバーカード利活用の推進
  - ・ オンライン申請の拡充

中分類3 情報セキュリティ体制の運用 所管部 情報管理部

急速な社会全体のデジタル化など、行政を取り巻く環境の変化においても、情報資産を適切に取り扱うため、情報セキュリティ対策を推進します。

- 小分類
- ・ 情報セキュリティ対策の推進



# 基本構想

## 1 まちづくりの基本理念

---

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。豊かさの受け止め方はさまざまですが、

生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、

多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す

「自然との共生」

さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく

「協働による創造」

の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

## 2 将来都市像

---

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

## 3 まちづくりの基本目標と施策の方向

---

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

## ■ 基本目標 1 真の豊かさを感じるまち

私たちは、人生のどの時代においても、誰もが夢と活力に満ちた真の豊かさを実感できるようなまちをつくれます。

誰もが幸せな人生のために、自由に夢を描き、その実現を強く望んでいます。夢の実現には、私たち一人ひとりの努力が必要です。また、それぞれの目標に応じて、幅広い可能性の中から自分の意思で進む方向を自由に選択できる社会をつくることも必要です。

このため、すべての人々が生涯を通して、いつでもどこでも学びたいときに学べること、仕事や地域活動と子育てを両立できること、産業活動が活発で雇用が安定するとともに、新しいビジネスに挑戦しやすい環境とすることなど、夢の実現に向けたさまざまな取り組みを進めなければなりません。

さらに、社会全体でお互いを支え合う仕組みが用意されているなら、誰もが安心して夢の実現に向けて挑戦することができると思います。

安心して生活を送るには、万一のときに介護や医療などの心配がないこと、心が通いお互いを支え合う地域社会をつくることなどが必要です。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業などがそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、子どもから高齢者までが一緒に暮らすことは、世代間の対話、連携、助け合いを生み、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このような多世代が融合し、支え合い高め合うことのできる地域社会の実現に努めます。

これらの取り組みを通して、誰もが人生のすべての時代に、夢を描き心豊かに生きることのできるまちをつくれます。そして、市川で暮らし、育った人々が「ふるさと」として誇りに思い、心に残るまちを目指します。

### [施策の方向]

#### (1) 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくれます

- ・健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携のもと、生涯にわたる心と体の健康づくりを進めます。
- ・必要で最適な医療が受けられるよう、医療施設相互の連携を深め、救急医療や在宅医療などの地域医療体制の充実を図ります。
- ・住み慣れた地域で健やかにすごせるよう互いに助け合い、支え合うことができる地域主体の福祉社会の実現を目指します。
- ・安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。
- ・すべての人々が安全で安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ・高齢者の知識と経験を、地域社会の中で活用できる環境の整備を進めます。

**(2) 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます**

- ・一人ひとりの個性を尊重し、豊かな感性と創造力を持った子どもを育てる教育環境の整備を進めます。
- ・ゆとりある学習環境の中で、自ら選択して学び、実践する子どもを育てます。
- ・地域、学校、家庭が連携し、社会の一員としての自覚を持った、心身のバランスのとれた子どもたちを育成します。

**(3) 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります**

- ・誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の整備を進めます。
- ・学習成果が、社会の中で適切に評価され、発揮できるような体制づくりを進めます。

**(4) 誰もが安心して働くことができる環境をつくります**

- ・高齢者、障害者、女性など、就業意欲を持ったすべての人々が安心して働くことができるよう、就労機会の拡充と雇用の安定確保を図ります。
- ・勤労者の良好な労働環境づくりを進めます。

**(5) 人権を尊重し、世界平和に貢献します**

- ・男女が社会の対等なパートナーとして、その能力と個性を発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会をつくります。
- ・人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくります。
- ・異なる民族や文化との交流を通して、世界の人々と共生できる地域に根ざした国際化の実現に取り組みます。
- ・人類が平穏に生活できるような世界を目指し、文化、教育、スポーツなど、さまざまな分野での国際交流を推進し、世界平和に貢献していきます。



## ■ 基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

私たちは、日々の暮らしの中に「ゆとり」、「やすらぎ」、「楽しみ」、「遊び」などを求めます。そして、それらを生み出すため、暮らしの中に彩りのある文化と芸術を育みます。

市川の文化は、万葉の歌などに象徴される歴史文化や、市川にゆかりのある多くの芸術家、文化人の活動などにより広く知られてきました。これらを、市民生活に活かすとともに、市川の個性として外に向かって発信し、交流を深めるなど、まちづくりに活用していく必要があります。

一方、このような市川固有の文化的資産に加え、地域の人々の生き方、暮らし方から生まれ、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」といえるものがあります。

まちの文化とは、身近な芸術・文化活動や私たち一人ひとりの価値観、生活様式から、市民活動までも含めた暮らし方すべてを幅広く文化として捉えるものです。

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、この「まちの文化」が人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。そして、これを高めることは私たちの暮らしの中の豊かさを高めることにつながります。

このため、身近な芸術・文化活動、生涯学習活動や公共心を持って、地域に貢献する活動を活発化させるなど、多くの人々が参加して、お互いの生活に潤いをもたらす地域づくりが必要です。さらに、これらの活動を担う人材を育成し、地域に根づかせていく必要があります。また、国際化の進展によるさまざまな交流の中で、新しい文化の創造にも努めなければなりません。

このようにして私たちは、「まちの文化」と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、響き合う彩り豊かな市川の文化を育み、交流と活気が生まれるまちをつくります。

### [施策の方向]

#### (1) 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

- ・心に感動を与え、生活にやすらぎと潤いをもたらす優れた芸術と、身近に接する機会を拡充します。
- ・より多くの市民が、気軽に芸術・文化活動を行えるように支援します。

#### (2) 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

- ・文化的資産を後世に継承するため、整備・保存するとともに、広く発信し、まちの活性化に活かします。
- ・地域の風俗・習慣や伝統芸能を保存、継承し、地域の活性化につなげます。

#### (3) 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

- ・さまざまな文化や習慣を持った人々との交流の機会を充実し、相互理解を深めながら、新たな融合文化の創造を図ります。
- ・暮らしの中の文化を大切にし、ふれあいや思いやりの心を持って地域活動などを行い、生活に潤いをもたらす「まちの文化」を育てます。



## ■ 基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

私たちは、安全で快適な都市環境のもとで、人と人とが交流する魅力に満ちたまちづくりを進めます。

安全は安心して暮らすための必須の条件です。このためには、災害に強いまちをつくり、生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から人々を守り、環境に負荷をかけず、自然と調和したまちをつくらなければなりません。

また、これまでの機能性、効率性に加え、ゆとりや潤いといった快適性を重視したまちづくりが必要です。道や広場など都市の生活空間の質を高め、それぞれの地域や場所の特性を活かした魅力づくりを進めるとともに、事業活動が活発になるような都市環境づくりを目指します。

そして、生活を便利で広がりのあるものにしてくれる情報通信技術を、行政サービスやまちづくりに活かすことも欠かせません。

さらに、主要な道路や臨海部の整備などの機会を活かしながら、広域的な視点に立って、人にやさしい安全で快適な都市の整備を図ることも重要です。

快適で高水準の都市環境のもとには、多彩な人々が集まり、新たな都市活動を生み出す地域の力が芽生えます。そしてこの力により、市川の個性や機能が高められ、さらに人材が集まるようになります。この好ましい循環のなかで、未来を担う世代も育ちます。

このようにして、私たちは、快適な都市環境のもとで、市川ならではの地域の魅力により、人が集まり、育ち、自らの力で発展するまちをつくります。

### [施策の方向]

#### (1) 安全で安心して暮らせるまちをつくります

- ・災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・交通安全対策や、防犯活動を積極的に進め、安全で安心できる生活環境づくりを進めます。

#### (2) 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

- ・高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備など、すべての人々が安全で快適に生活できるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・市民生活の利便性や円滑な経済活動が行えるよう、広域的な幹線道路と連携した地域内道路の整備を進めます。
- ・新しい時代に合わせた交通手段も見据え、総合的な交通体系の整備、確立を図ります。
- ・効率的で計画的な下水道の整備を進め、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境をつくります。
- ・都市の成熟化に応じて、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うほか、他の用途への転換など有効な施設利用を図ります。

(3) 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

- ・地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。
- ・利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を図ります。
- ・自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。

(4) 産業を振興し、活力あるまちをつくります

- ・商店及び商店街の活性化を図り、にぎわいと出会いのあるまちをつくるため、地域のふれあいを大切にした商業環境づくりを促進します。
- ・産業構造の変化や技術的な革新にも対応できるよう、企業の経営基盤を強化するとともに、新産業の振興、集積を図ります。
- ・市民と共存する都市型農業と水産業の振興を図り、市民が身近な農産物や水産物などの恵みを楽しむように努めます。

## ■ 基本目標 4 人と自然が共生するまち

私たちは、快適で住み良い環境を目指して、その保全と創造に努め、自然と共生するまちを次世代に引き継いでいきます。

市川には、川や海、黒松や北部台地の緑など、心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。また、私たちの生活に欠かせないエネルギー資源も自然の恩恵に支えられています。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、地球規模での環境に深刻な影響を及ぼしています。

自然の循環は地球的な広がりを持ち、江戸川や真間川など身近にある川も、私たちの生活を支えながら東京湾へ、そして世界をつなぐ太平洋へと流れています。同様に、私たちの日常生活から発生する環境への負荷が、地域、都市と次第に大きな流れとなって地球環境にまで影響を及ぼしていきます。私たちは、このような循環という自然の摂理を理解し、一人ひとりの生活が地球環境問題と無縁でないことを自覚して、身近な地域で地球環境に配慮した取り組みを実践する必要があります。

そのため、省資源・循環型の社会を実現させるとともに、大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染などの防止や環境への負荷の軽減に努めなければなりません。

さらに、貴重な自然を大切に保全し、失われた自然をとりもどすことも重要です。北部を中心とした農地や東京湾の漁場も今や大切な都市の自然であり、このような自然を都市づくりに活かすとともに、身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備が必要です。

自然環境は、市川に生まれ育つ子どもたちが、未来をつくっていくための重要な土壌となります。私たちは、一人ひとりの自覚と実践により、かけがえのない自然を守り、自然と共生するまちをつくります。

## [施策の方向]

### (1) 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります

- ・貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立を進めます。
- ・市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、緑豊かな環境づくりを進めます。
- ・本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水辺空間の保全、創造に取り組みます。
- ・自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

### (2) 環境への負荷の少ないまちをつくります

- ・市民、事業者、行政が一体となって、省資源、省エネルギーの推進に取り組み、環境負荷の少ないまちをつくります。
- ・環境に関する教育や学習の機会を拡充し、環境活動を活性化します。
- ・新たな環境汚染物質への対応をはじめとする環境保全の取り組みを充実し、安全で住みよいまちをつくります。

### (3) 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります

- ・市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の減量化や資源化を積極的、計画的に推進し、ごみを出さない生活様式の確立を図ります。
- ・持続的に発展が可能な社会を目指し、限られた資源を有効に利用する資源循環型社会を構築します。

## ■ 基本目標5 市民と行政がともに築くまち

私たちは、豊かな未来を築くために市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

社会の発展とともに物の豊かさを手に入れることができるようになった今日、私たちは、自分の価値観に基づき、自分らしい生き方を追求するようにもなりました。しかし、その一方で社会に対する関心や責任感が薄らいでいくことのないようにすることも大切です。個人生活の充実は社会とともにあり、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるために、その役割をともに分かち合うことが必要です。

本来、まちづくりは社会全体の幸福を高めることが目標です。しかし、個人の価値観が多様化した今日では、社会全体の幸福への理解も一様ではなくなりました。地球環境問題や少子高齢社会への対応、地方分権の推進など、これからのまちづくりの課題を解決するためには、社会を構成するすべてのものが協働して取り組まなければなりません。

そのため、従来の市民と行政の関係を改めて見直し、新しい「対等と協力」の関係のもとで、よりよいまちづくりの方向を見極め、行動していくことが重要です。

市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を図っていきます。

これらの取り組みを通して、市川の豊かな未来のために、市民と行政が対等な関係で「ともに考え」、「ともに選び」、「ともに行動する」、市民と行政が協働するまちをつくります。

### [施策の方向]

#### (1) 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

- ・多くの市民が市政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。
- ・情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図ります。

#### (2) まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

- ・市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、地域活動や市民同士の交流を通して、住みよい地域社会を形成できるようなコミュニティづくりを進めます。
- ・ボランティア活動やNPO活動などへの参加意欲を高めるとともに、自発的活動を支援します。

#### (3) 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

- ・都市の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。
- ・市民の多様な行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営と健全で安定した財政運営の確立を図ります。
- ・市域を超えて広がる市民生活や経済活動に対応するため、近隣自治体をはじめ、国、県との連携による広域行政を推進します。

#### (4) 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

- ・情報通信技術を通して、市民サービスの向上を図り、誰もがより快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・これからの情報社会において、すべての市民が等しくその恩恵を享受し、また、不利益を被ることがないよう環境整備を進めます。

## 4 むすびに

---

市川のまちは、人々が住み、働き、学び、憩う場として、はるか縄文の時代から現在、そして未来へと、時代の流れや社会の変化を受けながら、姿を変えて生きていきます。

私たちは、一人ひとりが輝きながら安心していきいきと暮らし、笑顔と思いやり、愛着と誇りを持って、この市川に住み続けていきたいと願い、心の底からふるさとと呼べるまちをつくり、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

この基本構想は、21世紀の第一四半世紀を展望したまちづくりの目標を、市民と行政が共有し、協働して実現していくための道標（みちしるべ）となるものです。

私たちは、目標とするまちづくりが確実に実現し、大きな成果をあげられるよう、施策を常に検証・評価し、ここに定める市川の将来都市像に一步ずつ近づくよう努めていきます。

# 資料編



# 01 用語解説

## あ行

アウトソーシング	業務の一部を外部に委託すること。
アーバンスポーツ	広い競技場等を必要とせず、都市の中でできる若者の遊びから生まれたスポーツ。
いちかわオープンガーデン	ガーデニングなど手入れされた家庭の庭を広く公開してもらい、鑑賞や交流の場とするもの（本市の取り組み）。
ウェルビーイング	心身と社会的な健康。

## か行

介護予防	高齢者が要介護状態にならないための対策や、すでに要介護状態の方の改善、症状が悪化することの防止を目的とした取り組み。
核家族	「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子のみ」「ひとり親と未婚の子のみ」からなる世帯。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
基幹系システム	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められる地方公共団体の情報システム標準化の対象となる住民基本台帳、税務等の20業務のシステム。
キッズゾーン	未就学児が安心して歩行できる空間を確保するための道路標示や標識等（本市の取り組み）。
国・県支出金	市の特定の事務事業に対する国や県からの交付金、補助金等。
繰出金	特別会計の予算の不足分を補うため等の費用。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場等から排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして発生する物質の総称。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。
公債費	市が借り入れた市債の元利償還金。
高齢化率	総人口に占める老年人口（65歳以上人口）の割合。

## さ行

サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。
産業特化係数	域内のある産業の比率を全国と同産業の比率と比較したもの。 1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされる。
市街化区域	既に市街地形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画に市街地を定める区域であり、都心の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	原則として用途地域は定めず、一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない市街化を抑制すべき区域。
市債	主に建設事業を行う際の国や金融機関等からの借入金。



## さ行

自然増減	出生数から死亡数を減じたもの。
指定文化財	文化財保護法又は条例に基づき、貴重なものとして国、県、市より指定を受けた文化財。指定された文化財は現状変更（建造物の修繕、史跡の掘削等）にも強い規制がかかる。
姉妹・友好都市	文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、分野を特定せず包括的に交流している都市のこと（本市における定義）。
社会増減	転入数から転出数を減じたもの。
住工混在	住宅と工場が混在した状態。
住宅確保要配慮者	高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者等の住宅の確保に特に配慮を要する者。
重点推進プログラム	本市において、計画期間が満了した第二次基本計画・実施計画と第三次基本計画をつなぐものとして策定し、「施政方針」や「教育行政運営方針」に定める重点事業等の進行管理を行うもの。
小学校区防災拠点協議会	震災時に備えて、平常時から地元自治（町）会や学校により構成され、発災時に本市職員と協力して避難所の立ち上げ及び運営支援を実施するもの（本市の取り組み）。
情報格差	インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差。
情報リテラシー	情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。
人件費	職員の給与や手当等にかかる費用。
性的少数者	性のあり方が社会的に少数となる人たち。
セクシャルマイノリティ	「性的少数者」と同義。

## た行

デジタルサイネージ	映像や文字等を表示する電子看板。本市では、駅前や庁舎内に設置している。
デジタル地域通貨	特定の限られた地域やコミュニティでのみ利用できる通貨で、国家や中央銀行以外の自治体・企業・NPO等が発行するもの、かつ、従来の紙や通帳型の地域通貨とは異なり、デジタルで発行・管理を行う地域通貨。
デジタルトランスフォーメーション	デジタル技術による変革のこと。本市の「DX憲章」では、「自治体としてDXに積極的に取り組むことにより、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値を創造していきます。」としており、DXを単にデジタル化を進めるだけの取り組みではなく「業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革」と定義づけている。
電話de詐欺	電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに來たりする手口の詐欺。平成27年（2015年）8月に千葉県が広報用の名称として命名。
登録有形文化財	指定文化財よりも選定基準及び登録後の規制を緩やかにすることで、広く有形文化財の保護と活用を目指す制度。例えば、建造物であれば、居住や営業目的で中を自由に改装することも可能。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。

## は行

バイスタンダー	けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人。
ハザードマップ（エリア）	地震、洪水、土砂災害等、過去の災害データや地理情報をもとに、それぞれの地域で起こる災害を予測し、被害範囲及び規模を地図にしたもの。
パートナーシティ	文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、特定の分野で交流している都市のこと（本市における定義）。
パラスポーツ	障がいのある人のために考えられたスポーツや障がいの有無に関わらず取り組めるスポーツ。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消等を指したが、現在では、意識や各種制度等あらゆる面において、社会参加を困難にするものを解消することに対しても使われる。
扶助費	生活保護費や児童手当の給付、私立保育園の運営委託費など、生活困窮者、子育て世帯、障がい者等の生活を支援するための費用。
普通建設事業費	庁舎や道路、公園、学校等公共施設の建設や改修等にかかる費用。
物件費	事務事業の委託料や手数料、光熱水費等の施設の維持管理等の費用。
補助費	各種団体に対する補助金や他団体と共同して事業を行うための負担金。

## ま行

窓口予約システム	引越、子育て、医療保険、年金、福祉に関する手続きの事前予約サービス（本市の取り組み）。
----------	---

## や行

ユニバーサルスポーツ	年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツ。
------------	---------------------------------------

## ら行

類似団体	人口と産業構造に応じ、全国市区町村を区分したもの。 当計画では、日本経済新聞社発行の全国都市財政年報における区分を使用。
------	---

## その他

AI	「アーティフィシャル・インテリジェンス (Artificial Intelligence)」の略。人工知能のこと。
AIチャットボット	チャット (対話形式) での問い合わせに対して、学習機能を有するAI (人工知能) が自動で回答をするサービスのこと (本市の取り組み)。
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
ICT	「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology)」の略。情報通信技術のこと。
IoT	「インターネット・オブ・シングス (Internet of Things)」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、モノとモノを情報技術で通信させる、人とモノをインターネットでつなげるといった技術全般。
LGBTQ+	「性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)」の総称として扱われる。「レズビアン (lesbian)」、「ゲイ (gay)」、「バイセクシュアル (bisexual)」、「トランスジェンダー (transgender)」、「クエア (queer)」、「クエスチョニング (questioning)」の頭文字と、これらに含まれない多様な性のあり方を表す「+ (プラス)」を組み合わせた言葉。
PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
RPA	「ロボティック・プロセス・オートメーション (Robotic Process Automation)」の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAIなどの技術を備えたソフトウェアロボットが代行、自動化するもの。
SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)」の略。Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。
Society5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
ZEB	「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building)」の略。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物。
5G	携帯電話等の通信に用いられる次世代通信規格のひとつである「第5世代移動通信システム」のこと。

# 02 計画策定の経緯

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
令和元年度	8月	令和元年度第1回総合計画審議会（8/8） 主な議題 「次期計画策定について」	
	10月	令和元年度第2回総合計画審議会（10/24） 主な議題 「次期基本計画策定について」	
	1月	令和元年度第3回総合計画審議会（1/9） 主な議題 「次期基本計画策定に関する建議書について」  総合計画審議会からの建議（1/23） 「市川市総合計画 次期基本計画策定に対する提言」	庁議（1/30） 主な議題 「市川市総合計画 次期基本計画の策定について」
令和2年度	8月	令和2年度第1回総合計画審議会（8/21） 主な議題 「第三次実施計画・市川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の実績報告について」	
	10月	令和2年度第2回総合計画審議会（10/23） 主な議題 「諮問 市川市総合計画の策定について」	
	1月	令和2年度第3回総合計画審議会（1/19） 主な議題 「第二次基本計画の評価に伴う市民意向調査の結果 について」 「社会情勢を踏まえた市川市の今後について」	
	3月	令和2年度第4回総合計画審議会（3/23） 主な議題 「第二次基本計画 総合評価書（案）について」	
令和3年度	5月	令和3年度第1回総合計画審議会（5/24） 主な議題 「次期総合計画に取り入れる視点について」	
	8月	令和3年度第2回総合計画審議会（8/16） 主な議題 「次期計画について」	行政経営会議（8/2） 主な議題 「次期基本計画について」  総合計画策定本部会議（8/23） 主な議題 「次期計画の策定について」
	11月	令和3年度第3回総合計画審議会（11/19） 主な議題 「第三次基本計画の施策の体系について」	
	1月	令和3年度第4回総合計画審議会（1/25） 主な議題 「重点課題の設定について」	
	3月		第1回総合計画策定 本部作業部会（3/29） 主な議題 「第三次基本計画の策定状況について」

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
令和4年度	5月	令和4年度第1回総合計画審議会 (5/16) 主な議題 「第三次基本計画全体構成案について」	
	6月		第2回総合計画策定本部 作業部会 (6/20) 主な議題 「第三次基本計画 施策別計画に関する作業について」
	7月	市民意向調査実施 (7/27~8/19) ※詳細はP168参照	
	8月	令和4年度第2回総合計画審議会 (8/2) 主な議題 「第三次基本計画 (案) について」 市民ワークショップ実施 (8/20・27) ※詳細はP169参照	
	9月		第3回総合計画策定本部 作業部会 (9/7) 主な議題 「第三次基本計画 施策別計画に関する作業について」
	10月	令和4年度第3回総合計画審議会 (10/11) 主な議題 「第三次基本計画の案について」	
	11月	令和4年度第4回総合計画審議会 (11/28) 主な議題 「第三次基本計画の案について」	
	12月	総合計画審議会からの答申 (12/9)	第4回総合計画策定本部 作業部会 (12/15) 主な議題 「第三次基本計画 (案) の最終確認について」
	1月		総合計画策定本部会議 (1/6) 主な議題 「第三次基本計画の策定について」  庁議 (1/19) 主な議題 「第三次基本計画の策定について」
	2月	令和4年度第5回総合計画審議会 (2/3) 主な議題 「実施計画 重点課題対応事業候補について」	
3月	第三次基本計画 議決 (3/13) 令和4年度第6回総合計画審議会 (3/27) 主な議題 「実施計画 (案) について」		

# 03 将来人口推計

※ I 総論／将来人口推計（P16）関連

## ■ 推計方法

推計期間 令和2年（2020年）～令和47年（2065年）まで5年毎の45年間

基準人口 令和2年（2020年）10月1日時点の国勢調査に基づく人口

推計方法 コーホート要因法

※年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

推計パラメータの基準値

将来のパラメータとして「出生率」「純移動率」「生残率」「出生性比」を設定

パラメータ	基準値	基準値の考え方
出生率	過去5年間の平均値	新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる令和2年（2020年）を除いた、平成27～令和元年（2015～2019年）の合計特殊出生率の平均値を採用。
純移動率	過去8年間の平均値	新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる令和2年（2020年）を除いた、平成24～令和元年度（2012～2019年度）の純移動率の平均値を採用。
生残率	平成27年（2015年） 都道府県別（千葉県）生命表	生残率のデータは5年更新のため、最新の統計データである平成27年（2015年）の生存率を採用。 ※推計には各歳別の生命表が必要であることから、都道府県別（千葉県）生命表を用いる。
出生性比	令和2年（2020年）の実績値	出生性比は過去5年間で大きな変動がないことから、最新の統計データである令和2年（2020年）の実績値を採用。

## ■ 推計シナリオ

### ◇ シナリオ1【市民希望達成モデル】

市の施策効果などが発揮され、出生や定住に関して、市民アンケート結果に基づく市民の希望がかなえられた場合を想定したシナリオ。

#### （1）出生率

市民アンケートに基づく市民希望出生率1.82を推計パラメータとして採用した。この市民希望出生率が、基準値から段階的に、国の長期ビジョンにおいて国民希望出生率の達成が想定されている2030年までに達成されるものとした。



(2) 純移動率

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」などで示されている東京一極集中の是正がなされていることを前提に、市民アンケートから、現在、本市において転出超過となっている子育て世代の定住に対する希望がない、東京都内や近隣市などへの転出が抑制されるものとした。

【東京一極集中の是正】

平成25年（2013）3月に「国立社会保障・人口問題研究所」が行った「日本の地域別将来人口推計」にある「純移動率を50%に定率縮小させる」という考え方に準じた。これにより、東京圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）以外に対する純移動率を、2030年までに基準値の50%へ段階的に低減されるものとした。

【転出超過層の転出抑制】

子育て世代（30～44歳）のうち、転出超過となっている東京都及び近隣市（船橋市、松戸市、習志野市、浦安市）への転出率については、2030年までに、基準値から市民アンケートに基づく希望転出率へ、段階的に達成されるものとした。なお、子育て世代のうち、東京都及び近隣市を除いた東京圏に対する純移動率については、基準値が継続するものとした。

(3) 生残率

将来的に市の政策により大きく変化させていくことは難しいとの考えから、平成24年（2012）1月に「国立社会保障・人口問題研究所」が行った「日本の将来人口推計」で用いている生残率の変化と同様に、基準値から推移していくものと想定した。

(4) 出生性比

将来的に変化することが考えにくいいため、現在の出生性比がそのまま将来にわたって継続するものと想定した。

◇ シナリオ2【国のビジョン達成モデル】

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」などに準じ、国民が希望する出生率の達成と、地方が創生し、東京の一極集中が是正され、地方から東京圏への人の流れがある程度停滞した場合を想定したシナリオ。

(1) 出生率

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の国民希望出生率に準じ、基準値から段階的に、2030年に1.8へ、2040年に人口置換水準の2.07へ回復するものとした。

(2) 純移動率

東京一極集中が是正された姿として、東京圏以外に対する純移動率が、2030年までに基準値の50%へ段階的に低減されるものとした。なお、東京圏に対する純移動率については、基準値が継続するものとした。

(3) 生残率

シナリオ1『市民希望達成モデル』と同様とした。

(4) 出生性比

シナリオ1『市民希望達成モデル』と同様とした。



## ◇ シナリオ3【基準値維持モデル】

現在の出生率及び純移動率の動向がそのまま将来にわたって継続するものと想定したシナリオ。通常の人口推計の方法といえる。

## (1) 出生率

基準値が将来にわたり継続するものと想定した。

## (2) 純移動率

基準値が将来にわたり継続するものと想定した。

## (3) 生残率

シナリオ1「市民希望達成モデル」と同様とした。

## (4) 出生性比

シナリオ1「市民希望達成モデル」と同様とした。

## ◆各推計シナリオにおけるパラメータ

考え方		2020年 (基準値)	2030年	2040年	
シナリオ1 【市民希望達成】	出生率	2030年に市民希望出生率が達成	1.34 (過去5年平均)	1.82 (市民希望)	同左
	純移動率	<b>■東京圏</b> 【近隣市・東京都】 ○子育て世代 (転出超過層) 2030年までに近隣市・東京都に対する転出が抑制され、定住化が促進(市民希望転出率が達成)	-0.15% (過去8年平均) (転入率1.01%/転出率1.16%)	0.33% (転出率×58.5%、 転入率は基準値のまま) (転入率1.01%/転出率0.68%)	同左
		○その他の世代 基準値が将来にわたり継続	-0.06% (過去8年平均)	同左	同左
		<b>■東京圏</b> 【近隣市・東京都以外】 基準値が将来にわたり継続	-0.08% (過去8年平均)	同左	同左
		<b>■地方</b> 2030年までに東京圏以外との純移動率が基準値の50%となる(東京一極集中の是正)	0.47% (過去8年平均)	0.235% (基準値×50%)	同左
シナリオ2 【国のビジョン達成】	出生率	2030年に国目標出生率が達成、 2040年に人口置換水準達成	1.34 (過去5年平均)	1.80 (国民希望)	2.07
	純移動率	<b>■東京圏</b> 基準値が将来にわたり継続	-0.29% (過去8年平均)	同左	同左
		<b>■地方</b> 2030年までに東京圏以外との純移動率が基準値の50%となる(東京一極集中の是正)	0.47% (過去8年平均)	0.235% (基準値×50%)	同左
シナリオ3 【基準値維持】	出生率	基準値が将来にわたり継続	1.34 (過去5年平均)	同左	同左
	純移動率	基準値が将来にわたり継続	0.18% (過去8年平均)	同左	同左

■ 将来人口推計の結果

(単位：人)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
シナリオ1	0～14歳	58,802	61,179	67,247	73,107	75,027	72,390	68,902	66,332	65,700
	15～64歳	331,817	331,961	327,295	316,157	303,212	298,728	294,932	289,268	278,623
	65歳以上	106,057	110,829	119,428	131,432	145,580	153,648	159,345	163,830	169,456
	計	<b>496,676</b>	<b>503,969</b>	<b>513,970</b>	<b>520,696</b>	<b>523,819</b>	<b>524,766</b>	<b>523,179</b>	<b>519,430</b>	<b>513,779</b>
シナリオ2	0～14歳		60,223	63,764	68,438	71,400	70,692	68,237	65,586	64,915
	15～64歳		327,518	313,970	293,527	271,624	259,136	250,902	245,214	236,707
	65歳以上	同上	110,829	119,428	131,432	145,580	152,840	155,854	154,717	152,631
	計		<b>498,570</b>	<b>497,162</b>	<b>493,397</b>	<b>488,604</b>	<b>482,668</b>	<b>474,993</b>	<b>465,517</b>	<b>454,253</b>
シナリオ3	0～14歳		57,106	54,990	53,034	51,055	48,218	44,577	41,142	38,559
	15～64歳		329,371	318,931	301,184	278,920	263,361	250,301	237,924	222,281
	65歳以上	同上	110,755	119,161	130,895	144,739	151,764	154,636	153,514	151,908
	計		<b>497,232</b>	<b>493,082</b>	<b>485,113</b>	<b>474,714</b>	<b>463,343</b>	<b>449,514</b>	<b>432,580</b>	<b>412,748</b>

※端数処理あり

# 04 ワークショップ・アンケート

## (1) アンケート

### ■ 目的

第三次基本計画の指標の現状値を調査するもの。

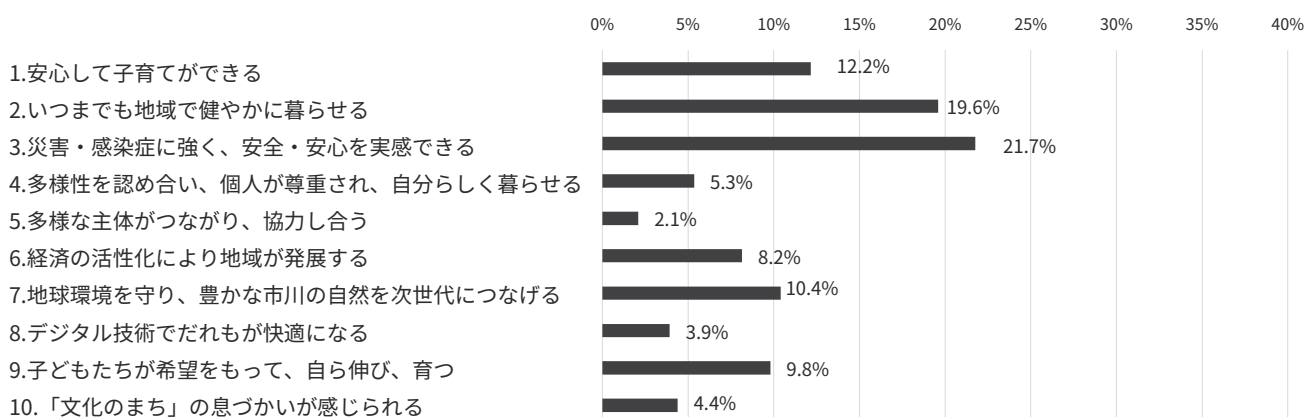
### ■ 概要

実施時期	令和4年7月27日～8月19日
対象者	18歳以上の市民 6,000人 (2,000人×3種類)
対象地域	市域全体
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	調査票を郵送にて配布し、回答は郵送又はオンラインにて回収
設問数	25問
回答率	36.6%

### ■ 調査項目

	項目	質問数	質問例	回答	結果
1	回答者の属性	5問	性別、年齢、居住地域、 市内での居住年数、家族構成 等	選択式	—
2	市の取り組みへの満足度 (施策の大分類別)	14問程度 (×3種類)	市の●●の取り組みに満足して いますか？	選択式 (5段階)	施策分野（施策の大分類） ごとに掲載（P45~145）
3	市川市の現在のイメージ (未来へのアプローチ別)	3問程度 (×3種類)	●●の環境を実感していますか？	選択式 (5段階)	未来へのアプローチの 現状値に掲載（P44）
4	本市の将来像について	1問	将来、市川市がどのようなまち であることを期待しますか？	選択式	下段に掲載
5	ご意見・ご要望	1問	—	自由記入	—

### ◆将来、市川市がどのようなまちであることを期待するか？



(2項目選択式)

## (2) ワークショップ

### ■ 目的

第三次基本計画（案）の策定にあたり、本市の将来の姿に係る市民の声を伺い、各施策のブラッシュアップを行うもの。

### ■ 概要

#### ◇ 1日目

開催日時 令和4年8月20日（土） 10時～12時

開催方法 オンライン

参加者数 13名（18歳以上の市川市在住・在勤・在学の方）

テーマ	主な意見
今、あなたの暮らしで「課題」に感じることや、将来「課題」になりそうなこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設の倍率が高い</li> <li>・ 気軽にランニング等ができる場所が少ない</li> <li>・ 低地部の内水氾濫</li> <li>・ 購買層が都心へ流出</li> <li>・ 多様な方へ向けた情報発信</li> <li>・ 自治会やボランティアの高齢化</li> <li>・ 住民同士の繋がりの薄れ</li> </ul>
今、「市川市の強み」や「可能性」だと感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 博物館、歴史的な場所などが多くある</li> <li>・ 都心からのアクセス</li> <li>・ 東京外郭環状道路開通による渋滞の改善</li> <li>・ 雑多な場所が少ない</li> <li>・ 映画館、商業施設などが便利</li> <li>・ 建売住宅で若いコミュニティが形成</li> <li>・ ボランティアをする方が多い</li> </ul>

#### ◇ 2日目

開催日時 令和4年8月27日（土） 10時～12時

開催方法 オンライン

参加者数 12名（18歳以上の市川市在住・在勤・在学の方）

テーマ	主な意見
将来、市の強みや可能性が発揮された場合、どのような市川になっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無電柱化で街がすっきりしている</li> <li>・ 地域でエネルギーが自給自足できる</li> <li>・ 市民、市議会、行政が協力している</li> <li>・ 神社や寺など市の魅力がPRされる</li> <li>・ 近隣の方と顔の見える関係が構築されている</li> <li>・ ボランティアの方が多くの場所で活躍している</li> <li>・ デジタル化によって迅速に災害情報が受け取れる</li> </ul>
2025年までに何をやる必要があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外の方がいても違和感がない環境をつくる</li> <li>・ 商売しやすい環境づくり</li> <li>・ 緑を増やす</li> <li>・ 市民が市の情報をしっかり把握できる情報発信</li> <li>・ コミュニティ、繋がりをつくる</li> <li>・ 若い力を積極的に活用する</li> <li>・ 市民が楽しく協力し合える環境づくり</li> <li>・ 市民が参加できるワークショップを増やす</li> </ul>

# 05 市川市総合計画審議会

## (1) 市川市総合計画審議会条例

昭和50年12月26日 条例第49号  
改正  
昭和53年4月10日 条例第30号  
平成11年3月24日 条例第04号  
平成14年3月22日 条例第01号  
平成23年3月28日 条例第04号

### (設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

### (組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 6名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 4名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

### (審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

## (2) 市川市総合計画審議会委員名簿

令和4年12月9日現在

氏名	役職等	備考
天野 敏男	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会 会長	
影山 育子	千葉県市川健康福祉センター センター長	
川口 学	市川子ども・子育て支援施設協会 会長	
国松 ひろき	市議会議員	
小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長	
小林 航	千葉商科大学政策情報学部 教授	副会長
酒井 玄枝	市川市芸術文化団体協議会 副会長	
庄司 妃佐	和洋女子大学家政学部家政福祉学科 教授	
鈴木 雅斗	市議会議員	
関 寛之	株式会社ちばぎん総合研究所 調査部長	
染谷 好輝	市川市農業協同組合 常勤監事	
長友 正徳	市議会議員	
中村 よしお	市議会議員	
中山 幸紀	市議会議員	
羽生 弘	京葉瓦斯株式会社 取締役社長 社長執行役員	
藤井 敬宏	日本大学理工学部 教授	会長
松永 鉄兵	市議会議員	
松丸 陽輔	市川市PTA連絡協議会 顧問	
三沢 建吾	京成電鉄株式会社経営統括部 部長	
村松 祐	連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 事務局長	
山極 記子	市川商工会議所 理事・事務局長	
山村 佳照	千葉県市川警察署 地域交通官	

(敬称略 委員名の五十音順)

### (3) 建 議

令和2年1月23日

市川市長

市川市総合計画審議会  
会長 藤井 敬宏

市川市総合計画審議会 第二次基本計画が令和2年度で終了するにあたり、次期基本計画の策定について検討した結果、市川市総合計画審議会条例第2条第1項に基づき、添付のとおり建議いたします。

#### 別紙

市川市総合計画審議会は、市川市総合計画第二次基本計画が令和2年度で計画期間の終了年を迎えることから、次期基本計画の策定に係る審議にあたり、本市をとりまく社会状況をはじめ、計画を策定するためのベースとなる人口の将来的な見通しや新たな市の取り組み等について検討した。

#### 1 はじめに ー市川市をとりまく状況ー

##### (1) 都市基盤整備に向けた今後の動向

都市の基盤ともいえるインフラ整備の面では、平成29年6月に東京外郭環状道路千葉県区間が開通して以降、交通や人の流れに大きな変化が生じている。

また、現在計画されている道路等については、市北部では、北千葉道路が、市南部では第二東京湾岸道路の整備が予定されており、それぞれ都市計画法上の手続きや、国・県等、関係機関による検討が始まったところである。

江戸川にかかる予定の（仮称）押切橋や（仮称）大洲橋については、千葉県の都市計画区域マスタープランに「おおむね10年以内に整備を予定する施設等」と位置付けられていることから、近い将来、これらの整備に向けた検討が始まれば、市川市にも大きな変化をもたらすことが予想される。

市街化区域に目を向ければ、これまでも本八幡駅北口周辺の再開発や塩浜地区の整備が順次進められてきている。特に、E地区と呼ばれる八幡中央通りから東側の区域については、新たに再開発に向けて地域が主体的に動き始めている。



一方、市街化調整区域については、現在のところ積極的に市街化区域に組み入れる動きはないものの、市の「市街化調整区域の土地利用方針」において、一定の条件により住宅開発を誘導する地域と位置づける区域を設けるなど、良好な市街地形成を目指していると見受けられる。

## (2) 計画策定のベースとなる人口動態

日本の総人口が減少傾向にある中で、市川市は人口が増加傾向にあり、令和元年には49万人を超えて、なお微増を続けている。

これは、首都圏近郊地域という地理的な優位性に加え、道路交通網や鉄道等、都市としての利便性が高いという特性や「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度策定。以下「総合戦略」）での取組によるものと考えられる。

人口構成の面では、生産年齢人口に増加はみられるものの、年少人口の減少、老年人口の増加はともに続いており、今後の少子高齢化の進展による市の活力低下の可能性も否めず、今後、本市がどのような人口政策を打ち出していくのかにより、計画の方向性が大きく変わる可能性があると考えられる。

特筆すべきは、外国人の人口が年々増加している点である。すでに市内総人口に占める人口の割合は平成30年度末時点で3.5%となっており、特に行徳地域は、市内外国人の5割強を占めている。今後、出入国管理法の改正に伴う新たな在留資格を持つ外国人の居住や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、外国人のさらなる流入が予想されるなど、計画の中で人口動態を考えるうえで、多文化共生社会を前提とした施策のありかたにも留意する必要がある。

## (3) 新市長による新たな取り組み

平成30年度から始まった村越市政では、さまざまな新しい取り組みが始まっている。

具体的には、SNSを活用した行政手続のオンライン化など、ICTの活用を前提とした新たなサービスが導入されてきている。さらに、今年度の施政方針では、先進的技術を積極的に活用し、新たな価値を創造することで社会課題を解決する「デジタルトランスフォーメーション」を推進するという方針を掲げ、多くの分野で新しい試みに取り組んでいることから、市民生活の質や利便性が大きく向上することが期待される。

また、現市政の特徴として、打ち出される政策や施策が機動的に判断されており、新しい施策の数々が時間を置かず功を奏することになれば、全く新しい都市へと変貌する可能性も秘めている。

## (4) 財政状況

一方で、計画を支える財政面に目を転じると、市川市では、財政健全化計画に基づき平成11年度から10年間にわたって財政の健全化に取り組み、公債費負担比率をはじめとした各財政指数は類似団体と比べてもおおむね良好な数値で推移してきている。

直近では、平成30年度の実質収支比率が5.3%、自治体の体力ともいえる財政力指数は1.065で平成29年度より0.015ポイント増加している。また、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は89.7%で、平成29年度決算の類似団体平均よりも低いものとなっているほか、基金残高が増となる一方で、市債の償還が進むなど、概して安定的な財政運営がなされている。

他方、中期財政計画によれば、令和2年度以降財源不足が予想されており、今後については必ずしも良好とはいえない状況となっている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック後の市場や人の動きが不透明であり、マイナスの影響を受けることも想定されており、予断を許さない状況にあると考えられる。

## 2 次期基本計画の策定に向けて

次に、これらの市川市をとりまく状況を踏まえたうえで、本審議会では主に人口動態に対する今後のとらえ方をはじめ、総合計画そのものの全体の枠組みや「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と基本計画の整合性について、審議を進めた。

### (1) 人口のとらえ方について

まず、人口についてであるが、委員からは、人口については、今は増加基調にあるが、今後も増加が続くものと見込むのか、増加は一時的なもので今後減少することを前提に考えていくのかについては、慎重な検討を要する。過去の統計を分析すると、市川市の人口は動きが短期的に大きく動いていることから、情報を常に更新し、柔軟な人口推計を行いつつ、将来を見通して計画を策定する必要があるとの意見が出された。

このほか、

人口が増えるか減るかという一元的な指標にとらわれることはない。

人口の定着化や移住人口、交流人口、関係人口など、さまざまな人口の動きを丁寧におさえていくことが必要である。

あらゆる人が住みやすいまちをつくることで適正な人口を維持することが望ましい。

地域の中で働く人を確保することが困難になってくることにも目を向けるべきである。

平和で豊かな地域社会をつくっていくことやいかに生産性を上げていくかという視点も重要である。

今後の都市開発や道路整備などの外的要因により市川市が受ける影響を想定することも必要である。

以上のような意見が出された。

### (2) 市川市総合計画の枠組みについて

次に、計画の枠組みについても見直しを検討しても良いのではないかという意見が出された。

主な意見として、現在の市川市総合計画（以下「総合計画」）は、25年の基本構想、10年の基本計画、3年の実施計画という、長期・中期・短期の3層構造となっている。しかし、将来を見通した計画とするには、基本構想も絶えず見直し、常にその先（例えば25年先）を見据えた計画とすることも検討すべきではないか。その場合には、基本計画と実施計画のあり方も含めた計画全体の枠組みについても検討が必要になるとの意見が出された。

また、新たな枠組みを整えていくにあたっては、現在の枠組みに縛られることなく、柔軟かつ大胆に組み替えるなどして計画を策定していくことも必要ではないかといった意見もあった。

結論として、枠組みまで含め検討するのであれば、策定を急ぐあまりに長期的にずれが生じたとしても見直すことができないということのないよう、次期計画に盛り込む将来像について、直近で進めるべきもの、長期で考えるべきものを整理したうえで、策定すべきであるとした。

(3) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」の扱いについて

最後に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」の扱いについて、検討を行った。

平成26年から始まった国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口急減、超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して決定されたものである。令和2年度から始まる第2期においては、重点を置くべき新たな視点の一つとして、「新しい時代の流れを力にする」ため、「SDGsを原動力とした地方創生」が掲げられている。

市川市では平成27年度から令和元年度までを計画期間とした総合戦略において、「住宅都市として、生産年齢人口の確保による持続可能な人口構成の構築」を将来展望とし、人口動態上の大きな課題となっている出生率の向上と子育て世帯の転出超過に対応する取り組みを進めてきた。

委員からは、総合戦略は総合計画で示している将来都市像の実現方法の一つとして位置づけられており、総合計画の施策のなかでも注力していく施策を進めるためのリーディングプランとしての意味合いがあるとも考えられる。このため総合戦略については、今後、総合計画と統合したうえで推進していく可能性も含め、総合計画との整合性について検討する必要があるのではないかとの意見が出された。

この意見を受け、総合計画に取り込んだ場合、SDGsが今後の地方創生においては必須の考えになることから、持続可能な開発の17の目標との関連づけを整理し、総合計画を拡充していくことが必要となってくる。目標は多種多様であるため、貧困の問題や気候変動への対処など、直近で手を打たなければいけないものは計画に反映させ、中長期的にやらなければいけないものを選択しながら取り込んでいくことが重要であるとの意見が出された。

また、今後、具体的な施策を検討する段階でSDGsの方向性に沿っているかを検証していくことも必要になってくる。このため、SDGsの理念を取り入れ、総合計画、総合戦略を一体的に推進する手法の研究も必要であり、十分な策定のための期間を設けるべきとの考えも示された。

### 3 むすび—提言—

市川市はこれまで、隣接する大都市の人口を受け入れる自治体としての役割を果たしてきた。人口が国全体で減少していく中で、市川市は比較的人口動態の動きが小さい都市だと思われる。

市川市が今後も持続的に都市としての機能を保持し、発展していくためには、基本計画の方向性をしっかりと見定める必要がある。

なぜならば、基本計画はまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針であり、人口が減少することを前提とした考え方を踏襲した計画とするか、インフラをはじめとするさまざまな外的要因を踏まえ人口増加の可能性を前提とした考え方による計画とするかにより、今後の市の施策が左右されるのみならず、上位にある計画の理念や将来都市像にも大きな影響を与えることになるからである。

そこで、審議会において以下の2点に意見集約が図られた。

- ①市川市においては人口の短期的な動向が大きいという特徴を踏まえ、今後、住民基本台帳人口および国勢調査を用いた短期的・長期的な人口推計を併せて行うことにより、将来を見通しつつ柔軟に計画を見直していくことができる仕組みを組み込むことが必要である。
- ②中長期的な視野に立ち、かつ時代に即した将来都市像を描くためには、これまでの長期の構想の形が適しているのか、新たな枠組みの検討も含め、次期基本構想、基本計画の枠組みや計画期間について検討することが望ましい。

本審議会としては、人口の動きをおさえつつ、市の目指すべき将来都市像を明確にし、適切な施策を盛り込むためには、性急に次期基本計画を策定するのではなく、慎重な検討と見極めの期間が必要と考える。

目安としては、令和2年度後半にオリンピック・パラリンピック終了後の社会状況がある程度見えてくること、令和2年度が国勢調査の実施年にあたり、人口動態を多面的に検討できることなどから、おおむね2年の見極めのための期間を設けることが適当ではないかと思われる。

この見極めの期間を使って、いかに豊かな地域社会をつくっていくか、新たな将来都市像も含めた計画の策定準備をしていただくよう、強く要請する。

よって、本審議会としては、本来であれば今年度より次期基本計画の審議に入るところであるが、これまで指摘した事項について速やかに検討していただくよう、市川市総合計画審議会条例第2条に基づき、ここに建議するものである。

なお、次期基本計画の策定にあたっては、総合戦略との一体的な推進やSDGsの理念の取り込み等についても、総合計画の推進上、最適となる手法を十分に検討されたい。

また、行政運営上、計画に空白の期間ができることは避けるべきと考えていることから、見極めの期間であっても、子育て支援や福祉、経済振興などの重要な施策や環境問題や災害対策などの喫緊の課題については、柱となる重点施策を立て積極的に進めていくよう努めていただきたい。

## (4) 諮 問

市川第20201009-0234号

令和2年10月23日

市川市総合計画審議会  
会長 藤井 敬宏 様

市川市長

市川市総合計画の策定について（諮問）

市川市総合計画審議会条例第2条の規定により、市川市総合計画の策定について諮問します。

## (5) 答 申

### 答申

令和4年12月9日  
市川市総合計画審議会

当審議会では、市川市総合計画の策定について、市長からの諮問を受け、慎重に審議し、検討を行った。

ここに、その結果を取りまとめ答申する。

#### 市川市総合計画審議会

会長	藤井敬宏
副会長	小林 航
委員	国松 ひろき
〃	鈴木 雅斗
〃	長友 正徳
〃	中村 よしお
〃	中山 幸紀
〃	松永 鉄兵
〃	影山 育子
〃	庄司 妃佐
〃	関 寛之
〃	羽生 弘
〃	天野 敏男
〃	川口 学
〃	酒井 玄枝
〃	小林 俊之
〃	松丸 陽輔
〃	村松 祐
〃	染谷 好輝
〃	三沢 建吾
〃	山極 記子
〃	山村 佳照



市川市では、平成13年4月に、21世紀の第一四半世紀を計画期間とする『基本構想』を策定し、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」との将来都市像のもと、第一次基本計画、第二次基本計画及び各実施計画を着実に実行し、20年にわたり市民福祉の向上と市政の発展に努力されてきた。

本審議会では、第二次基本計画が令和2年度で期間満了を迎えるにあたり、令和元年度より次期基本計画の策定に向けて、本市をとりまく社会状況をはじめ、計画を策定するためのベースとなる人口の将来的な見通しや新たな市の取り組み等について審議を行った。当時の本市を取り巻く社会状況は、都市基盤整備にあつては東京外郭環状道路の開通などによる人流の変化や、人口動態にあつては全国的に人口減少を続ける中、市川市では社会動態により微増を続けるなど、総合計画策定当初から大きく変化していた。

このことから、直ちに次期基本計画を策定するのではなく、今後の人口の動き等を捉えつつ、市の目指すべき将来都市像を明確にしたうえで、適切な施策を盛り込むための慎重な検討と見極めの期間が必要と考え、概ね2年間を次期計画策定のための準備期間とするよう、市長に対し、令和2年1月23日付で建議書を提出したところである。

この背景のもと、令和2年10月23日付『市川市総合計画の策定について』の諮問を受け、審議会においても本市を取り巻く社会状況の分析や人口動態、第二次基本計画の評価など、総合計画全体の見直しを含めた慎重な審議を行ってきた。

そのような中、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、社会環境や人々の生活に大きな変化を及ぼし、本市においても未だ市民生活に様々な影響が残り続けている。在宅勤務の進展など市民の働き方は大きく変化し、人口動態にあつては、県外からの転入者が大きく減るなど社会動態が抑制され、これまでとは異なる人口変化となった。

これら新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか先行きが不透明な中、長期展望を見据え、新たに長期計画を策定することは、直近の時勢に引きずられることになりかねない。そこで、令和3年度第2回総合計画審議会での審議を経て、現基本構想のもと、残存期間である令和7年度末までの『市川市第三次基本計画』を策定することを了承したものである。

その後の審議会においては、第三次基本計画において留意すべき「時代の潮流」や「本市の現状」「本市の重点課題」、それらを踏まえた「施策別計画」が、本市の今後3年の方向性を示す計画として妥当なものであるかについて審議を行ってきた。

その審議経過を以下のとおり記述する。

総合計画は、通常、中長期的な視点で計画を考えるが、今回の第三次基本計画の計画期間は3年間であることから、市川市の将来を見据えながらも、メガトレンドや足元の課題を捉えた計画とすべきとの意見があった。

このことから、第三次基本計画案では直近の動向をとらえるため「時代の潮流」や「本市の現状」、「第二次基本計画の評価」を整理し、さらに、これらを踏まえた「本市の重点課題」を8つ挙げられている。この8つの「本市の重点課題」は、本市を取り巻く社会状況を的確にとらえており、この3年間に於いて市が優先的に取り組むべき方向性を示すものとなっている。



「本市の重点課題」の中でも、人口減少・少子高齢化に根差した問題は、市川市にとって喫緊のものであることから、第三次基本計画では、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を統合することにより、総合計画の目的である「市の総合的な振興・発展」とまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標である「人口減少・少子高齢化への対応とまち・ひと・しごとの創生」に一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ることとなった。

このことにより、市民の理解も深まり、施策の実効性がより高まるものになると評価する。今後は、実施計画において定める個別事業がまち・ひと・しごと創生総合戦略と関連性があることをより明確にしたうえで、着実な事業実行を図られたい。

また、SDGsの観点からの施策の検討として、第三次基本計画では令和7年度（2025年度）を目標年次として将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めることはもとより、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの側面からも施策を整理しその達成にも積極的に取り組むことが明記された。

このことにより、市はSDGsの達成を目指す立場とその責任を明確化されたことは評価している。今後は、2030年の目標達成に向け加速度的に各施策を推進されたい。

「本市の重点課題」や、これまで約20年間続いてきた『市川市総合計画I&Iプラン21』における基本構想を踏まえ、第三次基本計画における3年間のまちづくりの目標を「具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり」と定めるとともに、各施策分野の横串となる「未来へのアプローチ」では、10の視点が明記され、施策横断的な視点から“市川らしい”施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題へ対応していくことが明記されている。また、横串をより実効的なものとするため評価指標自体の評価や進捗確認を行うことで、市民の未来へのアプローチを実感しているかを図るとともに、総合計画の全体の評価を確認するものとされている。

施策横断的な視点を持つことは重要であり、第二次基本計画における「いろいろアプローチ」を発展させたものになっているが、この横串が単なる施策の参考程度になることなく、より実効性が伴うよう施策別計画及び個別計画と連動していくことを期待する。

これらを総合的に踏まえたうえで施策別計画では、「危機管理」の分野における災害への対応として、自然災害だけでなく新興感染症への対応を位置付けたことや、域内経済循環の構築を目指し「地域経済」の分野を新たに追加したことなど、「本市の重点課題」等を踏まえた41の施策の大分類により施策別計画が構成されている。

以上の審議を経た『市川市第三次基本計画』は、3年間の短期間で取り組むべき施策を的確にとらえ、市川市総合計画I&Iプラン21の集大成として、また次期総合計画につないでいく計画として、その機能を十分有すると判断する。

冒頭に述べたとおり、本市を取り巻く社会状況は大きく変化している。四半世紀にわたり続いてきた『市川市総合計画I&Iプラン21』を次世代へつなげるため、また、絶えず変化する社会状況に的確に対応するため、次期総合計画の策定にあっては、第三次基本計画及び実施計画の評価を適切に行い、次期総合計画の策定に着実につなげることに加え、以下の点に留意されたい。

- 現在の市川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造となっている。将来を見通した計画とするには、基本計画と実施計画のあり方も含めた計画全体の枠組みについても検討が必要となる。新たな枠組みを整えていくにあたっては、現在の枠組みに縛られることなく、柔軟かつ大胆に組み替えることも検討されたい。
- 人口推計によれば令和7年ごろには人口減少がはじまるとされ、少子高齢化による社会保障関連経費の益々の負担増が見込まれる。2030年を目標年次とするSDGsへの対応や、2050年を目標年次とするカーボンニュートラルシティへの取り組みなど、持続可能な未来につながるまちづくりに向け、様々な諸課題に柔軟に対応する計画の策定が求められる。



## 市川市総合計画 I&Iプラン21 第三次基本計画

発行日 令和5年4月

発行者 市川市

編集 市川市 企画部 企画課





I&Iプラン21

## 市川市総合計画 第三次基本計画

The Ichikawa City Comprehensive Plan / The Third Basic Plan

2023→2025